参　考　資　料

文化行政の概括

（1）組織

■ 歴代文化庁長官

1	今	日出海	昭和43年6月15日 ～ 昭和47年7月1日
2	安達	健二	昭和47年7月1日 ～ 昭和50年9月12日
3	安嶋	彌	昭和50年9月12日 ～ 昭和52年9月20日
4	犬丸	直	昭和52年9月20日 ～ 昭和55年6月6日
5	佐野	文一郎	昭和55年6月6日 ～ 昭和58年7月5日
6	鈴木	勲	昭和58年7月5日 ～ 昭和60年3月31日
7	三浦	朱門	昭和60年4月1日 ～ 昭和61年9月1日
8	大崎	仁	昭和61年9月1日 ～ 昭和63年6月10日
9	植木	浩	昭和63年6月10日 ～ 平成2年7月1日
10	川村	恒明	平成2年7月1日 ～ 平成4年7月1日
11	内田	弘保	平成4年7月1日 ～ 平成6年7月25日
12	遠山	敦子	平成6年7月25日 ～ 平成8年1月9日
13	吉田	茂	平成8年1月9日 ～ 平成9年7月1日
14	林田	英樹	平成9年7月1日 ～ 平成12年6月15日
15	佐々木	正峰	平成12年6月15日 ～ 平成14年1月18日
16	河合	隼雄	平成14年1月18日 ～ 平成19年1月17日
17	近藤	信司	平成18年11月1日 ～ 平成19年4月1日
18	青木	保	平成19年4月1日 ～ 平成21年7月14日
19	玉井	日出夫	平成21年7月14日 ～ 平成22年7月30日
20	近藤	誠一	平成22年7月30日 ～ 平成25年7月8日
21	青柳	正規	平成25年7月8日 ～ 平成28年4月1日
22	宮田	亮平	平成28年4月1日 ～

■ 歴代文化庁次長

1	安達	健二	昭和43年6月15日 ～ 昭和47年7月1日
2	清水	成之	昭和47年7月1日 ～ 昭和49年6月18日
3	内山	正	昭和49年6月18日 ～ 昭和50年11月19日
4	今村	武俊	昭和50年11月19日 ～ 昭和51年6月1日
5	柳川	覺治	昭和51年6月1日 ～ 昭和52年4月18日
6	吉久	勝美	昭和52年6月10日 ～ 昭和54年6月16日
7	別府	哲	昭和54年6月16日 ～ 昭和56年7月1日
8	山中	昌裕	昭和56年7月1日 ～ 昭和57年7月9日
9	浦山	太郎	昭和57年7月9日 ～ 昭和58年10月1日
10	加戸	守行	昭和58年10月1日 ～ 昭和61年6月17日
11	久保庭	信一	昭和61年6月17日 ～ 昭和62年9月22日
12	横瀬	庄次	昭和62年9月22日 ～ 平成元年4月14日
13	遠山	敦子	平成元年4月14日 ～ 平成3年6月11日
14	吉田	茂	平成3年6月11日 ～ 平成4年7月1日
15	佐藤	禎一	平成4年7月1日 ～ 平成5年7月1日
16	林田	英樹	平成5年7月1日 ～ 平成7年7月1日
17	小野	元之	平成7年7月1日 ～ 平成9年7月1日
18	遠藤	昭雄	平成9年7月1日 ～ 平成10年7月1日
19	近藤	信司	平成10年7月1日 ～ 平成12年6月15日
20	伊勢呂	裕史	平成12年6月15日 ～ 平成13年1月6日
21	銭谷	眞美	平成13年1月6日 ～ 平成15年7月25日
22	素川	富司	平成15年7月25日 ～ 平成16年7月1日
23	加茂川	幸夫	平成16年7月1日 ～ 平成19年1月15日
24	髙塩	至	平成19年1月15日 ～ 平成21年7月14日
25	合田	隆史	平成21年7月14日 ～ 平成22年7月30日
26	吉田	大輔	平成22年7月30日 ～ 平成24年1月6日
27	河村	潤子	平成24年1月6日 ～ 平成26年7月25日
28	有松	育子	平成26年7月25日 ～ 平成28年1月1日
29	中岡	司	平成28年1月1日 ～

■ 文化庁の定員数の推移

単位　人

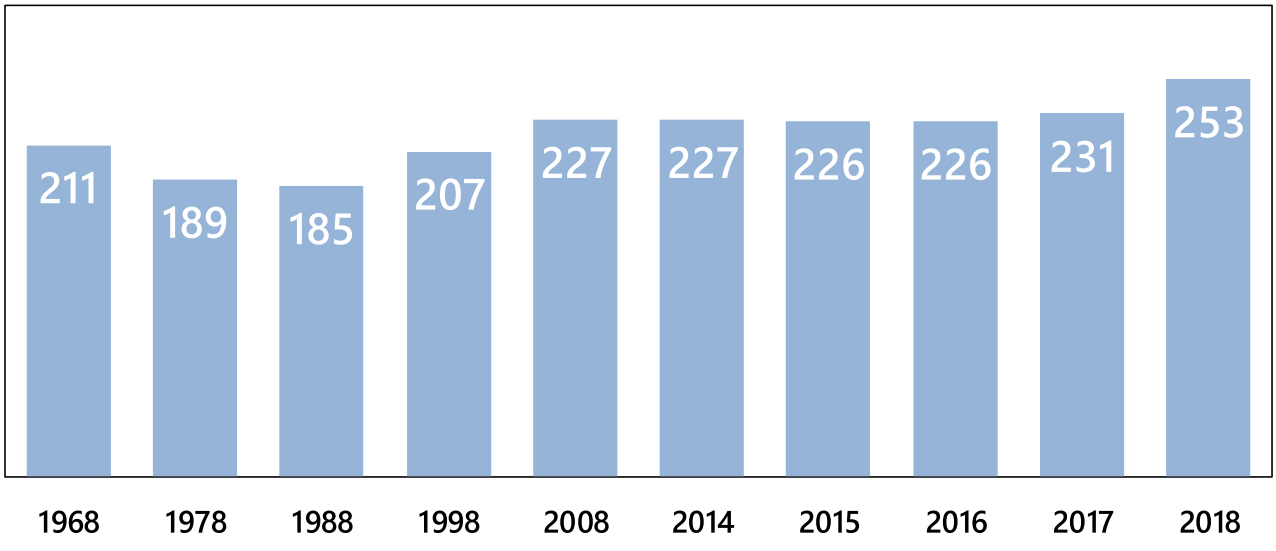

出典　1968年及び1978年は「文化庁年報」より。その他は文化庁調べ。

■ 文化庁の組織の変遷

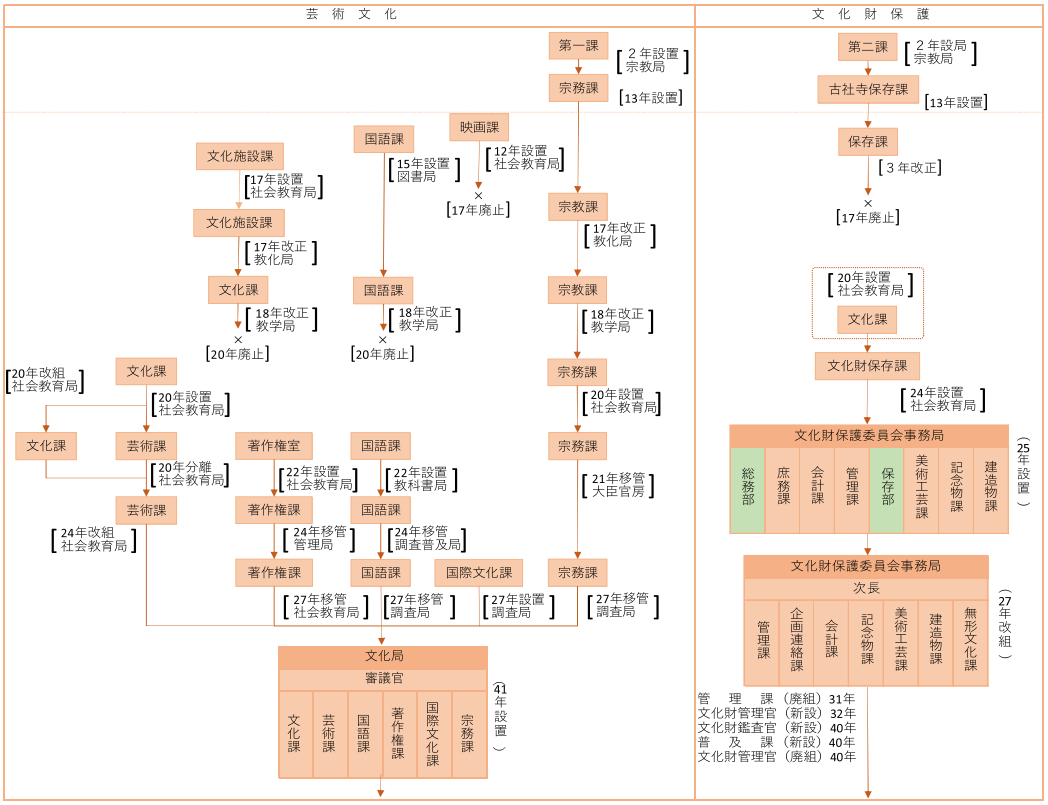
芸術文化
文化財保護
大正年代
昭和年代（戦前・戦中）
昭和年代（戦後20～43年）
第一課
2年設置 宗教局
宗務課
13年設置
第二課
2年設局 宗教局
古社寺保存課
13年設置
保存課
3年改正
17年廃止
20年設置 社会教育局
文化課
文化財保存課
24年設置 社会教育局
文化財保護委員会事務局
総務部 庶務課 会計課 管理課 保存部 美術工芸課 記念物課 建造物課
（25年設置）
文化財保護委員会事務局
次長
管理課 企画連絡課 会計課 記念物課 美術工芸課 建造物課 無形文化課
（27年改組）
管理課（廃組）31年
文化財管理官（新設）32年
文化財鑑査官（新設）40年
普及課（新設）40年
文化財管理官（廃組）40年
映画課
12年設置 社会教育局
17年廃止
国語課
15年設置 図書局
文化施設課
17年設置 社会教育局
文化施設課
17年改正 教化局
文化課
18年改正 教学局
20年廃止
国語課
18年改正 教学局
20年廃止
宗教課
17年改正 教化局
宗教課
18年改正 教学局
宗務課
20年設置 社会教育局
宗務課
21年移管 大臣官房
20年改組 社会教育局
文化課
文化課
20年設置 社会教育局
芸術課
20年分離 社会教育局
芸術課
24年改組 社会教育局
著作権室
22年設置 社会教育局
著作権課
24年移管 管理局
著作権課
27年移管 社会教育局
国語課
22年設置 教科書局
国語課
24年移管 調査普及局
国語課
27年移管 調査局
国際文化課
27年設置 調査局
宗務課
27年移管 調査局
文化局
審議官
文化課 芸術課 国語課 著作権課 国際文化課 宗務課
（41年設置）

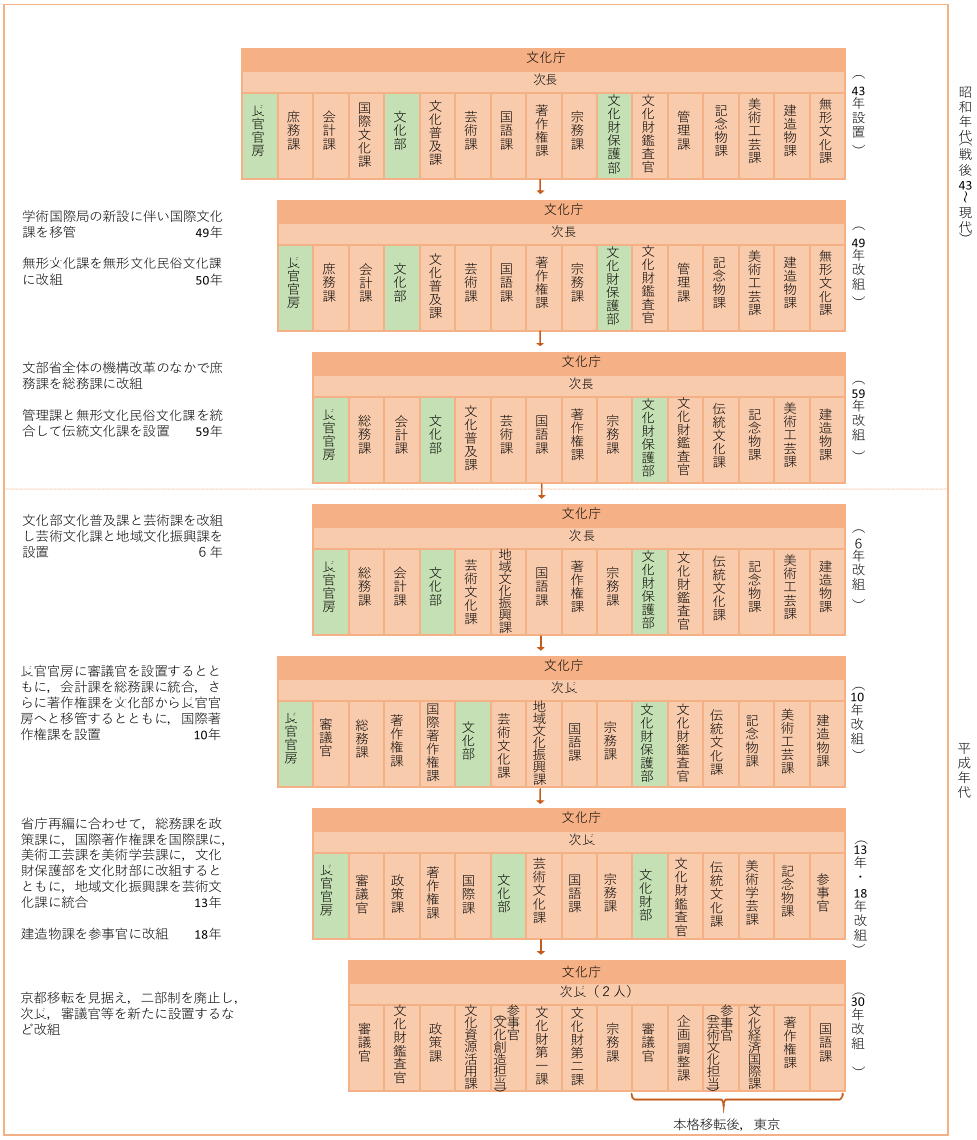
昭和年代（戦後43～現代）
平成年代
文化庁
次長
長官官房 庶務課 会計課 国際文化課 文化部 文化普及課 芸術課 国語課 著作権課 宗務課 文化財保護部 文化財鑑査官 管理課 記念物課 美術工芸課 建造物課 無形文化課
（43年設置）
学術国際局の新設に伴い国際文化課を移管 49年
無形文化課を無形文化民俗文化課に改組 50年
（49年改組）
文部省全体の機構改革のなかで庶務課を総務課に改組
管理課と無形文化民俗文化課を統合して伝統文化課を設置 59年
長官官房 総務課 会計課 文化部 文化普及課 芸術課 国語課 著作権課 宗務課 文化財保護部 文化財鑑査官 伝統文化課 記念物課 美術工芸課 建造物課
（59年改組）
文化部文化普及課と芸術課を改組し芸術文化課と地域文化振興課を設置 6年
長官官房 総務課 会計課 文化部 芸術文化課 地域文化振興課 国語課 著作権課 宗務課 文化財保護部 文化財鑑査官 伝統文化課 記念物課 美術工芸課 建造物課
（6年改組）
長官官房に審議官を設置するとともに，会計課を総務課に統合，さらに著作権課を文化部から長官官房へと移管するとともに，国際著作権課を設置 10年
長官官房 審議官 総務課 著作権課 国際著作権課 文化部 芸術文化課 地域文化振興課 国語課 宗務課 文化財保護部 文化財鑑査官 伝統文化課 記念物課 美術工芸課 建造物課
（10年改組）
省庁再編に合わせて，総務課を政策課に，国際著作権課を国際課に，美術工芸課を美術学芸課に，文化財保護部を文化財部に改組するとともに，地域文化振興課を芸術文化課に統合 13年
建造物課を参事官に改組 18年
長官官房 審議官 政策課 著作権課 国際課 文化部 芸術文化課 国語課 宗務課 文化財部 文化財鑑査官 伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官
（13年・18年改組）
京都移転を見据え，二部制を廃止し，次長，審議官等を新たに設置するなど改組
次長（2人）
審議官 文化財鑑査官 政策課 文化資源活用課 参事官（文化創造担当） 文化財第一課 文化財第二課 宗務課 審議官 企画調整課 参事官（芸術文化担当） 文化経済国際課 著作権課 国語課
（30年改組）
本格移転後，東京

■ 平成 30 年 10 月以降の組織

文化政策の総合的な推進のための機能強化

京都への移転を見据え、部制廃止、本省からの業務移管、他省庁からの職員配置等による組織再編を行い、文化行政の一層の推進（新・文化庁）に向けた機能強化を図る。

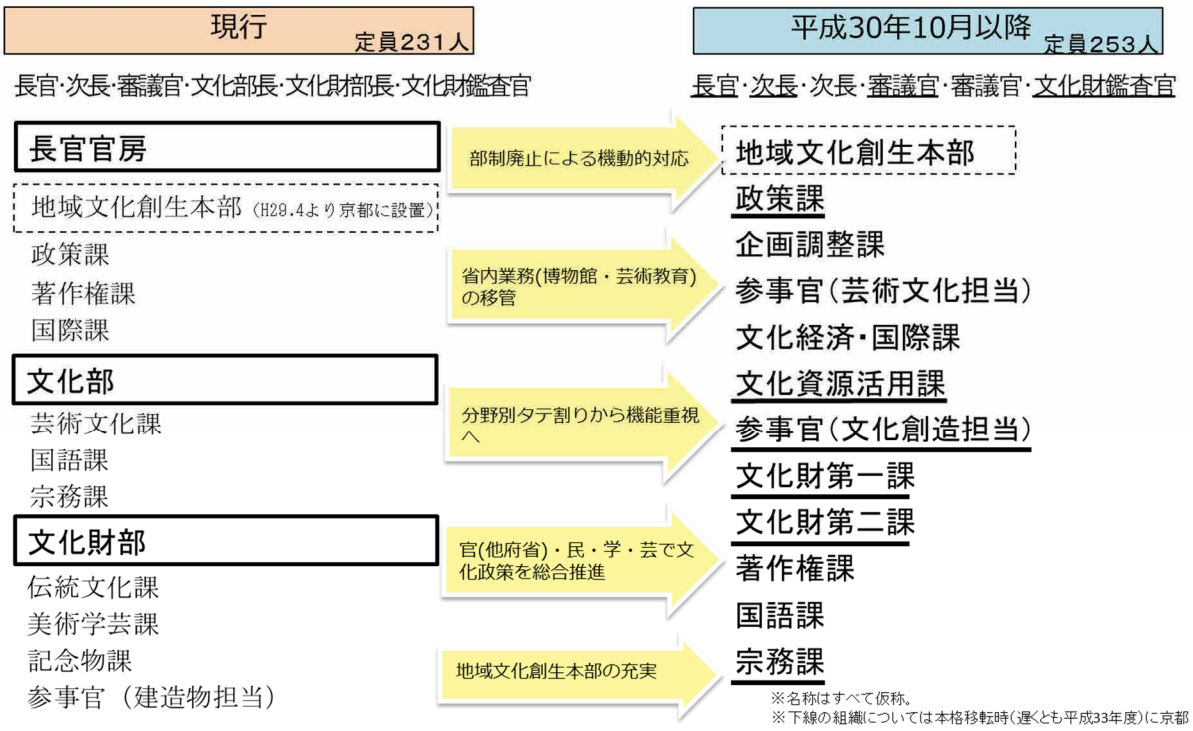

※名称はすべて仮称。
※下線の組織については本格移転時（遅くとも平成33年度）に京都

～新・文化庁各課の主な所掌事務～

政策課
- ○ 文化庁全般の人事、機構定員、予算、顕彰制度
- ○ 文化庁全体の総合調整、日本文化の発信、文化政策調査研究

文化資源活用課
- ○ 不動産である文化資源の活用に関すること
- ○ 世界文化遺産・無形文化遺産に関すること、日本遺産に関すること

参事官（文化創造）
- ○ 無形・動産である文化資源の活用に関すること
- ○ 生活文化振興、文化創造支援、文化による地方創生・共生社会推進

文化財第一課
- ○ 建造物以外の有形文化財の調査・指定等に関すること
- ○ 無形文化財、民俗文化財、文化財保存技術の調査・指定等に関すること

文化財第二課
- ○ 建造物である有形文化財の調査・指定等に関すること
- ○ 記念物、文化的景観、伝統的建造物群保存地区の調査・指定等に関すること

宗務課
- ○ 宗教法人の規則の認証等に関すること
- ○ 宗教に関する専門的、技術的な指導及び助言を行うこと

企画調整課
- ○ 国会対応総括、文化芸術推進基本計画
- ○ 博物館、劇場・音楽堂など文化施設、アイヌ文化、文化独法

文化経済・国際課
- ○ 文化経済戦略など各省との連携調整
- ○ 国際文化交流、国際協力

参事官（芸術文化）
- ○ 実演芸術、映画・メディア芸術など東京団体窓口
- ○ 学校における芸術に関する教育の基準の設定など人材育成

著作権課
- ○ 著作者の権利・出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること
- ○ 著作権等に関する条約に関する事務を処理すること

国語課
- ○ 国語の改善及びその普及に関すること
- ○ 外国人に対する日本語教育に関すること

※青枠の組織については、本格移転時（遅くとも2021年度）に京都に置くことを予定し、緑枠の組織については、東京に置くことを予定している。

■ 文部科学省設置法の一部を改正する法律　新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（任務） 第三条　文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツ及び文化に関する施策の総合的な推進を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。	（任務） 第三条　文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術及び文化の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツに関する施策の総合的な推進を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。
２・３　（略）	２・３　（略）
（所掌事務） 第四条　文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	（所掌事務） 第四条　文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
七十七　文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	（新設）
七十八　文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。	（新設）
七十九　文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十五号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十二号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。	七十七　文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十三号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
八十～九十五　（略）	七十八～九十三　（略）
２　（略）	２　（略）
（所掌事務） 第十六条　スポーツ庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第三号、第五号、第三十号、第三十八号、第三十九号、第六十九号から第七十六号まで、第八十八号（スポーツの振興に係るものに限る。）、第八十九号及び第九十一号から第九十五号までに掲げる事務並びに学校における体育及び保健教育の基準の設定に関する事務をつかさどる。	（所掌事務） 第十六条　スポーツ庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第三号、第五号、第三十号、第三十八号、第三十九号、第六十九号から第七十六号まで、第八十六号（スポーツの振興に係るものに限る。）、第八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事務並びに学校における体育及び保健教育の基準の設定に関する事務をつかさどる。
（任務） 第十八条　文化庁は、文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。	（任務） 第十八条　文化庁は、文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。
（所掌事務） 第十九条　文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第三号、第五号、第三十号、第三十二号（博物館に係るものに限る。）、第三十三号（博物館に係るものに限る。）、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第七十七号から第八十七号まで、第八十八号（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）、第八十九号及び第九十一号から第九十五号までに掲げる事務並び	（所掌事務） 第十九条　文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第三号、第五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第七十七号から第八十五号まで、第八十六号（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）、第八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事務をつかさどる。

に学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務をつかさどる。 （文化審議会） 第二十一条　文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。 二～五　（略） ２・３　（略）	（文化審議会） 第二十一条　文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。 二～五　（略） ２・３　（略）

■ 文部科学省設置法の一部を改正する法律案　第 196 回通常国会経過

平成 30 年 2 月 16 日　閣議決定
5 月 15 日　衆・本会議趣旨説明，質疑（1 H 15 M），衆・文部科学委員会付託
5 月 18 日　衆・文部科学委員会提案理由説明
5 月 23 日　質疑（7 H）
5 月 25 日　委員会可決
5 月 29 日　衆議院本会議可決
6 月　6 日　参・本会議趣旨説明，質疑（1 H 55 M），参・文教科学委員会付託
6 月　7 日　参・文教科学委員会提案理由説明，質疑（3 H），委員会可決
6 月　8 日　参議院本会議可決，成立

■ 文部科学省組織令の一部を改正する政令　新旧対照表（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　外局	第二章　外局
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　文化庁	第二節　文化庁
第一款　特別な職（第九十三条・第九十四条）	第一款　特別な職（第九十三条）
第二款　内部部局（第九十五条―百五条）	第二款　内部部局
（削る）	第一目　長官官房及び部の設置等（第九十四条―第九十八条）
（削る）	第二目　課の設置等（第九十九条―第百十一条）
附則	附則
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　外局	第二章　外局
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　文化庁	第二節　文化庁
第一款　特別な職	第一款　特別な職
（次長）	（次長）
第九十三条　文化庁に、次長二人を置く。	第九十三条　文化庁に、次長一人を置く。
（文化財鑑査官及び審議官）	（新設）
第九十四条　文化庁に、文化財鑑査官一人及び審議官二人を置く。	
2　文化財鑑査官は、命を受けて、文化庁の所掌事務のうち文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。以下同じ。）に関する専門的、技術的な重要事項に係るものを総括整理する。	
3　審議官は、命を受けて、文化庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。	
第二款　内部部局	第二款　内部部局
（削る）	第一目　長官官房及び部の設置等
（削る）	（長官官房及び部の設置）
	第九十四条　文化庁に、長官官房及び次の二部を置く。
	文化部
	文化財部
（課及び参事官の設置）	（長官官房の所掌事務）
第九十五条　文化庁に、次の九課及び参事官二人を置く。	第九十五条　長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
政策課	一　文化庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
企画調整課	二　文化庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
文化経済・国際課	三　機密に関すること。
国語課	四　長官の官印及び庁印の保管に関すること。
著作権課	五　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
文化資源活用課	六　法令案その他の公文書類の審査に関すること。
文化財第一課	七　文化庁の保有する情報の公開に関すること。
文化財第二課	八　文化庁の保有する個人情報の保護に関すること。
宗務課	九　文化庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
	十　広報に関すること。
	十一　文化庁の機構及び定員に関すること。

	十二　文化庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。 十三　文化庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。 十四　東日本大震災復興特別会計の経理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。 十五　東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。 十六　文化庁の行政の考査に関すること。 十七　文化の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。 十八　地域における文化の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。 十九　文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。 二十　文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。 二十一　著作者の権利、出版権及び著作隣接権（以下「著作権等」という。）の保護及び利用に関すること。 二十二　文化庁の情報システムの整備及び管理に関すること。 二十三　文化審議会の庶務（国語分科会、文化財分科会及び文化功労者選考分科会に係るものを除く。）に関すること。 二十四　前各号に掲げるもののほか、文化庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（削る）	（文化部の所掌事務） 第九十六条　文化部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。以下同じ。）に係る事項及び著作権等に係る事項を除く。以下この条及び第百四条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。 二　文化の振興のための助成に関すること。 三　劇場、音楽堂その他の文化施設に関すること（文化財部の所掌に属するものを除く。）。 四　文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。 五　文化の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。 六　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。 七　教育関係職員その他の関係者に対し、文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。 八　国語の改善及びその普及に関すること。 九　外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。 十　アイヌ文化の振興に関すること（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る。）。 十一　宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。 十二　独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関すること。

	（文化財部の所掌事務） 第九十七条　文化財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文化財の保存及び活用に関すること。 二　アイヌ文化の振興に関すること（文化部の所掌に属するものを除く。）。 三　文化施設のうち美術館（独立行政法人国立美術館が設置するものを除く。）及び歴史に関する博物館に関すること。
（削る）	
	（審議官及び文化財鑑査官） 第九十八条　長官官房に審議官一人を、文化財部に文化財鑑査官一人を置く。 2　審議官は、命を受けて、著作権等に関する重要事項その他の文化庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。 3　文化財鑑査官は、命を受けて、文化財部の所掌事務のうち文化財に関する専門的、技術的な重要事項に係るものを総括整理する。
（削る）	
	第二目　課の設置等
（削る）	
	（長官官房に置く課） 第九十九条　長官官房に、次の三課を置く。 政策課 著作権課 国際課
（政策課の所掌事務） 第九十六条　政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文化庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。 二　文化庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。 三　表彰及び儀式に関すること。 四　恩給に関する連絡事務に関すること。 五　機密に関すること。 六　長官の官印及び庁印の保管に関すること。 七　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 八　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。 九　文化庁の保有する情報の公開に関すること。 十　文化庁の保有する個人情報の保護に関すること。 十一　文化庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。 十二　広報に関すること。 十三　文化庁の機構及び定員に関すること。 十四　文化庁の事務能率の増進に関すること。 十五　文化庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。 十六　文化庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。 十七　文化庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。 十八　東日本大震災復興特別会計の経理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。 十九　東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。 二十　文化庁の職員に貸与する宿舎に関すること。 二十一　庁内の管理に関すること。 二十二　文化庁の行政の考査に関すること。 二十三　文化の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。	（政策課の所掌事務） 第百条　政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文化庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。 二　文化庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。 三　表彰及び儀式に関すること。 四　恩給に関する連絡事務に関すること。 五　機密に関すること。 六　長官の官印及び庁印の保管に関すること。 七　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 八　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。 九　文化庁の保有する情報の公開に関すること。 十　文化庁の保有する個人情報の保護に関すること。 十一　文化庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。 十二　広報に関すること。 十三　文化庁の機構及び定員に関すること。 十四　文化庁の事務能率の増進に関すること。 十五　文化庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。 十六　文化庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。 十七　文化庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。 十八　東日本大震災復興特別会計の経理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。 十九　東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。 二十　文化庁の職員に貸与する宿舎に関すること。 二十一　庁内の管理に関すること。 二十二　文化庁の行政の考査に関すること。 二十三　文化の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

（削る）	二十四　地域における文化の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。
二十四　文化庁の情報システムの整備及び管理に関すること。	二十五　文化庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
（削る）	二十六　文化審議会の庶務（国語分科会、著作権分科会、文化財分科会及び文化功労者選考分科会に係るものを除く。）に関すること。
二十五　前各号に掲げるもののほか、文化庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。	二十七　前各号に掲げるもののほか、文化庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（企画調整課の所掌事務） 第九十七条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 二　文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 三　劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。 四　博物館による社会教育の振興に関すること。 五　学芸員となる資格の認定に関すること。 六　アイヌ文化の振興に関すること（国語課の所掌に属するものを除く。）。 七　文化審議会の庶務（国語分科会、著作権分科会、文化財分科会及び文化功労者選考分科会に係るものを除く。）に関すること。 八　独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関すること。	（新設）
（文化経済・国際課の所掌事務） 第九十八条　文化経済・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　経済の振興に資する見地からの文化の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。 二　文化庁の所掌事務に関する税制に関する調整に関すること。 三　文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。 四　文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。	（新設）
（削る）	（著作権課の所掌事務） 第百一条　著作権課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　著作権等の保護及び利用に関すること（国際課の所掌に属するものを除く。）。 二　文化審議会著作権分科会の庶務に関すること。
（削る）	（国際課の所掌事務） 第百二条　国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。 二　文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。 三　著作権等に関する条約に関する事務を処理すること。

（削る）	（文化部に置く課） 第百三条　文化部に、次の三課を置く。 芸術文化課 国語課 宗務課
（削る）	（芸術文化課の所掌事務） 第百四条　芸術文化課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文化部の所掌事務に関する総合調整に関すること。 二　文化の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。 三　文化の振興のための助成に関すること。 四　劇場、音楽堂その他の文化施設に関すること（文化財部の所掌に属するものを除く。）。 五　文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。 六　文化の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。 七　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。 八　教育関係職員その他の関係者に対し、文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。 九　独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関すること。 十　前各号に掲げるもののほか、文化部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（国語課の所掌事務） 第九十九条　国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　国語の改善及びその普及に関すること。 二　外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。 三　アイヌ文化の振興に関すること（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る。）。	（国語課の所掌事務） 第百五条　国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　国語の改善及びその普及に関すること。 二　外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。 三　アイヌ文化の振興に関すること（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る。）。
（著作権課の所掌事務） 第百条　著作権課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　著作者の権利、出版権及び著作隣接権（次条第一号及び第百五条第一号において「著作権等」という。）の保護及び利用に関すること。 二　文化審議会著作権分科会の庶務に関すること。	（新設）
（文化資源活用課の所掌事務） 第百一条　文化資源活用課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文化（著作権等に係る事項を除く。以下この号において同じ。）に係る資源の活用（第百五条第五号から第八号までに規定するものを除く。）による文化の振興に関すること。 二　文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。 三　文化財についての補助及び損失補償に関すること。	（新設）

（文化財第一課の所掌事務） 第百二条　文化財第一課は、次に掲げる事務（第一号から第四号までに掲げる事務にあっては、文化財についての補助及び損失補償に係るものを除く。）をつかさどる。 一　建造物以外の有形文化財の保存に関すること。 二　無形文化財の保存に関すること。 三　民俗文化財の保存に関すること。 四　文化財の保存技術の保存に関すること。 五　文化審議会文化財分科会の庶務に関すること。	（新設）
（文化財第二課の所掌事務） 第百三条　文化財第二課は、次に掲げる事務（文化財についての補助及び損失補償に係るものを除く。）をつかさどる。 一　建造物である有形文化財の保存に関すること。 二　記念物の保存に関すること。 三　文化的景観の保存に関すること。 四　伝統的建造物群保存地区の保存に関すること。 五　埋蔵文化財の保存に関すること。	（新設）
（宗務課の所掌事務） 第百四条　宗務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。 二　都道府県知事に対し、宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。	（宗務課の所掌事務） 第百六条　宗務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。 二　都道府県知事に対し、宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
（参事官の職務） 第百五条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務（第五号から第八号までに掲げる事務にあっては、文化財についての補助及び損失補償に係るものを除く。）を分掌する。 一　文化（文化財に係る事項及び著作権等に係る事項を除く。以下この条において同じ。）の振興（文化に係る資源の活用によるものを除く。次号及び第四号において同じ。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。 二　文化の振興のための助成に関すること。 三　文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。 四　文化の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。 五　建造物以外の有形文化財の活用に関すること。 六　無形文化財の活用に関すること。 七　民俗文化財の活用に関すること。 八　文化財の保存技術の活用に関すること。 九　学校における芸術に関する教育の基準の設定に関すること。 十　私立学校教育の振興のための学校法人（放送大学学園を除く。）その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（学校における芸術に関する教育に係るものに限る。）に関すること。 十一　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における芸術に関する教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。 十二　教育関係職員その他の関係者に対し、学校における芸術に関する教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。	（新設）

	（文化財部に置く課等） 第百七条　文化財部に、次の三課及び参事官一人を置く。 伝統文化課 美術学芸課 記念物課
（削る）	（伝統文化課の所掌事務） 第百八条　伝統文化課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文化財部の所掌事務に関する総合調整に関すること。 二　文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。 三　文化財についての補助及び損失補償に関すること。 四　無形文化財、民俗文化財及び文化財の保存技術の保存及び活用に関すること。 五　アイヌ文化の振興に関すること（文化部の所掌に属するものを除く。）。 六　文化審議会文化財分科会の庶務に関すること。 七　前各号に掲げるもののほか、文化財部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（削る）	（美術学芸課の所掌事務） 第百九条　美術学芸課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　建造物以外の有形文化財の保存及び活用に関すること（伝統文化課の所掌に属するものを除く。）。 二　文化施設のうち美術館（独立行政法人国立美術館が設置するものを除く。）及び歴史に関する博物館に関すること。 三　独立行政法人国立文化財機構の組織及び運営一般に関すること。
（削る）	（記念物課の所掌事務） 第百十条　記念物課は、次に掲げる事務（伝統文化課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　記念物及び文化的景観の保存及び活用に関すること。 二　埋蔵文化財の保護に関すること。
（削る）	（参事官の職務） 第百十一条　参事官は、次に掲げる事務（伝統文化課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　建造物である有形文化財の保存及び活用に関すること。 二　伝統的建造物群保存地区の保存及び活用に関すること。

（2）予算

■ 文化庁予算額の推移（使途別）

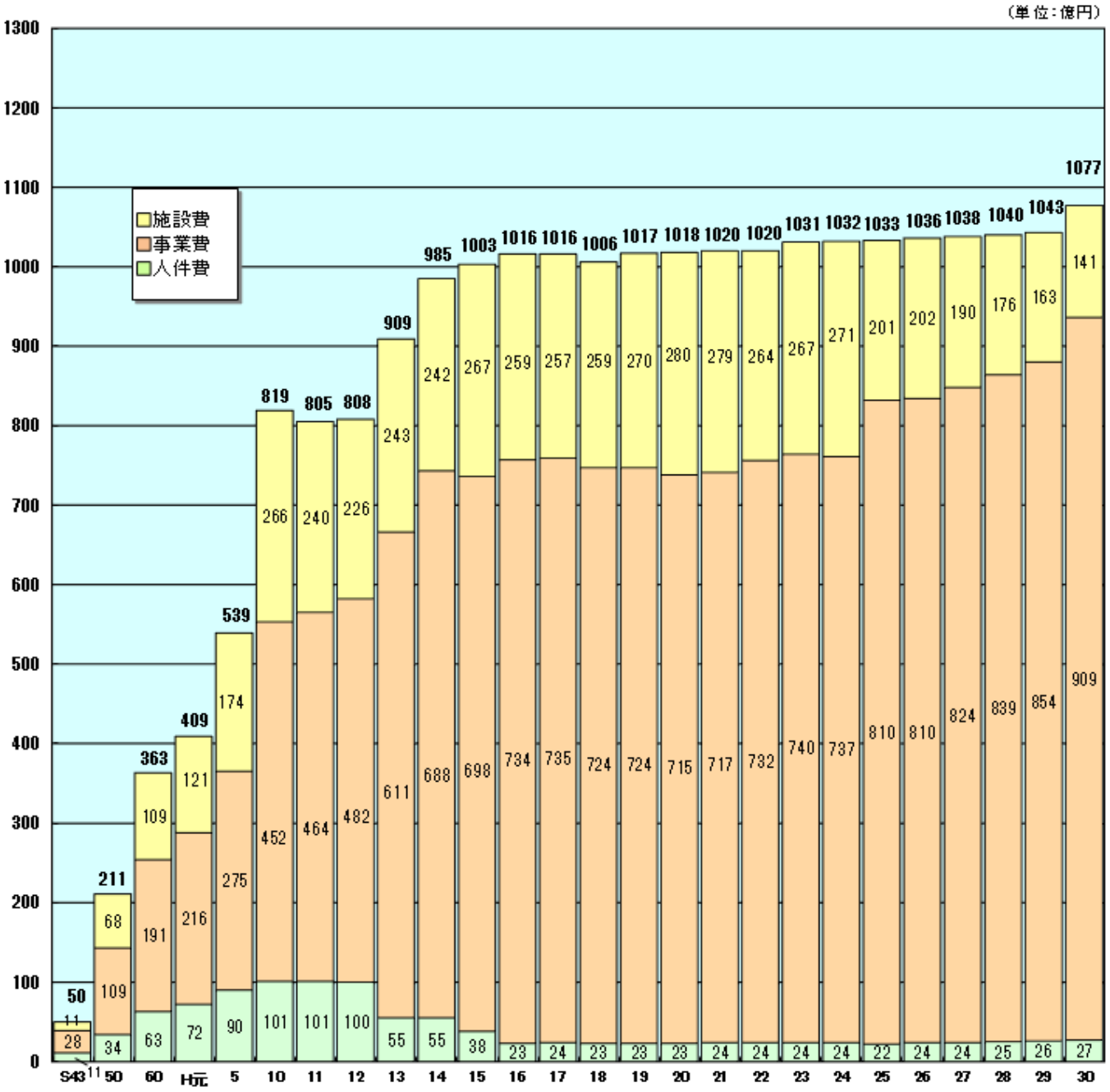

■ 平成 30 年度予算の内訳（単位：百万円）



（注）1．単位未満を各々四捨五入しているため、合計額と合致しない場合がある。

■ 対国家予算に占める文化庁予算の割合の推移（%）

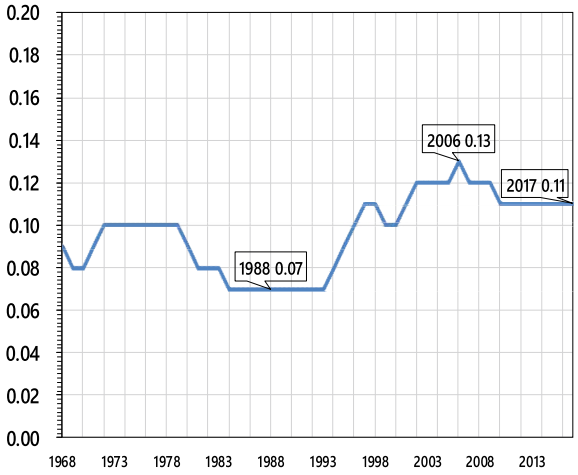

■ 対文科省予算に占める文化庁予算の割合の推移（%）

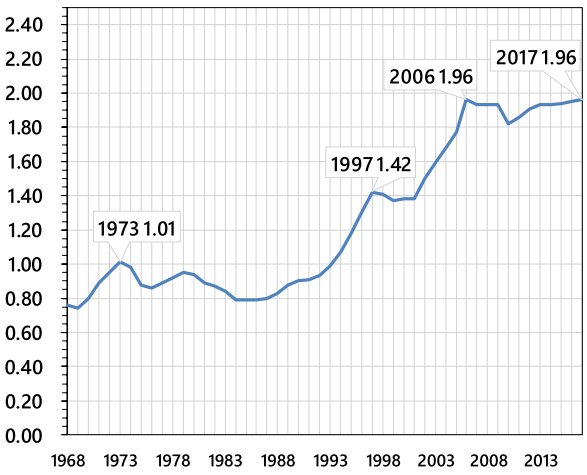

■ 各国の文化予算（2017 年度）

○ フランス及び韓国が上位となっている理由としては、フランスについては、同国の文化・コミュニケーション省の予算が組織拡大などにより長期にわたり増加傾向にあったこと、韓国については、文化体育観光部に加えて独立した文化財庁が存在し両組織の予算がいずれも増加傾向にあることなどが挙げられる。

○ なお、例えば民間からの寄付金等については含まれていないものもあり、これらのデータは、各国における文化活動全体の経済規模とは必ずしも一致しない。

1．各国の文化予算額の比較（2017年度）

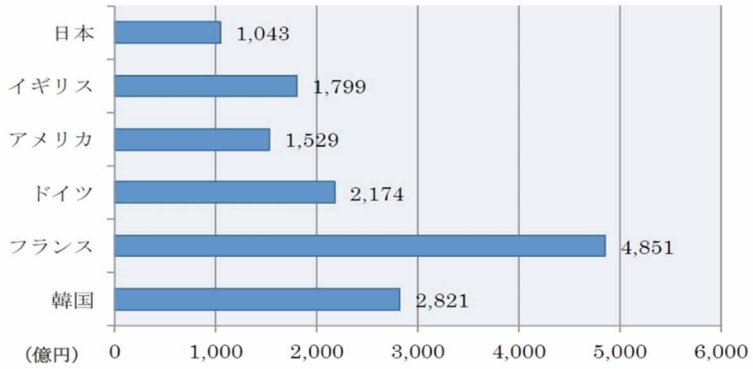

2．各国の文化予算が国家予算に占める割合の比較（2017年度）

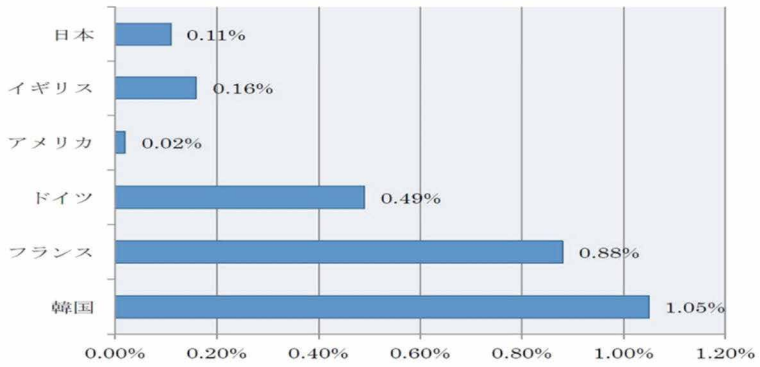

出典：文化庁委託事業「諸外国の文化政策等の比較調査研究事業報告書」
http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/r1393024_04.pdf

■ 各国の文化 GDP

「文化GDP」の定義や算出方法・呼称については、各国で異なっているが、おおむね、各国の総GDPの約3～4%を占める。他方、我が国の文化GDP推計は、総GDPの1．8%（約8．8兆円）となっている。

※ 暫定的・試行的なものであり、今後、定義や算出方法の見直しも含めて更なる検討・検証が必要。

＜我が国の「文化GDP」推計の総額と内訳（2014年）＞

業種	（億円）
美術、音楽、舞台芸術、文学	1,623
博物館、美術館	94
映画	9,509
写真	1,506
デザイン・サービス	15,335
その他（個人教授等）	2,532
放送	20,635
出版	24,246
レコード音楽	2,860
ゲーム	6,550
その他（遊技場・娯楽業等）	2,894
合計	**87,784**

出典：平成27年度文化庁委託事業「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事業」（ニッセイ基礎研究所）

＜各国の「文化GDP」の総GDP比率＞

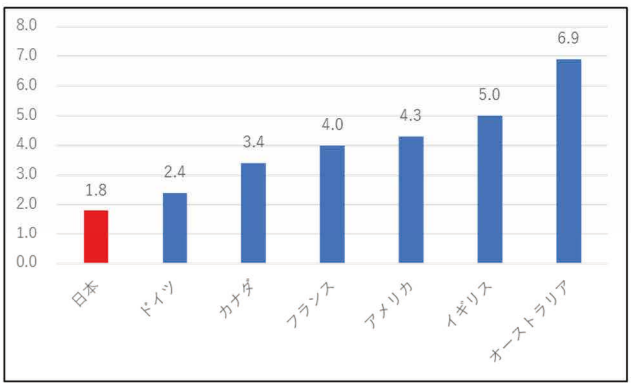

出典：諸外国の調査研究や報告書に基づき、ニッセイ基礎研究所が作成

（３）文化関係税別

	事項	措置内容※現状	
国税	特定公益増進法人への寄附	〔公益社団・財団法人等、地方独立行政法人（博物館相当施設の設置・管理業務を主たる目的とするもの）〕	〔個人の寄附金〕 ①「寄附金額（注１）－2千円」を所得控除（所得税） ②「寄附金額（注１）－2千円」を所得控除（所得税） または 「（寄附金額（注１）－２千円）×40%」（注２）を税額控除（所得税） ※いずれか有利な方を寄附者が選択可 ※左欄の下線の法人のうち、一定の要件を満たす法人のみ対象 〔法人の寄附金〕 一般の寄附金の損金算入限度額とは別に「（所得金額の6.25%＋資本金等の金額の0.375%）×1/2」を損金算入（法人税）
		〔独立行政法人〕 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会（平成１５年１０月～）	
	認定特定非営利活動法人への寄附	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	
	認定特定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る）を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務（助成金の支給に限る）を行う公益信託	
	指定寄附金	〔公益社団・財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人〕 国宝・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	〔個人の寄附金〕 「寄附金（注１）－２千円」を所得控除（所得税） 〔法人の寄附金〕 寄附金を全額損金算入（法人税）
	相続財産の寄附	〔公益社団・財団法人等〕	非課税（相続税）
		〔独立行政法人〕 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会（平成１５年１０月～）	
		〔認定特定非営利活動法人〕 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	
	重要文化財等の譲渡所得	国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館・博物館相当施設の設置及び管理業務を主たる目的とする地方独立行政法人に対する重要文化財（動産または建物）の譲渡	非課税（所得税）
		国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要有形民俗文化財（土地を除く）の譲渡（平成30年12月31日まで）	1/2課税（所得税）
		国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立科学博物館、博物館相当施設のうち博物館又は植物園を設置する地方独立行政法人に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡	2,000万円を限度とする特別控除（所得税）、損金算入（法人税）
	重要文化財の相続・贈与	重要文化財である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	財産評価額の70/100を控除（相続税・贈与税）
		登録有形文化財である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除（相続税・贈与税）
		伝統的建造物（文部科学大臣が告示するもの）である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除（相続税・贈与税）
	登録美術品の相続	納付すべき相続税額について、登録美術品を相続税として物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ
	重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）の相続	保存活用計画を策定し、国による認定を受け、美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）の相続	猶予（相続税）
地方税	重要文化財等の所有	国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物（家屋及びその敷地）	非課税（固定資産税・特別土地保有税・都市計画税）
		登録有形文化財（家屋）	1/2課税（固定資産税・都市計画税）
		登録有形民俗文化財（家屋）	1/2課税（固定資産税・都市計画税）
		登録記念物（家屋及びその敷地）	1/2課税（固定資産税・都市計画税）
		重要文化的景観を形成している家屋（文部科学大臣が告示するもの）及びその敷地	1/2課税（固定資産税・都市計画税）
		重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋（文部科学大臣が告示するもの）	非課税（固定資産税・都市計画税）
		重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の家屋の敷地等	税額を適宜免除・軽減（固定資産税・都市計画税）
		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設（家屋及びその敷地）（平成31年12月31日まで）	1/2課税（固定資産税・不動産取得税・都市計画税）
	障害者等に対応した劇場・音楽堂等の所有	障害者・高齢者に対応してバリアフリー対策を行い、基準を満たした劇場・音楽堂等）（平成32年3月31日まで）	2/3課税（固定資産税・都市計画税）

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。

（注１）総所得金額の40%を限度

（注２）所得税額の25%を限度

（4）文化関係法令

■ 文化関係法令の改正沿革（分野別）

※注　灰色塗りつぶし：廃止された法律／一部改正：点線囲い／下線：議員立法

	1967以前	1968～1977	1978～1987	1988～1997	1998～2007	2008～2018
基本法					文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）	「文化芸術基本法」に改正（平成29年6月23日施行）
著作権（条約）	文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約締結（明治32年） 万国著作権条約（万国条約）締結（昭和31年）	ベルヌ条約ブラッセル改正条約締結（昭和49年） ベルヌ条約パリ改正条約締結（昭和50年） 万国著作権条約パリ改正条約締結（昭和52年）	許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（レコード保護条約）締結（昭和53年）	実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する国際条約（隣接権条約）締結（平成1年） 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO協定）受諾（平成6年）	著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）締結（平成12年） 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）締結（平成14年）	視聴覚的実演に関する北京条約締結（平成26年） 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）国会承認（平成30年） 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約国会承認（平成30年）
著作権（国内法）	出版条例（明治2年行政官達） 著作権法（明治32年法律39号） 著作権二関スル仲介業務二関スル法律（仲介業務法）（昭和14年法律第67号） 連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭和27年法律第302号） 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和31年法律第86号）	著作権法（昭和45年法律第48号）	著作権法改正（昭和53年10月14日施行／レコード保護条約対応） 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法（昭和58年法律第76号） 著作権法改正（昭和60年1月1日施行／貸与権の創設等） 著作権法改正（昭和61年1月1日施行／コンピュータ・プログラム関係等） 著作権法改正（昭和62年1月1日施行／データベース、ニューメディア関係等） プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和61年法律第65号）	著作権法改正（昭和63年11月21日施行／著作隣接権の保護期間、海賊版関係等） 著作権法改正（平成元年10月26日施行／実演家等保護条約対応） 著作権法改正（平成4年1月1日施行／レコードの保護強化等） 著作権法改正（平成5年6月1日施行／私的録音録画に係る補償金制度の導入等） 著作権法・万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律改正（平成8年1月1日施行／WTO協定締結対応） 著作権法改正（平成9年3月25日施行／著作隣接権の保護強化等）	著作権法改正（平成10年1月1日施行／WCT等対応） 著作権法改正（平成10年10月1日、平成12年1月1日施行／技術的保護手段の回避等） 著作権法・万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律改正（平成13年1月1日、平成14年3月6日施行／視聴覚障害者、救済関係等） 仲介業務法改正・著作権等管理事業法（平成12年法律第131号） 知的財産基本法（平成14年法律第122号） 著作権法改正（平成14年10月9日、平成15年1月1日施行／放送事業者等に対する送信可能化権の創設等） 著作権法改正（平成16年1月1日施行／「映画の著作物」の保護の強化等） 著作権法改正（平成17年1月1日施行／音楽レコードの還流防止措置等） 著作権法改正（平成19年1月11日、7月1日施行／IPマルチキャスト放送に係る放送の同時再送信等） 映画の盗撮の防止に関する法律（平成19年法律第65号）	著作権法改正（平成22年1月1日施行／インターネット等を活用した著作物等の利用円滑化措置等） 著作権法改正（平成25年1月1日等施行／いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備等） 著作権法改正（平成27年1月1日施行／電子書籍に対応した出版権の整備等） 著作権法改正（平成31年1月1日施行等／柔軟な権利制限規定等の整備等）

	1967以前	1968～1977	1978～1987	1988～1997	1998～2007	2008～2018
文化財（条約）				世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約受諾（平成4年）		文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約受諾（平成14年） 無形文化遺産の保護に関する条約受諾（平成16年） 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約批准（平成19年）
文化財（国内法）	古器旧物保存方（明治4年布告） 古社寺保存法（明治30年法律第49号） 史蹟名勝天然紀念物保存法（大正8年法律第44号） 国宝保存法（昭和4年法律第17号） 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号） 文化財保護法（昭和25年法律第214号） 文化財保護法改正（昭和29年7月1日施行／重要無形文化財及び重要民俗資料の指定制度の創設等） 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	文化財保護法改正（昭和50年10月1日施行／民俗文化財の制度の充実、伝統的建造物群保存地区制度及び文化財保存技術の保護制度の創設）		地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成4年法律第88号） 接収刀剣類の処理に関する法律（平成7年法律第133号） 文化財保護法改正（平成8年10月1日施行／文化財登録制度創設等） 美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成10年法律第99号）	文化財保護法改正（平成12年4月1日施行／地方分権に向けた国の権限の都道府県等への移譲や機関委任事務制度の廃止等） 文化財の不法な輸出入等に規制等に関する法律（平成14年法律第81号） 文化財保護法改正（平成17年4月1日施行／文化的景観を新たに保護の対象とする等） 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成18年法律第97号） 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成19年法律第32号）	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号） 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成23年法律第15号） 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号） 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の促進に関する法律（平成26年法律第85号） 文化財保護法改正（平成31年4月1日施行／地域における文化財の総合的な保存・活用等）
文化芸術				音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律（平成6年法律第107号）		劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号） 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（平成30年法律第48号）

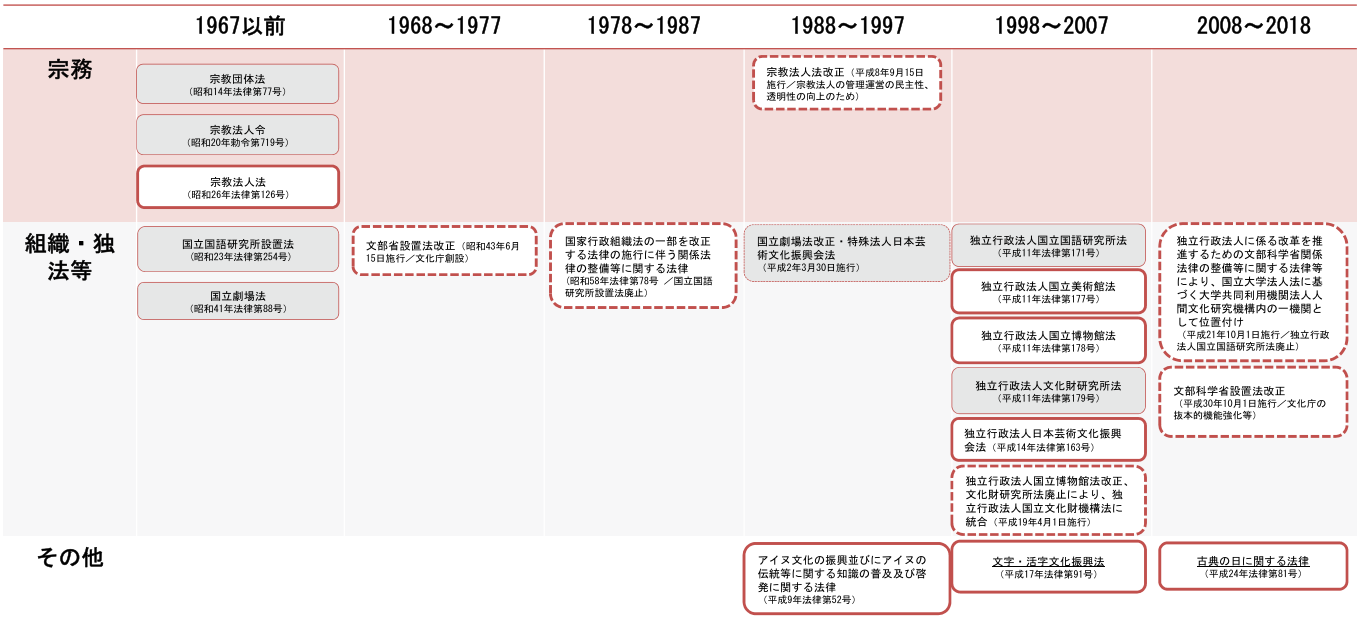

（5）国立文化施設

■ 国立文化施設の変遷

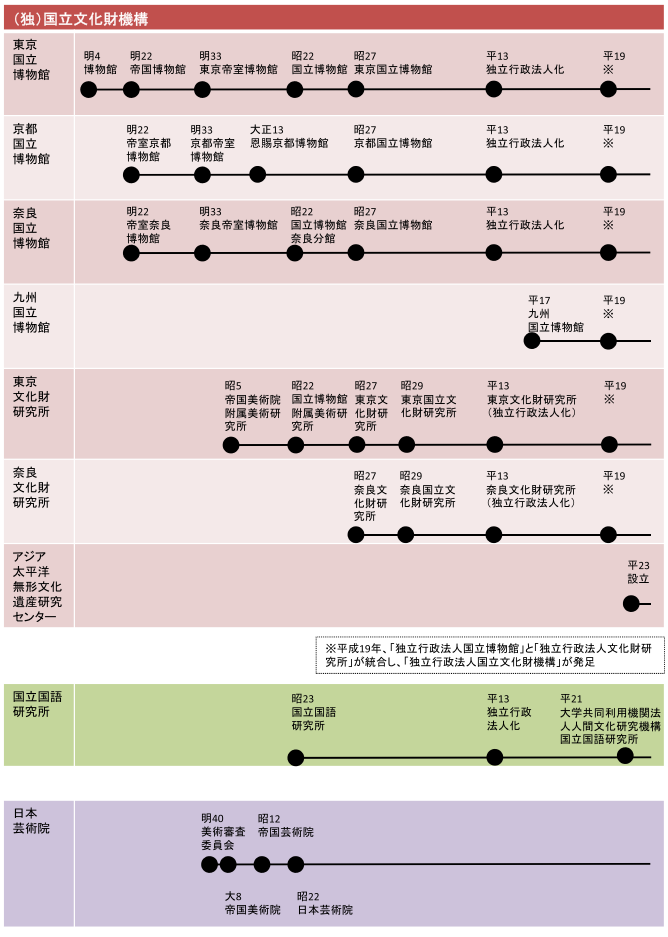

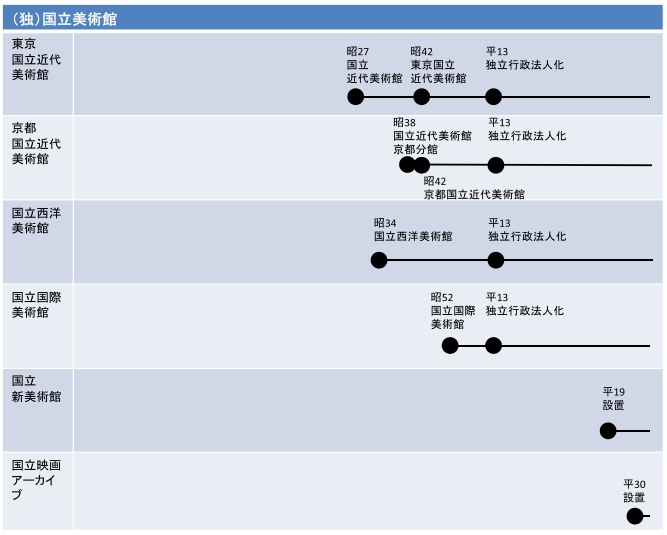

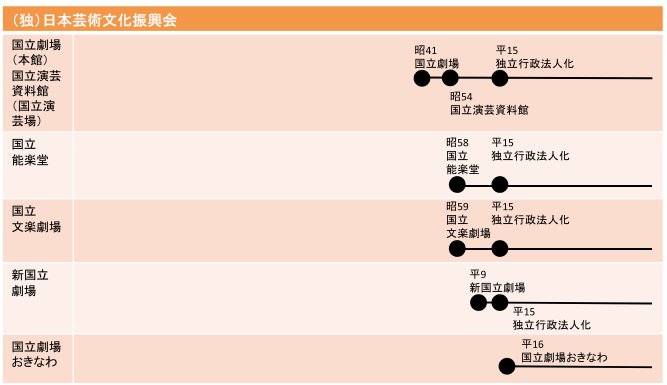

■国立博物館・美術館入館者数の推移

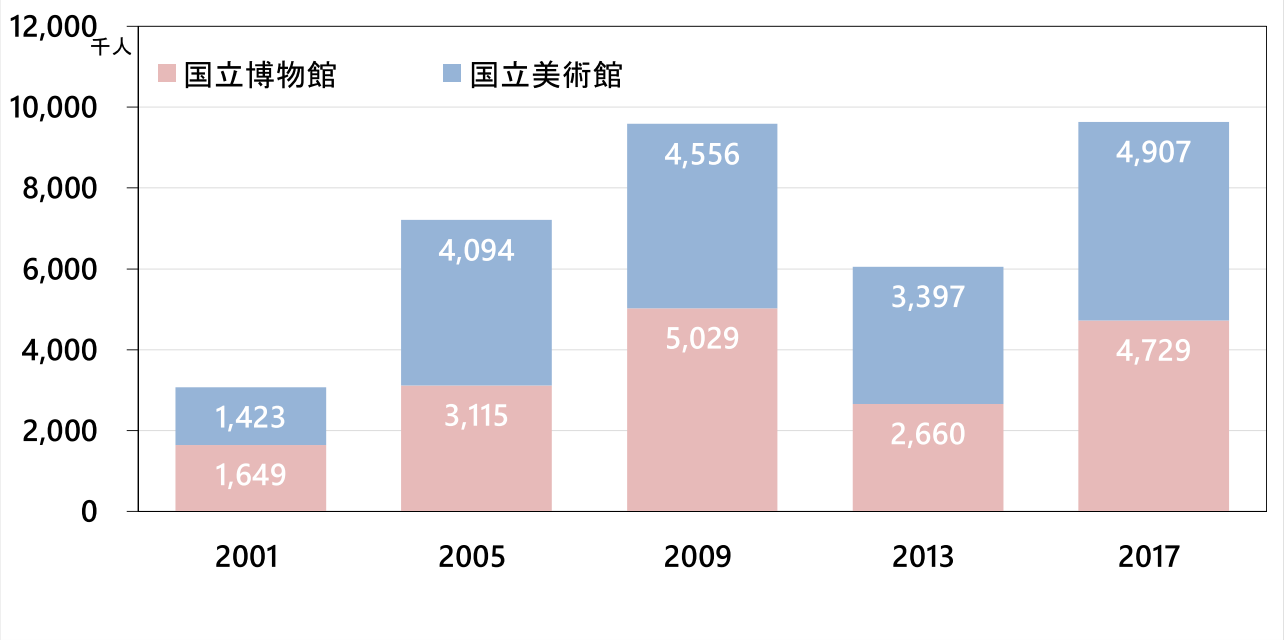

単位　人

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
国立博物館入館者数	1,648,640	2,387,613	2,126,449	2,161,818	3,115,134	3,645,023	3,764,567	3,992,715	5,029,198
国立美術館入館者数	1,423,031	2,041,355	1,597,750	2,605,031	4,093,606	3,348,077	4,311,496	4,409,808	4,556,325

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
国立博物館入館者数	2,881,312	3,178,414	3,347,505	2,660,010	3,734,433	3,987,831	3,663,777	4,728,996
国立美術館入館者数	4,625,398	3,553,183	3,442,227	3,396,956	2,925,482	2,771,150	4,366,557	4,907,032

出典　(独)国立文化財機構及び(独)国立美術館調べ

（6）文化勲章・文化功労者

文化勲章

平成20年	
伊藤　清	数学
小澤　征爾	指揮
小林　誠	素粒子物理学
下村　脩	海洋生物学
田邊　聖子（田辺　聖子）	小説
ドナルド・キーン	日本文学
古橋　廣之進	スポーツ
益川　敏英	素粒子物理学
平成21年	
飯島　澄男	材料科学
中川　清（桂　米朝）	古典落語
林　宏太郎（坂田　藤十郎）	歌舞伎
速水　融	社会経済史・歴史人口学
日沼　頼夫	ウイルス学
平成22年	
有馬　朗人	原子核物理学・学術振興
安藤　忠雄	建築
鈴木　章	有機合成化学
蜷川　幸雄	演劇
根岸　英一	有機合成化学
三宅　一生（三宅　一生）	服飾デザイン
脇田　晴子	日本中世史
平成23年	
赤﨑　勇	半導体電子工学
奈良　年郎（大樋　年朗）	陶芸
根村　才一（丸谷　才一）	小説
三谷　太一郎	日本政治外交史
柳田　充弘	分子遺伝学・分子生理学
平成24年	
小田　滋	国際法学・国際貢献
高階　秀爾	美術評論・文化振興
松尾　敏男	日本画
山田　康之	植物分子細胞生物学・植物バイオテクノロジー
山田　洋次	映画
山中　伸弥	幹細胞生物学
平成25年	
岩崎　俊一	電子工学
小田　剛一（高倉　健）	映画
髙木　郁太（髙木　聖鶴）	書
中西　進	日本文学・比較文学
本庶　佑	医化学・分子免疫学
平成26年	
天野　浩	電子・電気材料工学
市川　多恵子（河野　多恵子）	小説
岸本　欣一（竹本　住大夫）	人形浄瑠璃文楽
國武　豊喜	分子組織化学
中村　修二	半導体工学
根岸　隆	経済理論・経済学説史
野見山　暁治	洋画
平成27年	
大村　智	天然物有機化学・薬学
梶田　隆章	素粒子・宇宙線物理学
鹽野　宏	法律学・行政法学
志村　ふくみ	工芸（染織）
末松　安晴	光通信工学
仲代　元久（仲代　達矢）	俳優
中西　重忠	神経科学
平成28年	
大隅　良典	細胞生物学
草間　弥生（草間　彌生）	絵画・彫刻
中野　三敏	日本近世文学
原田　朋子（太田　朋子）	集団遺伝学
平岩　弓枝	小説
福田　博郎（船村　徹）	作曲
平成29年	
奥谷　博	洋画
芝　祐靖	雅楽
斯波　義信	中国史
藤嶋　昭	光化学・電気化学
松原　謙一	分子生物学

文化功労者

平成20年	
浅島　誠	発生生物学
磯貝　彰	生物有機化学・応用分子細胞生物学
一柳　慧	作曲
奥田　小由女	工芸
金子　兜太	俳句
榊　裕之	電子工学
霜田　光一	応用物理学・学術振興
下村　脩	海洋生物学
澄川　喜一	彫刻
富永　健一	経済社会学・社会変動論
長尾　真	情報工学・学術振興
西田　龍雄	言語学
野村　太良（野村　萬）	狂言
福田　阿佐美（牧　阿佐美）	バレエ
福田　博郎（船村　徹）	作曲
渡邊　一（中村　富十郎）	歌舞伎
平成21年	
審良　静男	免疫学
岩澤　重夫	日本画
岩谷　トキ子（岩谷　時子）	作詩
片山　博太郎（片山　九郎右衛門）	能楽
川田　順造	文化人類学・国際交流
草間　弥生（草間　彌生）	絵画・彫刻
古在　由秀	天体力学・学術振興
小島　章司	フラメンコ舞踊
塩野　宏	法律学・行政法学
杉浦　昌弘	植物分子生物学・植物ゲノム科学
谷口　維紹	分子生物学
納谷　幸喜（第48代横綱大鵬幸喜）	スポーツ
平尾　勝義（吉田　簑助）	文楽
宮尾　登美子	小説
山崎　敏光	原子核物理学
平成22年	
王　貞治	スポーツ
大野　和士	指揮
岡田　小百合（吉永　小百合）	映画
喜熨斗　政彦（市川　猿之助）	歌舞伎
鈴木　章	有機合成化学
田中　靖郎	X線天文学・学術振興
中西　準子	環境リスク管理学
中野　三敏	日本近世文学
中村　稔	詩
根岸　英一	有機合成化学
藤嶋　昭	光化学・電気化学
古谷　繁（古谷　蒼韻）	書
細江　敏廣（細江　英公）	写真
松尾　浩也	刑事法学
松尾　壽之	生化学
武良　茂（水木　しげる）	漫画
山中　伸弥	幹細胞生物学
平成23年	
五百籏頭　眞	日本政治外交史・国際交流
今井　政之	陶芸
遠藤　章	応用微生物学
大滝　秀治	俳優
片桐　洋一	日本古典文学
黒岩　常祥	細胞生物学
小木　貞孝（加賀　乙彦）	小説
芝　祐靖	雅楽
菅野　卓雄	固体電子工学・学術振興
玉尾　皓平	有機金属化学
橋本　堅太郎	彫刻
日比野　尚（日比野　光鳳）	書
毛里　和子	政治学
山口　昌男	文化人類学・学術振興
横道　萬里雄	能楽研究
平成24年	
朝尾　直弘	日本近世史
甘利　俊一	数理工学
安野　光雅	デザイン・絵本
飯守　泰次郎	指揮
大村　智	天然物有機化学・薬学・国際貢献
岡野　俊一郎	スポーツ
金子　宏	租税法学
竹西　寛子	小説・古典評論
堤　清二（辻井　喬）	詩・小説
中路　融人	日本画
西田　篤弘	磁気圏物理学・学術振興
藤間　昭曉（松本　幸四郎）	俳優

別府　輝彦	発酵学・応用微生物学
宮崎　駿	アニメーション映画
諸熊　奎治	理論化学・計算化学
平成25年	
上村　淳	日本画・文化財保護
岡野　弘彦	短歌
木原　司都子	邦楽
久保田　淳	国文学
榊　佳之	ゲノム科学・国際貢献
堤　剛	洋楽・文化振興
中井　久夫	評論・翻訳
廣川　信隆	細胞分子生物学
槇　文彦	建築
舛岡　富士雄	半導体工学・電子産業技術
松沢　哲郎	比較認知科学
柳田　敏雄	生物物理学
山岸　俊男	社会心理学
吉川　忠夫	中国思想史・中国史・国際貢献
吉増　剛造	詩
平成26年	
秋山　和慶	指揮
天野　浩	電子・電気材料工学
大塚　久子(樋口　久子)	スポーツ
長部　舜二郎(黒井　千次)	小説
川﨑　信定	印度学・仏教学
絹谷　幸二	洋画
小池　和男	労働経済学・学術振興
齋藤　修	比較経済史・歴史人口学
佐藤　勝彦	宇宙物理学・宇宙論・学術振興
鈴木　英二(常磐津　英寿)	邦楽
田中　啓二	酵素学
千葉　徹弥(ちばてつや)	漫画
中村　修二	半導体工学
寶生　閑(宝生　閑)	能楽
山川　民夫	生化学
山本　明夫	有機金属化学
湯浅　譲二	作曲
平成27年	
安西　祐一郎	情報科学・認知科学・学術振興
岩﨑　壽賀子(橋田　壽賀子)	脚本
大隅　良典	細胞生物学
岡崎　恒子	分子生物学
梶田　隆章	素粒子・宇宙線物理学
川渕　三郎	スポーツ
黒柳　徹子	俳優・司会・エッセイ
佐々木　毅	政治学
寺嶋　秀幸(尾上　菊五郎)	歌舞伎
西村　暹	生化学・分子生物学
野坂　惠子(野坂　操壽)	邦楽(箏曲)
野村　二朗(野村　万作)	能楽(狂言)
野本　寛一	民俗学・地方文化振興
濱川　圭弘	応用物理学
三谷　伍市(三谷　吾一)	工芸(漆芸)
皆川　博子	小説
平成28年	
岩井　克人	経済学
岡井　隆	短歌
尾﨑　敏一(尾崎　邑圃)	書(漢字)
小野　喬	スポーツ
小松　和彦	民俗学
小山　やす子	書(仮名)
篠崎　一雄	植物分子生物学
白石　隆	地域研究・国際交流
田中　信昭	指揮
辻　惟雄	美術評論・文化振興
西尾　章治郎	情報科学・学術振興
福山　秀敏	物性物理学
古井　貞熙	音声工学
山田　勝啓(杉　良太郎)	俳優・歌手・国際交流
吉村　節子(津村　節子)	小説
平成29年	
雨宮　敬子	彫刻
上田　悦子(竹本　駒之助)	邦楽(義太夫節)
遠藤　都(吉田　都)	バレエ
喜田　宏	ウイルス学・国際貢献
坂口　志文	免疫学
杉本　博司	写真
鈴木　順子(コシノ　ジュンコ)	デザイン・文化振興
鈴村　興太郎	厚生経済学・社会選択理論・学術振興
高橋　睦郎	詩・俳句・短歌
東野　治之	日本古代史
波野　辰次郎(中村　吉右衛門)	歌舞伎
成宮　周	薬理学・生理学
三宅　義信	スポーツ
村井　眞二	有機合成化学
村松　岐夫	行政学・地方自治論

（7）国民文化祭・全国高等学校総合文化祭

■ 国民文化祭の開催状況

名称	年月日（会期）	開催地	開催市町村数	主催事業数	参加県数	出演団体数（団体）	県内	県外	出演者数（人）	県内	県外	応募点数（点）	県内	県外	観客数（人）※関連事業等も含む	協賛事業実施県数	協賛事業数	県外	県内
第１回国民文化祭 東京	61. 11. 22 ～ 12. 1 （10日間）	東京都	5区	12	31都道府県	153	69	84	6, 438	3, 610	2, 828	9, 708			46, 750	19都道府県	145	128	17
第２回国民文化祭 熊本	62. 10. 2 ～ 10. 11 （10日間）	熊本県	8市	21	38都道府県	305	141	164	8, 180	6, 061	2, 119	6, 954	2, 330	4, 624	205, 780	17都県	181	69	112
第３回国民文化祭 ひょうご８８	63. 10. 22 ～ 11. 3 （13日間）	兵庫県	17市町	43	47都道府県	738	367	371	14, 442	8, 201	6, 241	15, 235	5, 990	9, 245	434, 249	16都県	372	138	234
第４回国民文化祭 さいたま８９	元. 11. 2 ～ 11. 12 （11日間）	埼玉県	21市町	35	47都道府県	772	359	413	17, 311	11, 597	5, 714	25, 296	13, 190	12, 106	549, 014	16都県	202	23	179
第５回国民文化祭 愛媛９０	2. 10. 19 ～ 10. 28 （10日間）	愛媛県	18市町	31	47都道府県	1, 154	708	446	34, 356	24, 715	9, 641	55, 628	23, 680	31, 948	638, 400	21都道府県	392	274	118
第６回国民文化祭 ちば９１	3. 11. 16 ～ 11. 25 （10日間）	千葉県	16市町	33	47都道府県	950	419	531	22, 571	13, 577	8, 994	50, 890	16, 200	34, 690	999, 900	16都県	421	128	293
第７回国民文化祭 石川９２	4. 10. 24 ～ 11. 3 （11日間）	石川県	21市町村	44	47都道府県	672	260	412	19, 669	12, 532	7, 137	47, 845	17, 881	29, 964	504, 700	15都県	277	145	132
第８回国民文化祭 いわて９３	5. 10. 8 ～ 10. 17 （10日間）	岩手県	17市町村	31	47都道府県	885	382	503	21, 913	13, 096	8, 817	56, 089	13, 686	42, 403	677, 634	15都県	231	128	103
第９回国民文化祭 みえ９４	6. 10. 22 ～ 10. 30 （9日間）	三重県	20市町	38	47都道府県	1, 066	493	573	24, 677	14, 580	10, 097	52, 016	14, 053	37, 963	803, 600	18都県	284	149	135
第10回国民文化祭 とちぎ９５	7. 10. 27 ～ 11. 5 （10日間）	栃木県	22市町	33	47都道府県	1, 323	632	691	25, 586	17, 494	8, 092	63, 843	21, 997	41, 846	937, 085	22都府県	291	181	110
第11回国民文化祭 とやま９６	8. 9. 28 ～ 10. 7 （10日間）	富山県	28市町村	32	47都道府県	1, 054	426	628	25, 081	15, 701	9, 380	61, 900	17, 553	44, 347	722, 461	17都県	247	199	48
第12回国民文化祭 かがわ９７	9. 10. 25 ～ 11. 3 （10日間）	香川県	28市町	34	47都道府県	1, 132	463	669	26, 847	16, 259	10, 588	81, 354	22, 766	58, 588	873, 203	18都県	262	228	34
第13回国民文化祭 おおいた９８	10. 10. 17 ～ 10. 26 （10日間）	大分県	32市町	38	47都道府県	919	432	487	25, 252	15, 580	9, 672	63, 219	27, 479	35, 740	877, 954	15都県	148	113	35
第14回国民文化祭 ぎふ９９	11. 10. 23 ～ 11. 3 （12日間）	岐阜県	34市町村	45	47都道府県	1, 247	711	536	29, 676	18, 364	11, 312	123, 379	62, 209	61, 170	1, 120, 755	15都県	236	128	108
第15回国民文化祭 ひろしま２０００	12. 11. 3 ～ 11. 12 （10日間）	広島県	39市町村	45	47都道府県	1, 330	741	589	35, 724	25, 467	10, 257	101, 120	47, 274	53, 846	1, 535, 368	19都県	215	163	52
第16回国民文化祭 ぐんま２００１	13. 11. 3 ～ 11. 11 （9日間）	群馬県	34市町村	54	46都道府県	1, 219	717	502	55, 573	44, 213	11, 360	113, 021	36, 848	76, 173	2, 198, 790	17都県	84	67	17
第17回国民文化祭 とっとり２００２	14. 10. 12 ～ 11. 4 （24日間）	鳥取県	34市町村	39	47都道府県	1, 726	889	837	31, 565	18, 450	13, 115	75, 995	24, 160	51, 835	742, 810	14都県	113	76	37
第18回国民文化祭 やまがた２００３	15. 10. 4 ～ 10. 13 （10日間）	山形県	44全市町村	81	46都道府県	1, 517	868	649	34, 125	24, 544	9, 581	72, 986	29, 467	43, 519	1, 082, 378	12都県	88	83	5
第19回国民文化祭 ふくおか２００４	16. 10. 30 ～ 11. 14 （16日間）	福岡県	96全市町村	115	47都道府県	2, 031	1, 200	831	41, 106	29, 311	11, 795	156, 568	81, 732	74, 836	3, 452, 904	17都県	200	139	61
第20回国民文化祭 ふくい２００５	17. 10. 22 ～ 11. 3 （13日間）	福井県	27全市町村	67	47都道府県	2, 077	1, 027	1, 050	30, 842	20, 935	9, 907	101, 399	39, 825	61, 574	785, 863	14都県	150	102	48
第21回国民文化祭 やまぐち２００６	18. 11. 3 ～ 11. 12 （10日間）	山口県	18市町	105	47都道府県	2, 556	1, 728	828	47, 450	34, 205	13, 245	177, 389	92, 718	84, 671	1, 454, 480	10都県	96	29	67
第22回国民文化祭 とくしま２００７	19. 10. 27 ～ 11. 4 （9日間）	徳島県	24全市町村	89	47都道府県	2, 871	1, 701	1, 170	30, 524	18, 819	11, 705	106, 030	40, 170	65, 860	769, 687	16都府県	77	56	21
第23回国民文化祭 いばらき２００８	20. 11. 1 ～ 11. 9 （9日間）	茨城県	34市町村	64	47都道府県	3, 132	2, 444	688	41, 647	30, 065	11, 582	108, 746	36, 737	72, 009	1, 181, 572	14都府県	75	40	35
第24回国民文化祭 しずおか２００９	21. 10. 24 ～ 11. 8 （16日間）	静岡県	37全市町	95	47都道府県	2, 263	1, 473	790	43, 729	30, 495	13, 234	103, 280	62, 904	40, 376	2, 148, 195	16都府県	33	23	10
第25回国民文化祭 おかやま２０１０	22. 10. 30 ～ 11. 7 （9日間）	岡山県	27全市町村	68	47都道府県	1, 706	1, 092	614	28, 305	18, 370	9, 935	95, 321	33, 551	61, 770	1, 870, 926	17都道府県	26	20	6
第26回国民文化祭 京都２０１１	23. 10. 29 ～ 11. 6 （9日間）	京都府	26全市町村	70	47都道府県	2, 125	1, 418	707	56, 572	37, 677	18, 895	129, 621	40, 195	89, 426	4, 343, 318	13府県	26	12	14
第27回国民文化祭 とくしま２０１２	24. 9. 1 ～ 12. 14 （105日間）	徳島県	24全市町村	84	47都道府県	890	487	403	15, 798	9, 853	5, 945	62, 167	22, 444	39, 723	1, 202, 619	15都県	16	15	1
第28回国民文化祭 やまなし２０１３	25. 1. 12 ～ 11. 10 （303日間）	山梨県	27全市町村	95	47都道府県	1, 341	869	472	30, 883	19, 510	11, 373	177, 543	66, 175	111, 368	2, 846, 334	12県	15	13	2
第29回国民文化祭 あきた２０１４	26. 10. 4 ～ 11. 3 （31日間）	秋田県	25全市町村	110	47都道府県	2, 590	1, 460	1, 130	25, 728	16, 863	8, 865	93, 453	37, 108	56, 345	1, 029, 458	8県	8	8	0
第30回国民文化祭 かごしま２０１５	27. 10. 31 ～ 11. 15 （16日間）	鹿児島県	43全市町村	155	47都道府県	2, 367	1, 588	761	50, 543	38, 923	11, 620	98, 117	46, 377	51, 740	1, 562, 823	11県	33	12	21
第31回国民文化祭 あいち２０１６	28. 10. 29 ～ 12. 3 （36日間）	愛知県	54全市町村	92	47都道府県	1, 296	1, 086	210	23, 731	20, 486	3, 245	96, 955	58, 559	38, 396	906, 894	10県	12	10	2
第32回国民文化祭 なら２０１７	29. 9. 1 ～ 11. 30 （91日間）	奈良県	39全市町村	104	47都道府県	733	344	389	18, 271	11, 279	6, 992	40, 965	15, 790	25, 175	1, 424, 397	12県	13	12	1

■ 全国高等学校文化祭の開催状況

回数	開催地	年月日（会期）	参加校数	生徒数合計		
				参加生徒数	運営生徒数	
第1回	千葉県	S52.7.31 ～8.3 （4日間）	117	3,764	－	3,764
第2回	兵庫県	S53.8.2 ～8.5 （4日間）	487	6,163	－	6,163
第3回	大分県	S54.8.1 ～8.4 （4日間）	502	6,851	－	6,851
第4回	石川県	S55.8.5 ～8.10（6日間）	597	9,126	747	9,873
第5回	秋田県	S56.7.29 ～8.2 （5日間）	527	7,347	1,222	8,569
第6回	栃木県	S57.7.29 ～8.3 （6日間）	653	8,854	1,513	10,367
第7回	山口県	S58.8.2 ～8.4 （3日間）	654	8,269	1,227	9,496
第8回	岐阜県	S59.7.31 ～8.3 （4日間）	909	11,599	1,159	12,758
第9回	岩手県	S60.8.2 ～8.7 （6日間）	756	9,048	1,735	10,783
第10回	大阪府	S61.8.5 ～8.8 （4日間）	1,129	10,709	2,318	13,027
第11回	愛知県	S62.8.4 ～8.7 （4日間）	1,399	11,977	3,299	15,276
第12回	熊本県	S63.8.3 ～8.7 （5日間）	1,081	10,943	1,976	12,919
第13回	岡山県	H1.8.2 ～8.8 （7日間）	1,391	13,122	2,057	15,179
第14回	山梨県	H2.8.1 ～8.8 （8日間）	1,447	14,345	2,465	16,810
第15回	香川県	H3.8.1 ～8.4 （4日間）	1,580	13,882	2,909	16,791
第16回	沖縄県	H4.8.3 ～8.7 （5日間）	1,685	15,334	3,187	18,521
第17回	埼玉県	H5.8.4 ～8.8 （5日間）	2,000	17,711	4,332	22,043
第18回	愛媛県	H6.8.4 ～8.8 （5日間）	2,059	18,918	3,071	21,989
第19回	新潟県	H7.8.4 ～8.8 （5日間）	2,208	15,649	3,581	19,230
第20回	北海道	H8.8.6 ～8.10（5日間）	2,327	15,484	3,892	19,376
第21回	奈良県	H9.8.7 ～8.11（5日間）	2,260	15,401	3,768	19,169
第22回	鳥取県	H10.8.7 ～8.11（5日間）	2,145	14,201	4,175	18,376
第23回	山形県	H11.7.30 ～8.3 （5日間）	2,424	16,118	3,814	19,932
第24回	静岡県	H12.8.5 ～8.9 （5日間）	2,657	17,060	3,490	20,550
第25回	福岡県	H13.8.3 ～8.7 （5日間）	2,853	17,832	5,383	23,215
第26回	神奈川県	H14.8.7 ～8.11（5日間）	3,466	23,161	5,567	28,728
第27回	福井県	H15.8.8 ～8.12（5日間）	2,877	18,926	3,483	22,409
第28回	徳島県	H16.7.30 ～8.3 （5日間）	2,830	17,218	3,839	21,057
第29回	青森県	H17.7.27 ～7.31（5日間）	2,890	17,608	4,567	22,175
第30回	京都府	H18.8.2 ～8.6 （5日間）	3,176	25,196	4,760	29,956
第31回	島根県	H19.7.29 ～8.2 （5日間）	2,805	18,886	4,246	23,132
第32回	群馬県	H20.8.6 ～8.10（5日間）	3,114	20,383	8,590	28,973
第33回	三重県	H21.7.29 ～8.2 （5日間）	3,048	19,720	4,481	24,201
第34回	宮崎県	H22.8.1 ～8.5 （5日間）	2,872	19,727	5,240	24,967
第35回	福島県	H23.8.3 ～8.7 （5日間）	2,541	12,188	3,615	15,803
第36回	富山県	H24.8.8 ～8.12（5日間）	3,402	20,464	4,929	25,393
第37回	長崎県	H25.7.31 ～8.4 （5日間）	3,439	18,143	4,999	23,142
第38回	茨城県	H26.7.27 ～7.31（5日間）	3,390	18,584	4,290	22,874
第39回	滋賀県	H27.7.28 ～8.1 （5日間）	3,492	19,966	6,298	26,264
第40回	広島県	H28.7.30 ～8.3 （5日間）	3,344	19,280	4,954	24,234
第41回	宮城県	H29.7.31 ～8.4 （5日間）	3,202	19,344	5,104	24,448

（8）文化財

■ 文化財指定等の件数（平成 30 年８月１日現在）

【指　　定】

１．国宝・重要文化財

種　別　／　区　分		国　　宝	重　要　文　化　財
美術工芸品	絵　　画	160	2,017
	彫　　刻	134	2,701
	工　芸　品	253	2,457
	書跡・典籍	227	1,909
	古　文　書	61	764
	考古資料	47	633
	歴史資料	3	205
	計	885	10,686
建　造　物		（　284　棟） 225	（　4,959　棟） 2,480
合　　計		1,110	13,166

（注）　重要文化財の件数は，国宝の件数を含む。

２．史跡名勝天然記念物

特　別　史　跡	62	史　　跡	1,805
特　別　名　勝	36	名　　勝	410
特別天然記念物	75	天然記念物	1,027
計	173　(163)	計	3,242　(3,128)

（注）　史跡名勝天然記念物の件数は，特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。
史跡名勝天然記念物には重複指定があり，（　　）内は実指定件数を示す。

３．重要無形文化財

	各　個　認　定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸　　能	38	54　（ 54 ）	14	14
工芸技術	38	57　（ 56 ）	16	16
合　　計	76	111　（ 110 ）	30	30

（注）　保持者には重複認定があり，（　　）内は，実人員数を示す。

４．重要有形民俗文化財	220　件
５．重要無形民俗文化財	309　件

【選　　定】

１．重要文化的景観	61　件
２．重要伝統的建造物群保存地区	117　地区

３．選定保存技術

選定件数	保　持　者		保　存　団　体	
	件　数	人　数	件　数	団体数
70	45	55	33	35　（ 32 ）

（注）　保存団体には重複認定があり，（　　）内は実団体数を示す。

【登　　録】

１．登録有形文化財（建造物）	11,772　件
２．登録有形文化財（美術工芸品）	14　件
３．登録有形民俗文化財	44　件
４．登録記念物	106　件

■ 国宝・重要文化財都道府県別指定件数（平成 30 年８月１日現在）

	国宝											重要文化財										
	美術工芸品								建造物		計	美術工芸品								建造物		計
	絵画	彫刻	工芸	書跡	古書	考古	歴史	計	件数	棟数		絵画	彫刻	工芸	書跡	古書	考古	歴史	計	件数	棟数	
北海道						1		1			1		1	3	1		16	6	27	29	66	56
青森			2			1		3			3		2	10			13		25	32	71	57
岩手	1	1	4	1				7	1	1	8	1	22	17	1	3	6	2	52	27	70	79
宮城				2			1	3	3	4	6	2	9	11	4	1	8	4	39	21	43	60
秋田			1					1			1	5	1	3	1		3	1	14	27	61	41
山形	1		2		1	1		5	1	1	6	8	11	33	4	7	6	1	70	29	39	99
福島		1		1				2	1	1	3	5	25	19	1	3	10		63	35	51	98
茨城			2					2			2	7	15	15			4	1	42	32	51	74
栃木			4	5	1			10	7	10	17	9	14	56	33	3	8	1	124	34	167	158
群馬								0	1	3	1	5	3	6	3	1	17	1	36	23	69	59
埼玉			2	1				3	1	1	4	9	10	20	5	2	9	2	57	24	41	81
千葉			1	2			1	4			4	7	13	14	3	5	3	2	47	28	58	75
東京	64	3	93	85	17	16		278	2	2	280	618	213	757	691	172	177	76	2,704	83	147	2,787
神奈川	6	1	6	5				18	1	1	19	51	75	70	50	30	9	9	294	54	71	348
新潟						1		1			1	2	18	6	9	4	10		49	34	80	83
富山								0	1	3	1	3	9	11	1	3	2	1	30	20	53	50
石川			2					2			2	9	17	23	21	10	8		88	45	83	133
福井			3	1				4	2	2	6	14	35	10	10	4	5	3	81	29	52	110
山梨	2		1					3	2	2	5	12	25	8	5		6	1	57	52	109	109
長野			1			2		3	5	10	8	16	40	19	7	4	13	2	101	87	166	188
岐阜	1		2		1			4	3	3	7	11	49	26	9	5	7		107	49	88	156
静岡	1	1	7	2	1			12	1	1	13	46	23	73	27	11	6	3	189	33	96	222
愛知	1		1	4				6	3	3	9	51	44	76	66	6	6	2	251	81	145	332
三重				3		1		4	2	2	6	20	67	17	27	18	10	4	163	25	58	188
滋賀	4	4	4	12	8	1		33	22	23	55	99	378	66	42	34	10	5	634	185	255	819
京都	44	38	15	55	27	3		182	51	72	233	488	417	185	457	284	27	23	1,881	299	663	2,180
大阪	9	5	22	15	2	3		56	5	8	61	125	108	176	106	26	33	2	576	100	186	676
兵庫	2	1	2	4		1		10	11	14	21	97	105	65	35	8	48	1	359	108	264	467
奈良	9	73	36	11	1	8		138	64	71	202	89	495	209	172	45	38	12	1,060	264	403	1,324
和歌山	9	5	4	9	1	1		29	7	7	36	71	103	73	41	10	7	4	309	82	142	391
鳥取	1					1		2	1	1	3	3	18	5	1		10		37	18	54	55
島根			2					2	3	3	5	10	22	20	3	8	10		73	24	84	97
岡山	2		5					7	2	2	9	29	22	48	2	1	8	2	112	57	156	169
広島	2		9	1				12	7	12	19	13	44	64	12	7	4	4	148	62	113	210
山口	1		3	2				6	3	3	9	15	19	30	11	11	4	7	97	38	77	135
徳島								0			0	6	15		2	1	4	1	29	18	45	47
香川			1	3				4	2	2	6	22	33	18	12	5	1	1	92	29	51	121
愛媛			8			1		9	3	3	12	1	14	86	3	3	1	1	109	50	123	159
高知			1	1				2	1	1	3	2	51	12	2	1	1		69	21	61	90
福岡			5	1	1	5		12			12	16	49	41	14	7	37		164	39	57	203
佐賀				1				1			1	2	13	8	3	5	5	1	37	13	16	50
長崎								0	3	3	3	4	5	7	4	2	5	6	33	36	57	69
熊本								0	1	5	1	2	12	6	4	9	5		38	30	84	68
大分		1	1					2	2	4	4	6	32	9	1	3	4	1	56	32	54	88
宮崎								0			0		4	1	1		2	1	9	9	16	18
鹿児島			1					1			1	1		13		1	5	7	27	11	23	38
沖縄							1	1			1			2	2	1	2	4	11	23	41	34
補遺								0			0	5	1	10					16			16
								0			0								0			0
合計	160	134	253	227	61	47	3	885	225	284	1,110	2,017	2,701	2,457	1,909	764	633	205	10,686	2,480	4,959	13,166

（注） ①重要文化財の件数は国宝の件数を含む。
②建造物の棟数は，計に算入されない。
③補遺は，現在所有者の不明のもの，戦後連合国側に提出したまま返還されないもの。
④重要文化財（建造物）「旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）」については福岡県と佐賀県にまたがるため，両県それぞれで計上している。（そのため，各県を合計した件数と合計欄の件数は一致しない。）
⑤美術工芸品の県別の件数は，平成29年9月現在で把握している件数を基準としている。

■ 重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区（平成 30 年８月１日現在）

	重要文化的景観	重要伝統的建造物群保存地区	
	件数	市町村	地区
北海道	1	1	1
青　森		2	2
岩　手	2	1	1
宮　城		1	1
秋　田		2	2
山　形	2		
福　島		2	2
茨　城		1	1
栃　木		1	1
群　馬	1	2	2
埼　玉		1	1
千　葉		1	1
東　京	1		
神奈川			
新　潟	2	1	1
富　山		2	4
石　川	2	4	8
福　井		2	2
山　梨		2	2
長　野	2	6	7
岐　阜	1	5	6
静　岡		1	1
愛　知		2	2
三　重		1	1
滋　賀	6	4	4
京　都	3	4	7
大　阪	1	1	1
兵　庫	1	4	5
奈　良	1	3	3
和歌山	1	1	1
鳥　取	1	2	2
島　根	1	2	3
岡　山		3	3
広　島		3	3
山　口		2	5
徳　島	1	3	3
香　川		1	1
愛　媛	2	2	2
高　知	6	2	2
福　岡	1	3	5
佐　賀	1	3	4
長　崎	7	3	4
熊　本	10		
大　分	3	2	2
宮　崎	1	3	3
鹿児島		3	3
沖　縄		2	2
合　計	61	97	117

■ 重要無形文化財・民俗文化財等（平成 30 年８月１日現在）

	重要無形文化財			民俗文化財		選定保存技術		備考
	保持者（人）			重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	保持者（人）	保存団体	
	芸能	工芸技術	計					
北海道				4	2			
青　森		0（ 1）	0（ 1）	8	8	1		
岩　手				8	8		1	
宮　城		1	1	1	6	1		
秋　田				6	17			
山　形				10	6			
福　島				7	8		1	
茨　城	1	1（ 1）	2（ 1）	1	3			
栃　木		2	2	1	4		2	
群　馬		1	1	3	4			
埼　玉		2（ 1）	2（ 1）	6	8	3		
千　葉				2	6	1		
東　京	40（ 11）	8	48（ 11）	9	6	7	10	
神奈川	1		1	2	6			
新　潟		2（ 1）	2（ 1）	17	13			
富　山		1	1	4	8			
石　川		8（ 1）	8（ 1）	14	8		1	
福　井		1（ 1）	1（ 1）	1	5			
山　梨				1	4			
長　野				7	10	1	1	
岐　阜		3（ 1）	3（ 1）	14	11			
静　岡				2	9			
愛　知				6	12	2	1	
三　重		（ 1）	（ 1）	1	10			
滋　賀				1	4	2	2	
京　都	1	10	11	5	10	18	8	
大　阪	3（ 1）	1	4（ 1）	3	2	1		
兵　庫	2	1	3	7	7	2	1	
奈　良	1	1	2	4	7	8	1	
和歌山				1	7			
鳥　取		1	1	1	3			
島　根		（ 1）	（ 1）	10	7	2		
岡　山		1	1	1	4		1	
広　島				7	4			
山　口		1	1	11	5	1		
徳　島				7	3		1	
香　川		3	3	10	3			
愛　媛				1	1			
高　知				4	2	1	1	
福　岡		2（ 1）	2（ 1）	1	8			
佐　賀		3（ 2）	3（ 2）	2	6	1		
長　崎					7			
熊　本				1	4			
大　分		（ 1）	（ 1）	4	6			
宮　崎				3	6			
鹿児島					10			
沖　縄	5（ 2）	3（ 3）	8（ 5）		9	3	3	
２府県				1	2			
合　計	54（ 14）	57（ 16）	111（ 30）	220	309	55	35	

（注）　①（　）は，総合認定保持者の団体又は保持団体を示す。
②２府県にまたがるもの　重要有形民俗文化財…「生駒十三峠の十三塚」（奈良・大阪）
重要無形民俗文化財…「室根神社のマツリバ行事」（岩手・宮城）
重要無形民俗文化財…「豊前神楽」（福岡・大分）
※工芸技術の部に重複認定者（北村武資：羅、経錦）・京都）がおり，実員数はこれから△１名

■ 史跡名勝天然記念物（平成 30 年８月１日現在）

	特別史跡名勝天然記念物								史跡名勝天然記念物									
	特別史跡			特別名勝			特別天然記念物	計	史跡			名勝			天然記念物			計
	史跡	史名	史天	名勝	名史	名天			史跡	史名	史天	名勝	名史	名天	天然	天史	天名	
北海道	1						5	6	54			3			32			89
青　森	1						1	2	22			5		1	6			34
岩　手	3			1			4	8	30			8		2	31			71
宮　城	1			1			1	3	34	1		5			27			67
秋　田	1						1	2	12			4			13			29
山　形							2	2	25			6	1		13			45
福　島								0	48	2		2			24			76
茨　城	3							3	29	2		2			6			39
栃　木	1		1				1	3	36		1	2			6			45
群　馬	3						1	4	49			5		1	17		1	73
埼　玉							3	3	20					1	10			31
千　葉	1						1	2	28			3		1	13			45
東　京	1	1		1	1		1	5	46	2		8	3		14	1		74
神奈川								0	57		1	3	2		6			69
新　潟								0	30			6		3	24		1	64
富　山						1	3	4	19					2	13			34
石　川				1			1	2	24			8		1	13			46
福　井	1			1				2	24			14			8		1	47
山　梨				1			1	2	14			5			30			49
長　野	1					1	1	3	37			5		1	22			65
岐　阜							3	3	25			3		2	36			66
静　岡	3						2	5	42			7	1	1	30		1	82
愛　知	1							1	40			2		3	20		1	66
三　重	1							1	35			6	1		21		1	64
滋　賀	2						1	3	44			18	4		13			79
京　都		3		11				14	69	15		35	8		9		1	137
大　阪	2							2	68			5			5			78
兵　庫	1							1	50			7		1	15			73
奈　良	9	1		1			1	12	115	3		8	2		18			146
和歌山	1							1	23			10		1	15			49
鳥　取	1						1	2	32			4	1	1	11			49
島　根							1	1	53	3		6		6	22		1	91
岡　山	1			1				2	46			12			13			71
広　島	1	1		1				3	25	1		8			13			47
山　口							3	3	40	1	1	6		4	37		1	90
徳　島							1	1	10			3			16		1	30
香　川	1			1			1	3	19		1	4		1	9			34
愛　媛							1	1	16			12			11			39
高　知							2	2	11			3			16	1		31
福　岡	4						2	6	90			8			23			121
佐　賀	2			1				3	24			2			11			37
長　崎	2			1				3	32			7			30			69
熊　本	1						1	2	40			6	1	2	15		1	65
大　分	1							1	41			4			18			63
宮　崎	1						3	4	23			4		1	39			67
鹿児島							6	6	28			5			30	1		64
沖　縄				1				1	40			11		3	32			86
二都府県以上	1			3			2	6	25			3		3	15			46
定めず							14	14							96			96
小　計	54	6	1	27	1	2	72	163	1,744	30	4	303	24	42	967	3	11	3,128
合計	61			30					1,778			369			981			

	特別史跡	特別名勝	特別天然記念物	合計	史跡	名勝	天然記念物	合計
延べ件数	62	36	75	173	1,805	410	1,027	3,242

（注）　史跡名勝天然記念物の件数は，特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。

■ 登録文化財（平成 30 年８月１日現在）

	登録有形文化財									登録有形民俗文化財	登録記念物			
	建造物	美術工芸品												
		絵画	彫刻	工芸	書跡	古書	考古	歴史	計		遺跡	名勝地	動物植物地質鉱物	計
北海道	143											1		1
青　森	103									1		3		3
岩　手	88									1		3		3
宮　城	150							1	1					
秋　田	189									1			1	1
山　形	180													
福　島	176									2				
茨　城	296									2	1	1		2
栃　木	239											4		4
群　馬	335									2				
埼　玉	172							1	1	3		1		1
千　葉	259											2		2
東　京	383							1	1		1	3		4
神奈川	242									1	1	6	1	8
新　潟	469									1		1		1
富　山	127						1		1	2	1			1
石　川	262									1				
福　井	191			1					1	1		2	1	3
山　梨	131									1		1		1
長　野	519						1		1	1		7		7
岐　阜	243						1		1	2		1		1
静　岡	233									1		2		2
愛　知	499									1		1		1
三　重	241									1	1			1
滋　賀	408									1		2		2
京　都	559			1				1	2	3	1			1
大　阪	709						1		1			4	1	5
兵　庫	660									1		5		5
奈　良	261				1			1	2					
和歌山	221											6		6
鳥　取	216									3		3		3
島　根	189									2		5		5
岡　山	292									2		1		1
広　島	245											3		3
山　口	96									1		3		3
徳　島	178									1	1			1
香　川	398									3		1		1
愛　媛	120										1	2		3
高　知	276													
福　岡	150									1		2		2
佐　賀	107			1					1			1		1
長　崎	127							1	1			3		3
熊　本	170											1	1	2
大　分	228											4		4
宮　崎	92											2	1	3
鹿児島	120									0		2		2
沖　縄	82									1	2	3		5
合　計	11,772	0	0	3	1	0	4	6	14	44	10	90	6	106

（注）①登録記念物（名勝地）「白水の滝」については大分県と熊本県にまたがるため，また，登録記念物（名勝地）「瓢箪島」については広島県と愛媛県にまたがるため，両県それぞれで計上している。（そのため，各県を合計した件数と合計欄の件数は一致しない）
②登録記念物（遺跡及び名勝地）「牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）」及び「岡倉天心旧宅・庭園及び大五浦・小五浦」については登録基準が遺跡関係と名勝地関係の双方に及ぶため，両方に計上している。
（重複登録物件を１件として数えた場合は，合計数は106件ではなく104件となる）
③登録有形文化財（建造物）「わたらせ渓谷鐵道笠松トンネル」については栃木県と群馬県にまたがるため，両県それぞれで計上している。
（そのため，各県を合計した件数と合計欄の件数は一致しない）
④登録有形文化財（建造物）「唐沢堰堤」については山梨県と長野県にまたがるため，両県それぞれで計上している。
（そのため，各県を合計した件数と合計欄の件数は一致しない）
⑤美術工芸品の県別の件数は，平成25年6月現在で把握している件数を基準としている。

■ 国指定文化財の件数の推移

年	有形文化財（美術工芸品）			有形文化財（建造物）			重要無形文化財（保持者）		民俗文化財			記念物			重要文化的景観	重要伝統的建造物群保存地区	選定保存技術	
	国宝	重要文化財	登録有形文化財	国宝	重要文化財	登録有形文化財	芸能	工芸技術	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	登録有形民俗文化財	特別史跡名勝天然記念物	史跡名勝天然記念物	登録記念物			保持者	保存団体
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
2002	852	10,076		211	2,220	2,980	55 (11)	59 (13)	198	217		161	2,669			61	48	22
2003	853	10,120		211	2,238	3,595	58 (11)	57 (13)	200	219		161	2,700			61	52	23
2004	857	10,166		211	2,260	4,255	58 (11)	57 (14)	201	229		161	2,730			64	51	23
2005	858	10,209		212	2,277	4,805	59 (11)	57 (14)	202	237		161	2,768			69	52	22
2006	860	10,255	4	213	2,298	5,578	54 (11)	57 (14)	203	246	3	161	2,800	6	2	78	51	22
2007	861	10,283	4	213	2,328	6,616	56 (11)	57 (14)	205	252	6	161	2,828	24	4	80	51	24
2008	862	10,311	9	214	2,337	7,286	56 (11)	59 (14)	206	257	10	161	2,855	40	9	83	53	26
2009	864	10,350	10	214	2,351	7,747	58 (12)	55 (14)	207	264	12	161	2,879	46	15	85	53	29
2010	866	10,388	11	215	2,367	8,142	57 (12)	59 (14)	210	266	16	162	2,905	53	21	87	52	29
							重要無形文化財											
							保持者	総合認定保持者の団体又は保持団体										
2011	866	10,430	13	216	2,386	8,703	117	26	211	272	21	162	2,937	58	29	93	53	29
2012	868	10,476	14	217	2,391	8,992	115	26	212	278	25	162	2,964	63	34	98	53	29
2013	871	10,524	14	218	2,406	9,250	113	26	213	281	29	162	2,996	78	35	104	52	29
2014	872	10,573	14	220	2,419	9,786	116	27	214	286	33	162	3,019	88	44	108	55	31
2015	874	10,612	14	222	2,437	10,392	114	27	216	290	36	162	3,054	95	50	110	57	31
2016	878	10,654	14	223	2,456	10,881	115	27	217	296	42	162	3,083	97	50	112	55	34
2017	885	10,686	14	225	2,480	11,502	115	30	220	303	42	163	3,114	104	58	117	57	35

注１　文化庁文化財部調べ。
注２　重要文化財の件数は国宝の件数を含む。
注３　重要無形文化財保持者の（）は，団体認定（総合認定）を示す。
注４　史跡名勝天然記念物の件数は，特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。

出典　「文部科学統計要覧」より文化庁作成

■ 世界文化遺産（我が国の世界遺産一覧表記載物件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表推薦年	世界遺産一覧表記載年
１	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	４年	４年	５年１２月
２	姫路城	兵庫県	〃	〃	〃
３	古都京都の文化財（京都市，宇治市，大津市）	京都府，滋賀県	〃	５年	６年１２月
４	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県，富山県	〃	６年	７年１２月
５	原爆ドーム	広島県	７年	７年	８年１２月
６	厳島神社	広島県	４年	〃	〃
７	古都奈良の文化財	奈良県	〃	９年	１０年１２月
８	日光の社寺	栃木県	〃	１０年	１１年１２月
９	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	〃	１１年	１２年１２月
１０	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県，奈良県，和歌山県	１３年	１５年１月	１６年７月
１１	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	１３年	１８年１月	１９年７月
１２	平泉−仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群−	岩手県	１３年	１８年１２月 ２２年１月	２３年６月
１３	富士山−信仰の対象と芸術の源泉	山梨県，静岡県	１９年	２４年１月	２５年６月
１４	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	１９年	２５年１月	２６年６月
１５	明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼，造船，石炭産業	福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，鹿児島県，山口県，岩手県，静岡県	２１年	２６年１月	２７年７月
１６	ル・コルビュジエの建築作品 －近代建築運動への顕著な貢献	東京都（他　フランス，ドイツ，スイス，ベルギー，アルゼンチン，インド）	１９年	２７年１月	２８年７月
１７	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	２１年	２８年１月	２９年７月
１８	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県，熊本県	１９年	２９年２月	３０年６月

■ ユネスコ無形文化遺産（我が国の代表一覧表記載状況）

重要無形文化財　文化審議会決定
重要無形民俗文化財　選定保存技術

2008	能楽（のうがく）　人形浄瑠璃文楽（にんぎょうじょうるりぶんらく）　歌舞伎（かぶき）
2009	雅楽（ががく）　小千谷縮・越後上布（おぢやちぢみ・えちごじょうふ）【新潟】 甑島のトシドン（こしきじまのとしどん）【鹿児島】　奥能登のあえのこと（おくのとのあえのこと）【石川】　早池峰神楽（はやちねかぐら）【岩手】　秋保の田植踊（あきうのたうえおどり）【宮城】 チャッキラコ（ちゃっきらこ）【神奈川】　大日堂舞楽（だいにちどうぶがく）【秋田】　題目立（だいもくたて）【奈良】　アイヌ古式舞踊（あいぬこしきぶよう）【北海道】
2010	組踊（くみおどり）　結城紬（ゆうきつむぎ）【茨城・栃木】
2011	壬生の花田植（みぶのはなたうえ）【広島】　佐陀神能（さだしんのう）【島根】　【情報照会】本美濃紙（ほんみのし），秩父祭の屋台行事と神楽（ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら），高山祭の屋台行事（たかやままつりのやたいぎょうじ），男鹿のナマハゲ（おがのなまはげ）
2012	那智の田楽（なちのでんがく）【和歌山】
2013	和食；日本人の伝統的な食文化（わしょく　にほんじんのでんとうてきなしょくぶんか）
2014	和紙：日本の手漉和紙技術（わし　にほんのてすきわしぎじゅつ）【石州半紙（せきしゅうばんし），本美濃紙（ほんみのし），細川紙（ほそかわし）】　※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財（保持団体認定）である本美濃紙【岐阜】，細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
2016	山・鉾・屋台行事（やまほこやたいぎょうじ）　※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】，日立風流物【茨城】に，国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】，高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し，計33件の行事として拡張登録。
提案中	来訪神：仮面・仮装の神々（らいほうしん　かめんかそうのかみがみ）　※甑島のトシドンに，重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】，能登のアマメハギ【石川】，宮古島のパーントゥ【沖縄】，遊佐の小正月行事（アマハゲ）【山形】，米川の水かぶり【宮城】，見島のカセドリ【佐賀】，吉浜のスネカ【岩手】，薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】，悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張提案【2017年3月末提案】
提案中	伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術（でんとうけんちくこうしょうのわざ　もくぞうけんぞうぶつをうけつぐためのでんとうぎじゅつ）　※2009年に提案したものの未審査となっていた国の選定保存技術「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加して計14件の選定保存技術を提案。【2018年3月末提案。2019年3月末に再提案予定】

■ 文化財保護法等の一部改正（平成 30 年）

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣　旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概　要

1．文化財保護法の一部改正

（1）地域における文化財の総合的な保存・活用

① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる　【第183条の2第1項】

② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）　【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】　【第183条の5、第184条の2】
・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる　【第192条の2、第192条の3】

（2）個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる　【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】　【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】
・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る　【第31条第2項等】

（3）地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

① 下記２．により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする　【第190条第2項】

② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする　【第191条第1項】

（4）罰則の見直し

① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等　【第195条第1項等】

2．地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする　【地教行法第23条第1項】

施行期日　平成31年４月１日

（９）著作権

■ 著作権法改正沿革

明治　２年（１８６９）	○出版条例公布・施行（５月１３日）
明治１９年（１８８６）	○文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（ベルヌ条約）採択
明治３２年（１８９９）	○旧著作権法公布（７月１５日施行） ○ベルヌ条約締結（７月１３日公布）
昭和１４年（１９３９）	○著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律公布（１２月１５日施行）
昭和２７年（１９５２）	○万国著作権条約採択
昭和３１年（１９５６）	○万国著作権条約締結（４月２８日公布）
昭和３６年（１９６１）	○実演家，レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（実演家等保護条約）採択
昭和４５年（１９７０）	○現行著作権法公布（昭和４６年１月１日施行）
昭和４６年（１９７１）	○許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（レコード保護条約）採択
昭和５３年（１９７８）	○著作権法一部改正（レコード保護条約締結に伴う改正）（昭和５３年１０月１４日施行） ○レコード保護条約締結
昭和５８年（１９８３）	○商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法公布（昭和５９年６月２日施行）（※議員立法）
昭和５９年（１９８４）	○著作権法一部改正（貸与権関係）（昭和６０年１月１日施行）
昭和６０年（１９８５）	○著作権法一部改正（コンピュータ・プログラム関係）（昭和６１年１月１日施行）
昭和６１年（１９８６）	○著作権法一部改正（データベース，ニューメディア関係）（昭和６２年１月１日施行） ○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律公布（昭和６２年４月１日施行（登録事務開始））
昭和６３年（１９８８）	○著作権法一部改正（著作隣接権の保護期間延長，海賊版対策関係）（昭和６３年１１月２１日施行）
平成　元年（１９８９）	○著作権法一部改正（実演家等保護条約締結に伴う改正）（平成元年１０月２６日施行） ○実演家等保護条約締結
平成　３年（１９９１）	○著作権法一部改正（レコードの保護強化等）（平成４年１月１日施行）
平成　４年（１９９２）	○著作権法一部改正（私的録音録画に係る補償金制度の導入）（平成５年６月１日施行）
平成　６年（１９９４）	○著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正（ＷＴＯ協定締結に伴う改正）（平成８年１月１日施行） ○ＷＴＯ協定受諾
平成　８年（１９９６）	○実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（ＷＩＰＯ実演・レコード条約）採択 ○著作権に関する世界知的所有権機関条約（ＷＩＰＯ著作権条約）締結 ○著作権法一部改正（著作隣接権の保護対象の遡及的拡大等）（平成９年３月２５日施行）
平成　９年（１９９７）	○著作権法一部改正（インタラクティブ送信に係る権利の強化等）（平成１０年１月１日施行）
平成１１年（１９９９　）	○著作権法一部改正（技術的保護手段の回避・権利管理情報の改変等の規制附則１４条の廃止等）（平成１１年１０月１日／平成１２年１月１日施行),
平成１２年（２０００）	○著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正（視聴覚障害者，民事手続罰則関係）（平成１３年１月１日／著作権に関する世界知的所有権機関条約発効日（平成１４年３月６日）施行） ○ＷＩＰＯ著作権条約締結 ○著作権等管理事業法公布（新しい著作権等管理制度の導入（仲介業務法の廃止））（平成１３年１０月１日施行）
平成１４年（２００２）	○著作権法一部改正（放送事業者・有線放送事業者への送信可能化権の付与、実演家人格権の創設，レコード保護期間の起算点の変更等）（平成１５年１月１日／ＷＩＰＯ実演・レコード条約発効日（平成１４年１０月９日）施行） ○ＷＩＰＯ実演・レコード条約締結

平成１５年（２００３）　〇著作権法一部改正（映画の著作物の保護期間延長，教育機関等での著作物活用の促進，著作権侵害に対する司法救済の充実）（平成１６年１月１日施行）

平成１６年（２００４）　〇著作権法一部改正（音楽レコードの還流防止措置，書籍・雑誌の貸与権の付与，罰則の強化）（平成１７年１月１日施行）

平成１８年（２００６）　〇著作権法一部改正（ＩＰマルチキャスト放送による放送の同時再送信に係る規定の整備，罰則の強化等）（平成１９年７月１日施行。ただし，ＩＰマルチキャスト放送による放送の同時再送信に係る部分については平成１９年１月１１日施行。）

平成１９年（２００７）　〇映画盗撮防止法の成立（平成１９年８月３０日施行）

平成２１年（２００９）　〇著作権法一部改正（インターネット等を活用した著作物等の利用の円滑化，違法な著作物等の流通抑止，障害者の情報利用の機会の確保等）（平成２２年１月１日施行）

平成２４年（２０１２）　〇著作権法一部改正（①いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備，②国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備，③著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備，④違法ダウンロード刑事罰化に係る規定の整備等）（平成２５年１月１日施行。ただし，③，④等については平成２４年１０月１日施行。④のうち，国民に対する啓発等に係る附則の規定については公布日（平成２４年６月２７日）施行。）

〇視聴覚的実演に関する北京条約（北京条約）採択

平成２５年（２０１３）　〇盲人，視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）採択

平成２６年（２０１４）　〇著作権法一部改正（①電子書籍に対応した出版権の整備，②北京条約の実施に伴う規定の整備）（平成２７年１月１日施行。ただし，②については，北京条約が我が国について効力を生ずる日に施行。）

〇北京条約締結

平成２８年（２０１６）　〇環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の成立（著作物等の保護期間の延長，著作権等侵害罪の一部非親告罪化等）（平成３０年に題名及び施行期日等を一部改正。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ１１協定）が日本国について効力を生ずる日に施行。）

平成３０年（２０１８）　〇著作権法一部改正（①柔軟な権利制限規定の整備，②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備，③障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備，④アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等）（平成３１年１月１日施行。ただし，②については公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日に施行。）

■ 著作権法の一部改正（平成 30 年）

著作権法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにする。

著作権制度について

＜著作権の保護＞
・他人の著作物（例：小説、論文、新聞、写真、美術、音楽、映画、コンピュータプログラム等）を利用※する場合、著作権者の許諾が必要。
（※）権利が付与されている行為：コピー（複製）、ネットワークでの送信（公衆送信）、演奏、上映、譲渡、貸与　等

＜著作権の例外（「権利制限規定」）＞
・法律で定める一定の場合※は、著作者の権利が制限され、許諾を得なくても自由に利用することが可能。
（※）引用、報道のための利用、学校の授業での著作物のコピー、教科書への著作物の掲載、図書館での文献のコピー、インターネット情報検索のためのウェブサイトの情報のコピー等、様々な場合について規定が整備されている。

改正の概要

①デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
（第30条の4、第47条の4、第47条の5等関係）
・著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等※のための著作物の利用について、許諾なく行えるようにする。
・イノベーションの創出を促進するため、情報通信技術の進展に伴い将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、ある程度抽象的に定めた規定を整備する。
（※） 例えば現在許諾が必要な可能性がある以下のような行為が、無許諾で利用可能となる。
○所在検索サービス（例：書籍情報の検索）
→著作物の所在（書籍に関する各種情報）を検索し、その結果と共に著作物の一部分を表示する。
○情報解析サービス（例：論文の盗用の検証）
→大量の論文データを収集し、学生の論文と照合して盗用がないかチェックし、盗用箇所の原典の一部分を表示する。

②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（第35条等関係）
・ICTの活用により教育の質の向上等を図るため、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、許諾なく行えるようにする。
【現　在】利用の都度、個々の権利者の許諾とライセンス料の支払が必要
【改正後】ワンストップの補償金支払のみ（権利者の許諾不要）

③障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備（第37条関係）
・マラケシュ条約※の締結に向けて、現在視覚障害者等が対象となっている規定を見直し、肢体不自由等により書籍を持てない者のために録音図書の作成等を許諾なく行えるようにする。
（※）視覚障害者や判読に障害のある者の著作物の利用機会を促進するための条約
【現　在】視覚障害者や発達障害等で著作物を視覚的に認識できない者が対象
【改正後】肢体不自由等を含め、障害によって書籍を読むことが困難な者が広く対象

④アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等
（第31条、第47条、第67条等関係）
・美術館等の展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成し、タブレット端末等で閲覧可能にすること等を許諾なく行えるようにする。
【現　在】小冊子（紙媒体）への掲載は許諾不要。タブレット等（デジタル媒体）での利用は許諾が必要。
【改正後】小冊子、タブレット等のいずれも場合も許諾不要。
・国及び地方公共団体等が裁定制度※を利用する際、補償金の供託を不要とする。
（※）著作権者不明等の場合において、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することで、著作物を利用することができる制度
【現　在】裁定制度により著作物等を利用する場合、事前に補償金の供託が必要
【改正後】国及び地方公共団体等については、補償金の供託は不要（権利者が現れた後に補償金を支払う）
・国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付を許諾無く行えるようにする。

施行期日　平成31年1月1日　（②については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日。）

（10）日本語教育

■ 国内における日本語教育機関数等の推移

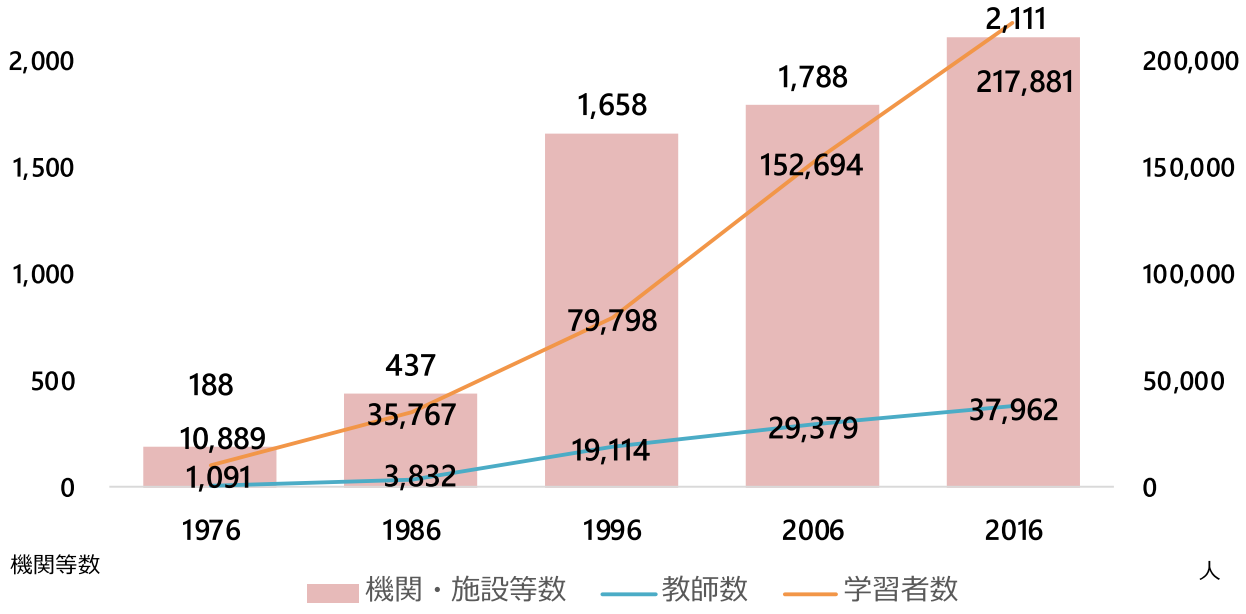

出典　文化庁「日本語教育実態調査」より文化庁作成

（11）宗教法人

■ 宗教法人数等の推移（各年 12 月 31 日現在）

	宗教法人（数）					教師（人）	信者（人）
	包括宗教法人	単位宗教法人			合計		
		被包括宗教法人	単立宗教法人	小計			
1968	423	177,506	3,800	181,306	181,729	1,883,674	174,336,557
1969	425	176,944	3,949	180,893	181,318	1,888,356	177,431,670
1970	419	177,184	3,914	181,098	181,517	1,891,727	178,971,327
1971	420	177,307	4,047	181,354	181,774	1,983,910	175,670,509
1972	422	176,801	4,205	181,006	181,428	1,999,162	178,573,952
1973	422	179,746	4,405	184,151	184,573	2,030,648	182,871,070
1974	420	176,865	4,344	181,209	181,629	2,055,830	182,615,306
1975	416	176,700	4,445	181,145	181,561	2,079,118	188,211,201
1976	418	177,848	4,568	182,416	182,834	2,125,595	191,026,130
1977	420	177,540	4,531	182,071	182,491	602,852	193,563,246
1978	421	177,105	4,610	181,715	182,136	602,858	201,246,450
1979	422	177,176	4,671	181,847	182,269	617,173	201,399,575
1980	423	177,488	4,835	182,323	182,746	628,089	200,395,255
1981	423	177,502	5,035	182,537	182,960	623,693	209,273,063
1982	422	177,491	5,216	182,707	183,129	628,519	207,080,172
1983	420	177,400	5,203	182,603	183,023	640,110	220,783,145
1984	417	177,663	5,265	182,928	183,345	645,018	217,105,537
1985	417	177,743	5,320	183,063	183,480	645,839	223,798,403
1986	417	177,596	5,436	183,032	183,449	635,315	213,554,815
1987	418	177,835	5,524	183,359	183,777	658,471	218,433,832
1988	416	177,696	5,749	183,445	183,861	654,850	217,700,643
1989	415	177,682	5,800	183,482	183,897	654,692	210,923,809
1990	416	177,709	5,845	183,554	183,970	664,991	217,229,831
1991	415	177,591	5,888	183,479	183,894	665,815	214,730,194
1992	415	177,539	5,943	183,482	183,897	670,882	220,079,138
1993	415	177,673	5,908	183,581	183,996	680,683	219,722,517
1994	415	177,918	5,955	183,873	184,288	684,997	219,838,678
1995	415	177,640	5,966	183,606	184,021	681,966	215,983,567
1996	415	177,308	6,163	183,471	183,886	649,937	206,318,645
1997	415	176,962	6,240	183,202	183,617	630,701	212,647,075
1998	412	176,674	6,254	182,928	183,340	630,622	215,063,458
1999	411	176,327	6,197	182,524	182,935	675,521	214,028,032
2000	410	176,044	6,205	182,249	182,659	680,907	215,365,872
2001	410	176,013	6,264	182,277	182,687	655,463	214,755,485
2002	411	175,898	6,325	182,223	182,634	650,418	215,963,855
2003	409	176,638	6,347	182,985	183,394	657,915	213,826,700
2004	404	175,810	6,427	182,237	182,641	647,304	213,826,661
2005	404	176,366	6,430	182,796	183,200	651,161	211,020,747
2006	400	175,965	6,503	182,468	182,868	648,416	208,845,429
2007	399	175,719	6,591	182,310	182,709	645,552	206,595,610
2008	399	175,592	6,610	182,202	182,601	677,146	207,183,223
2009	400	175,457	6,664	182,121	182,521	678,980	207,304,920
2010	399	175,292	6,705	181,997	182,396	676,541	199,617,278
2011	398	175,112	6,743	181,855	182,253	654,297	196,890,529
2012	397	174,959	6,844	181,803	182,200	665,895	197,100,835
2013	399	174,671	6,891	181,562	181,961	696,971	190,176,262
2014	399	174,476	6,935	181,411	181,810	685,867	190,219,862
2015	399	174,275	6,971	181,246	181,645	655,891	188,892,506
2016	399	174,058	7,040	181,098	181,497	650,679	182,266,404

出典　文化庁「宗教年鑑」より文化庁作成

地方文化行政の概括

（1）文化関係経費

■ 地方自治体における文化関係各経費の推移

単位　億円

	都道府県全体	市区町村全体	合計	芸術文化経費全体	文化財保護経費全体	都道府県芸術文化経費	市区町村芸術文化経費	芸術文化事業費	文化施設経費	文化施設建設費	都道府県文化財保護経費	市区町村文化財保護経費
1992	2,523	5,692	8,215	6,971	1,244	2,098	4,873	489	1,572	4,909	425	819
1993	2,586	6,963	9,550	8,172	1,377	2,085	6,088	584	1,710	5,879	502	876
1994	2,432	6,354	8,786	7,443	1,343	1,915	5,528	989	1,968	4,486	517	826
1995	1,998	6,114	8,112	6,670	1,441	1,432	5,239	579	2,160	3,931	566	875
1996	2,132	6,350	8,482	7,090	1,393	1,517	5,572	728	2,825	3,537	615	778
1997	2,123	6,256	8,379	6,997	1,383	1,560	5,437	771	2,403	3,823	562	820
1998	2,171	4,756	6,928	5,586	1,341	1,614	3,972	545	2,199	2,842	557	785
1999	1,568	4,424	5,993	4,638	1,354	1,045	3,593	544	2,206	1,888	523	831
2000	1,920	4,667	6,587	5,277	1,310	1,455	3,822	494	2,406	2,377	464	845
2001	1,333	4,317	5,651	4,534	1,117	888	3,645	637	2,214	1,682	445	672
2002	1,171	3,850	5,021	4,105	916	879	3,226	682	2,229	1,194	292	624
2003	1,083	3,851	4,934	4,150	783	834	3,316	688	2,109	1,354	249	535
2004	1,283	3,362	4,645	3,909	736	1,040	2,869	668	2,016	1,225	243	493
2005	1,168	2,815	3,983	3,228	754	885	2,344	649	1,957	623	283	471
2006	967	2,809	3,776	3,142	633	734	2,408	563	2,107	472	233	400
2007	813	2,515	3,328	2,700	627	615	2,086	602	1,810	288	198	429
2008	803	2,551	3,355	2,693	662	613	2,080	622	1,784	287	190	471
2009	848	2,813	3,661	2,969	691	655	2,314	611	1,834	524	193	498
2010	868	2,533	3,402	2,741	661	681	2,060	556	1,752	432	187	474
2011	940	2,610	3,551	2,922	629	781	2,142	623	1,814	486	160	469
2012	798	2,754	3,552	2,944	609	654	2,290	578	1,740	625	144	464
2013	811	2,827	3,638	2,982	655	653	2,329	604	1,844	535	158	498
2014	936	3,199	4,135	3,425	710	764	2,662	570	2,132	723	173	537
2015	1,067	3,190	4,257	3,550	707	927	2,623	849	2,013	688	140	567
2016	1,070	3,419	4,489	3,710	779	892	2,817	710	2,191	808	178	602

出典　文化庁「地方における文化行政の状況について」から文化庁作成

（2）公立文化施設

■ 設置者別施設数（私立等含む）の推移

● 博物館（登録博物館・博物館相当施設）

単位　施設

	都道府県			市（区）			町			村			組合		
		歴史	美術		歴史	美術		歴史	美術		歴史	美術		歴史	美術
1987	100	30	39	214	72	42	39	12	5	1	1	-	-	-	-
1990	104	32	39	234	85	45	47	19	7	2	2	-	-	-	-
1993	109	34	40	257	97	49	54	19	14	2	1	-	1	1	-
1996	123	40	42	311	116	68	79	35	22	4	2	-	1	1	-
1999	132	43	46	323	122	72	91	38	27	2	1	-	1	1	-
2002	145	48	48	358	133	87	101	43	31	3	1	-	1	1	-
2005	152	48	55	438	163	116	72	29	20	3	-	-	2	1	-
2008	156	44	61	473	184	118	66	28	22	5	2	1	4	2	1
2011	155	47	57	495	204	125	67	28	20	4	1	1	3	1	1
2015	161	50	57	522	208	142	74	29	24	6	2	2	2	1	1

	一社・一財・公社・公財※1			その他			独立行政法人			合計※2		
		歴史	美術		歴史	美術		歴史	美術		歴史	美術
1987	254	74	124	101	31	11	-	-	-	737	224	223
1990	264	73	143	120	43	16	-	-	-	799	258	252
1993	296	86	159	114	32	17	-	-	-	861	274	281
1996	324	100	165	114	34	25	-	-	-	985	332	325
1999	358	107	189	112	41	16	-	-	-	1045	355	353
2002	356	108	181	125	45	29	-	-	-	1120	383	383
2005	359	105	198	144	55	29	-	-	-	1196	405	423
2008	371	113	207	149	59	33	23	4	6	1248	436	449
2011	347	98	200	164	64	42	27	5	6	1262	448	452
2015	309	89	174	154	66	35	28	6	6	1256	451	441

● 博物館類似施設

	都道府県			市（区）			町			村			組合		
		歴史	美術		歴史	美術		歴史	美術		歴史	美術		歴史	美術
1987	96	42	6	482	340	31	451	392	19	116	100	4	10	5	1
1990	121	51	6	619	411	42	665	563	36	169	147	6	7	5	-
1993	158	56	12	784	542	61	919	770	55	230	192	15	2	2	-
1996	190	70	14	975	635	93	1141	918	92	274	225	20	10	5	2
1999	217	65	19	1099	692	115	1314	1026	118	332	258	28	11	9	-
2002	257	83	17	1162	753	122	1397	1089	134	361	281	30	7	5	-
2005	266	86	22	1916	1326	189	983	758	83	183	143	20	8	2	4
2008	269	88	22	2241	1573	230	819	628	74	135	108	12	3	1	-
2011	256	83	22	2340	1638	244	793	599	73	133	103	14	-	-	-
2015	240	79	20	2352	1653	246	800	605	72	136	105	14	-	-	-

	一社・一財・公社・公財※1			その他			独立行政法人			合計※2		
		歴史	美術		歴史	美術		歴史	美術		歴史	美術
1987	176	88	41	236	131	49	-	-	-	1574	1100	156
1990	210	101	57	347	165	92	-	-	-	2169	1459	246
1993	284	141	79	425	191	139	-	-	-	2843	1915	370
1996	345	151	108	544	250	181	-	-	-	3522	2272	520
1999	342	149	105	621	262	238	-	-	-	4064	2561	634
2002	306	138	99	623	252	243	-	-	-	4243	2708	651
2005	244	106	84	647	271	258	-	-	-	4418	2795	664
2008	224	102	66	654	282	244	53	10	3	4527	2891	652
2011	172	80	48	616	263	230	50	10	2	4485	2869	635
2015	145	63	51	593	248	217	43	8	2	4434	2851	623

● 劇場・音楽堂等※3

	都道府県	市（区）	町	村	組合	私立	独法	合計※2
1987	55	615	95	3	14	-	-	782
1990	75	678	159	5	17	76	-	1010
1993	81	756	253	9	17	145	-	1261
1996	88	847	425	27	16	146	-	1549
1999	102	908	523	35	19	164	-	1751
2002	112	932	575	42	16	155	-	1832
2005	116	1186	406	32	9	136	-	1885
2008	105	1312	297	23	4	142	10	1893
2011	100	1343	276	22	1	118	6	1866
2015	96	1349	275	21	2	102	6	1851

※1　2008 年以前については「民法第 34 条の法人」として回答のあったもの。　※2　合計数には国立のものも含む。
※3　2011 年以前については「文化会館」として回答のあったもの。　出典　文部科学省「社会教育調査」より文化庁作成

（3）条例・指針等

■ 文化政策のための条例の制定・文化政策の指針等の策定件数の推移

単位　件数

	文化政策のための条例（※）（基金，施設等の管理運営に関する条例，文化財保護関係条例は除く）				文化政策の指針等（文化芸術振興基本法（H13.12.7）施行以降策定）			
	都道府県	政令市	中核市	その他市区町村	都道府県	政令市	中核市	その他市区町村
2002	4	0	2	12	-	-	-	-
2003	4	0	2	17	-	-	-	-
2004	8	2	2	17	-	-	-	-
2005	11	2	2	26	-	-	-	-
2006	13	3	3	36	18	4	5	-
2007	15	4	4	46	24	6	8	74
2008	20	4	5	52	30	9	15	98
2009	24	4	7	56	35	13	17	103
2010	24	4	8	64	36	14	18	115
2011	25	5	8	69	39	15	22	130
2013	26	5	9	75	38	19	26	151
2014	27	5	11	79	35	18	27	148
2015	28	6	12	82	38	18	31	161
2016	29	7	13	91	38	17	31	178
2017	29	7	14	93	37	18	38	191

※2016年までの調査においては，「文化振興のための条例」として調査を実施。　出典　文化庁「地方における文化行政の状況について」から文化庁作成

（4）地方文化財

■ 地方自治体指定等文化財の件数の推移

単位　件数

	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
都道府県	13,977	14,218	14,547	14,840	14,652	15,037	15,326	15,634	15,793	16,360	16,706	16,818	17,152
市町村	35,625	41,520	43,398	45,031	47,164	49,121	51,282	53,109	54,763	56,950	58,634	60,471	62,142
合計	49,602	55,738	57,945	59,871	61,816	64,158	66,608	68,743	70,556	73,310	75,340	77,289	79,294

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2003
都道府県	17,401	17,630	17,860	18,057	18,107	18,134	18,505	18,650	18,932	19,044	19,311	19,447	20,166
市町村	64,567	65,857	67,801	70,634	71,417	71,636	75,242	77,388	79,161	80,931	82,404	83,830	84,947
合計	81,968	83,487	85,661	88,691	89,524	89,770	93,747	96,038	98,093	99,975	101,715	103,277	105,113

	2006	2007	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
都道府県	20,391	20,556	20,922	20,987	21,090	21,185	21,292	21,399	21,476	21,584	21,738
市町村	84,210	84,771	85,201	85,884	86,355	87,142	87,320	87,659	88,088	88,505	89,033
合計	104,601	105,327	106,123	106,871	107,445	108,327	108,612	109,058	109,563	110,089	110,771

※1　各年 5 月 1 日現在。ただし，昭和 52 年は 6 月 1 日，平成 18 年は 7 月 1 日現在。平成 23 年は原子力災害特別措置法に基づき設定された警戒区域，計画的避難区域に該当する市町村及び緊急時避難準備区域であった市町村（福島県田村市，南相馬市，川俣町，広野町，楢葉町，富岡町，川内村，大熊町，双葉町，浪江町，葛尾村，飯舘村）が指定等している文化財については，平成 22 年 5 月 1 日現在の件数で計上。また，平成 24 年は，警戒区域，計画的避難区域，避難指示解除準備区域，居住制限区域，帰宅困難区域に該当する市町村（福島県田村市，南相馬市，川俣町，楢葉町，富岡町，川内村，大熊町，双葉町，浪江町，葛尾村，飯舘村）が指定等している文化財については，平成 22 年 5 月 1 日現在の件数で計上。

※2　指定及び選定が行われている文化財件数のみ計上。

出典　文化庁 HP より

■ 埋蔵文化財の届出数・担当職員数の推移

	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
発掘届出件数	831	988	1,129	1,275	1,715	2,066	2,309	2,825	4,445	5,685	7,083	8,919	9,419
担当職員数	-	-	131	194	253	386	494	898	1,044	1,209	1,435	1,703	1,930

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
発掘届出件数	11,733	13,638	14,540	14,862	16,024	18,076	21,755	23,244	25,367	26,729	26,053	28,430	31,228
担当職員数	2,145	2,392	2,606	2,783	2,972	3,232	3,415	3,649	4,001	4,365	4,669	4,852	5,237

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
発掘届出件数	34,317	36,557	41,880	35,266	33,424	36,593	38,341	38,427	38,843	41,078	43,316	43,697	48,360
担当職員数	5,526	5,692	6,126	6,486	6,872	7,010	7,111	7,090	7,081	7,075	6,975	6,695	6,555

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
発掘届出件数	46,512	46,064	43,314	47,725	48,023	55,152	59,299	59,350	62,310	-
担当職員数	6,327	6,255	6,122	5,972	5,885	5,868	5,963	5,853	5,724	5,666

出典　「埋蔵文化財関係統計資料」より文化庁作成

国民の意識と文化活動

（1）国民の意識の推移

国民の意識の推移①（物の豊かさ、心の豊かさ）

「物質的にある程度豊かになったので，これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい（心の豊かさ），「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい（物の豊かさ）」と答える者は，1972年1月調査から2017年6月調査にかけて，それぞれ37.3%から62.6%，40.0%から29.2%へ変化した。

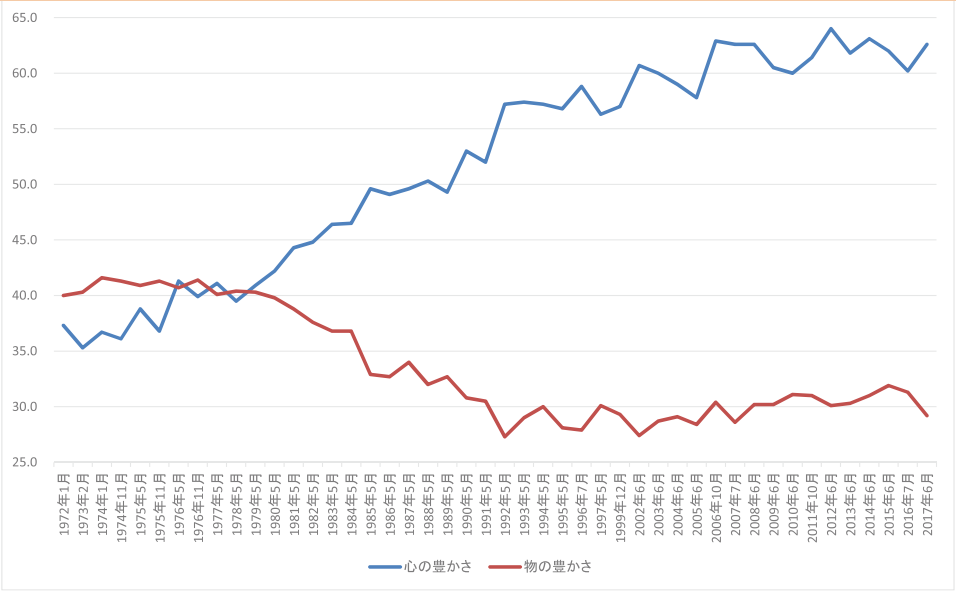

内閣府「国民生活に関する世論調査」より文化庁作成

2015年6月調査までは，20歳以上の者を対象として実施。
2016年7月調査から18歳以上の者を対象として実施。

国民の意識の推移②（今後の生活の力点）

今後の生活において，特にどのような面に力を入れたいかという質問に，「レジャー・余暇生活」，「食生活」，「住生活」と答える者の割合は，1973年1月調査から2017年6月調査にかけて，それぞれ20.2%から35.0%，14.4%から29.6%，30.5%から22.1%へ変化した。

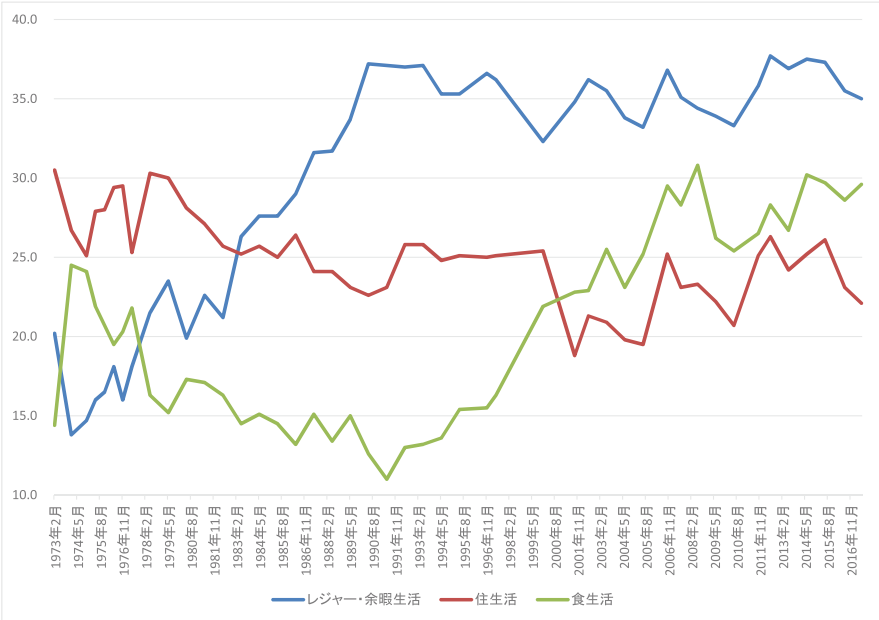

内閣府「国民生活に関する世論調査」より文化庁作成

2015年6月調査までは，20歳以上の者を対象として実施。
2016年7月調査から18歳以上の者を対象として実施。

国民の意識の推移③（日本の誇り）

日本の国や国民について，誇りに思うことはどんなことかという質問に，「美しい自然」，「すぐれた文化や芸術」，「長い歴史と伝統」を答える者は，増加傾向で推移している。

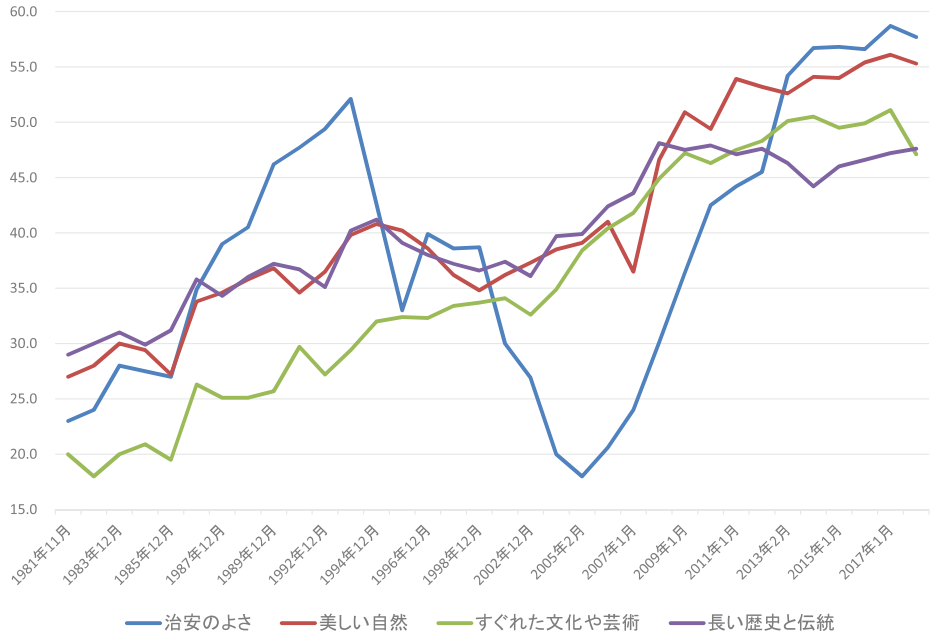

内閣府「社会意識に関する世論調査」より文化庁作成

2016年2月調査までは，20歳以上の者を対象として実施。
2017年1月調査から18歳以上の者を対象として実施。

生活時間の変化

過去20年間の推移をみると，「睡眠」や「仕事」といった生活時間は減少傾向で推移している一方，「趣味・娯楽」の時間は増加傾向となっている。

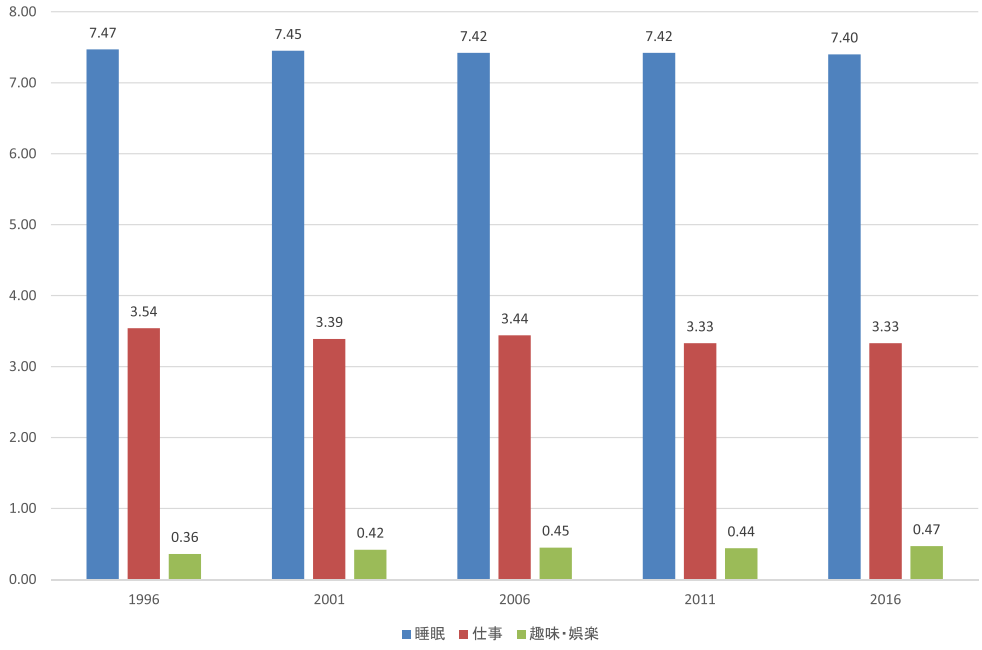

総務省「社会生活基本調査」より文化庁作成

生活時間の動向

過去20年間の推移をみると，「映画館での映画鑑賞」は約12.6%伸びているが，「美術鑑賞」及び，「演芸・演劇・舞踊鑑賞」などは，2011年まで減少傾向で推移し，2016年は上昇している。

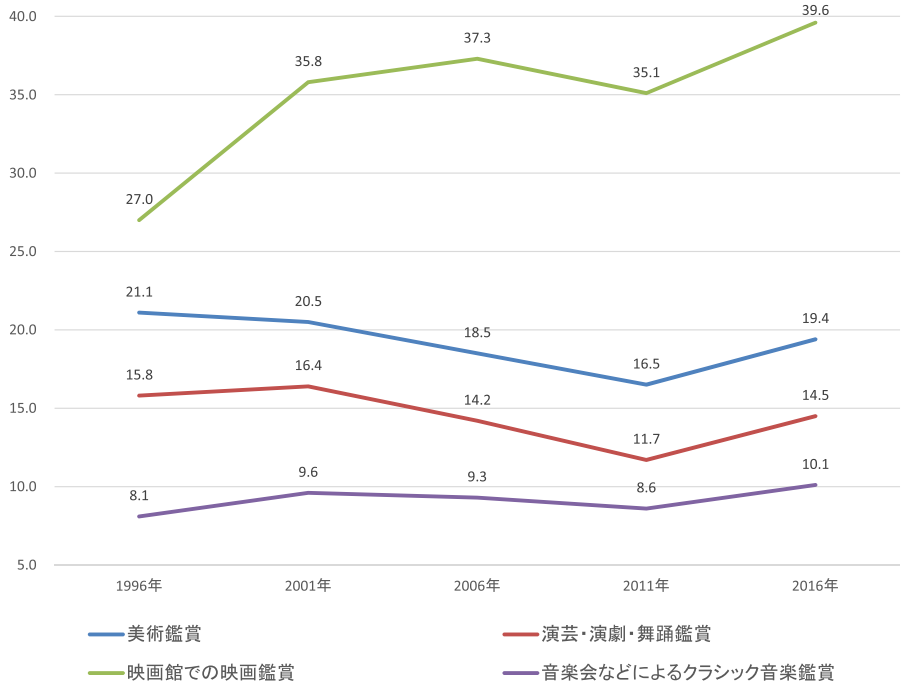

「美術鑑賞」及び「演芸・演劇・舞踊鑑賞」は，テレビ・スマートフォン・パソコンなどによる鑑賞は除いたもの

総務省「社会生活基本調査」より文化庁作成

（2）文化芸術活動と文化産業等

芸術家人口の推移

1965年から2015年にかけて，芸術家人口は，141,077人から489,470人に増加し，約3.5倍となった。
とりわけ「デザイナー」の伸び率が大きく，37,330人から193,830人に増加し，約5.2倍となった。

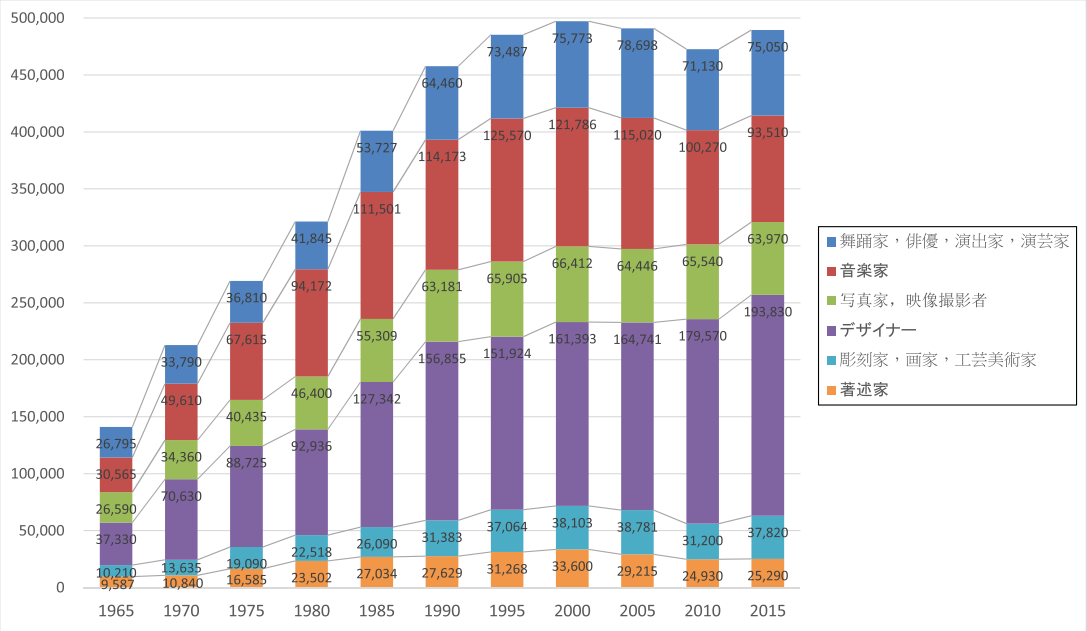

総務省「国勢調査」より文化庁作成

文化芸術活動と文化産業①（映画製作・公開等）

1968年から2016年までの間，興行収入及び公開本数は増加傾向で推移しているが，邦画シェア（%）や映画館数は，1990年代後半頃まで減少し続け，その後上昇傾向で推移している。

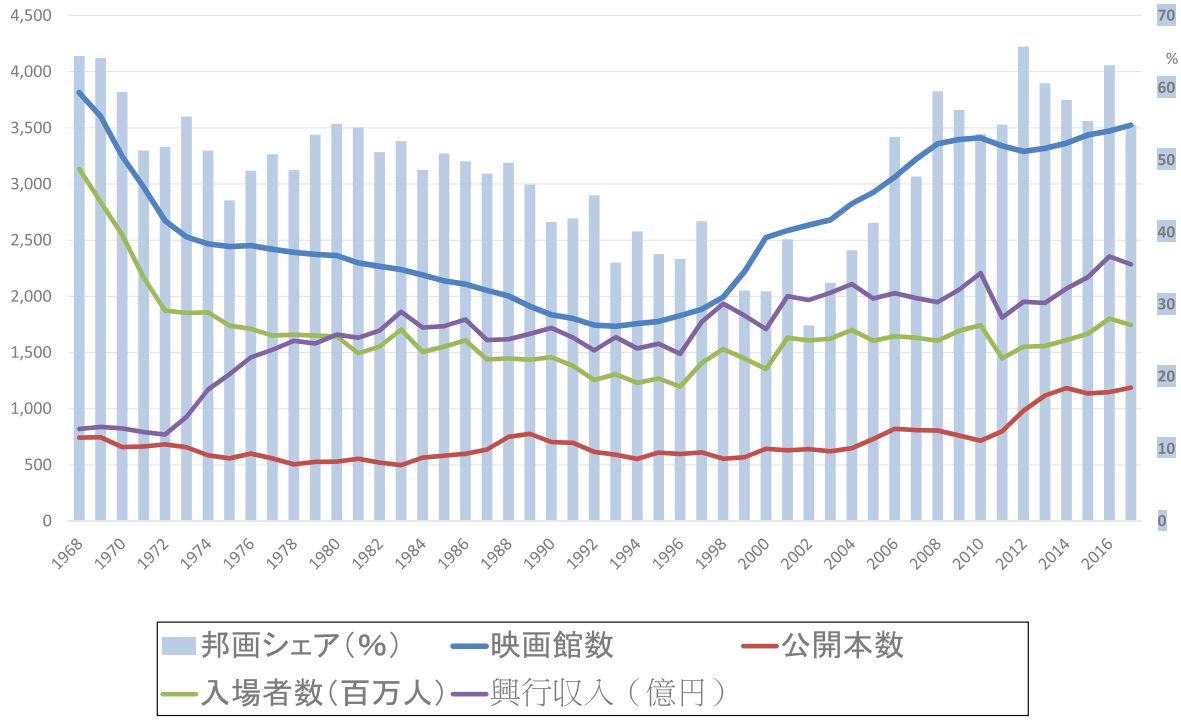

映画製作者連盟「日本映画産業統計」より文化庁作成

文化芸術活動と文化産業②（出版活動）

1968年から2016年までの間，書籍新刊点数は増加傾向で推移してきたが，書籍総発行部数や雑誌総発行部数等は，1990年代後半頃でピークを迎え，その後減少傾向で推移している。

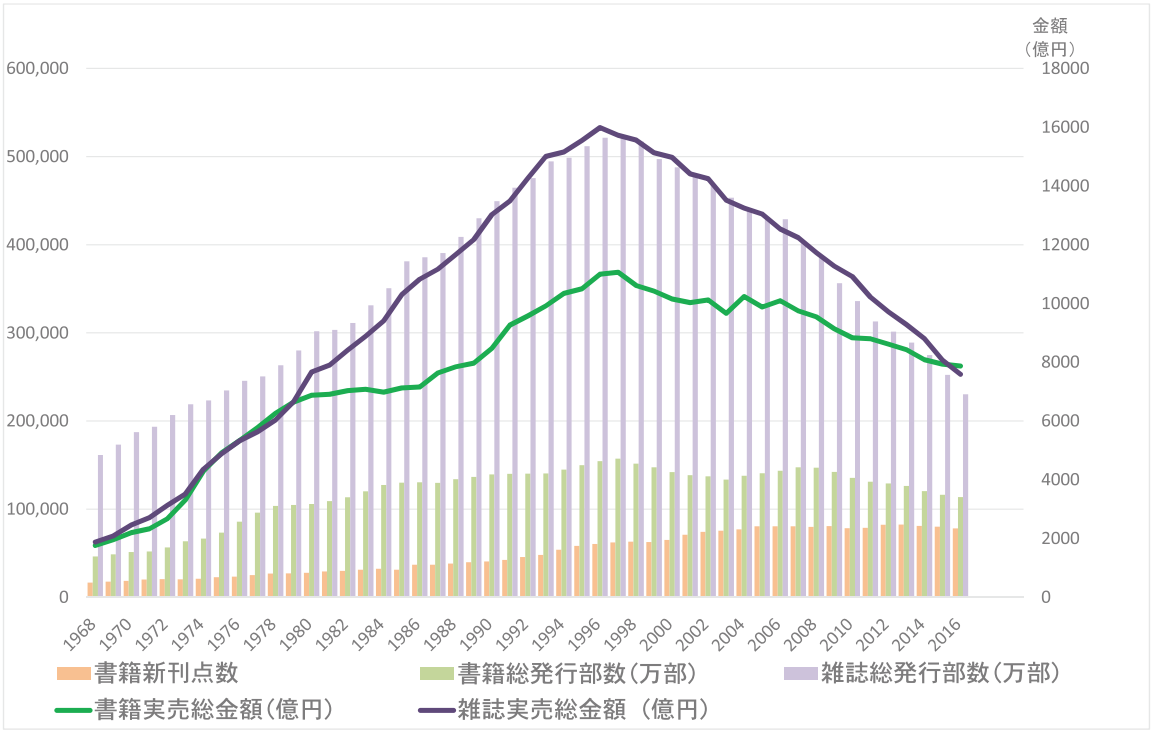

出版ニュース「出版年鑑」より文化庁作成

文化芸術活動と文化産業③（音楽レコード・カセットテープ・CD）

レコードやカセットの生産は，1984年にCDが生産されるようになってから，減少傾向で推移している。また，CDも1998年から減少傾向で推移している。

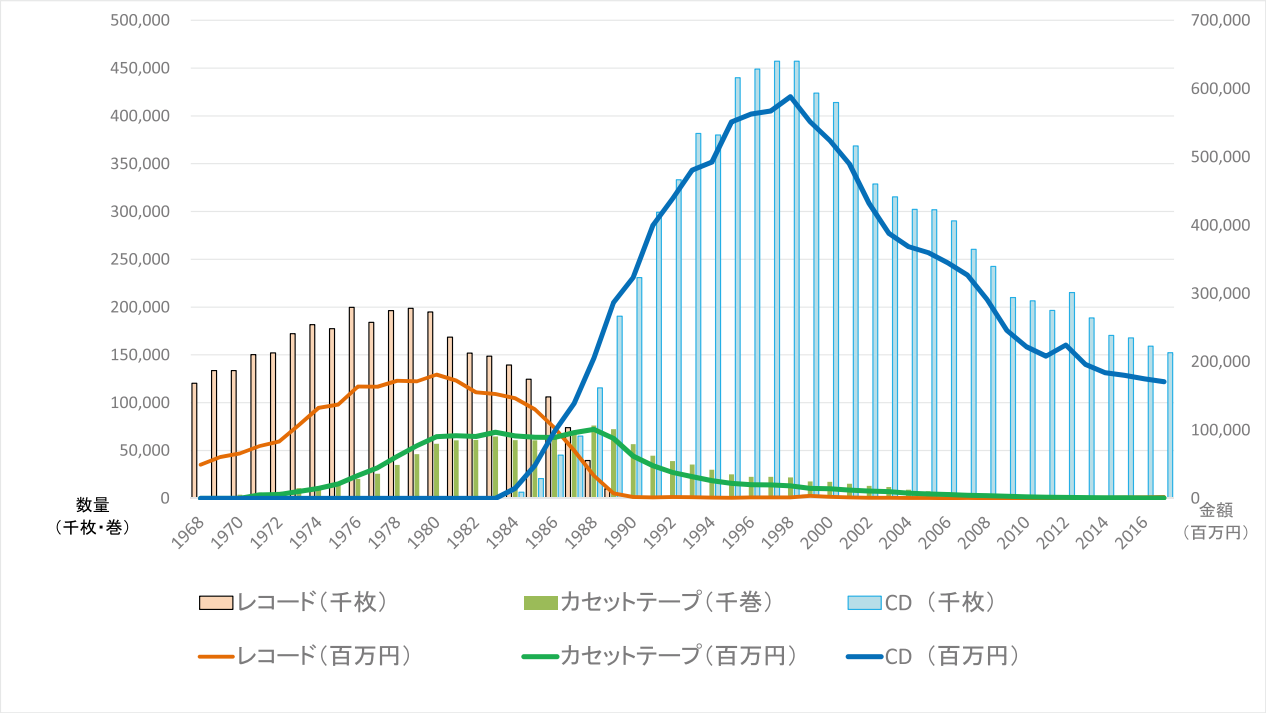

レコード協会「音楽ソフト種類別生産推移」より文化庁作成

文化芸術活動と文化産業④（アニメ）

1970年以降，アニメーション市場規模は拡大傾向で推移している。

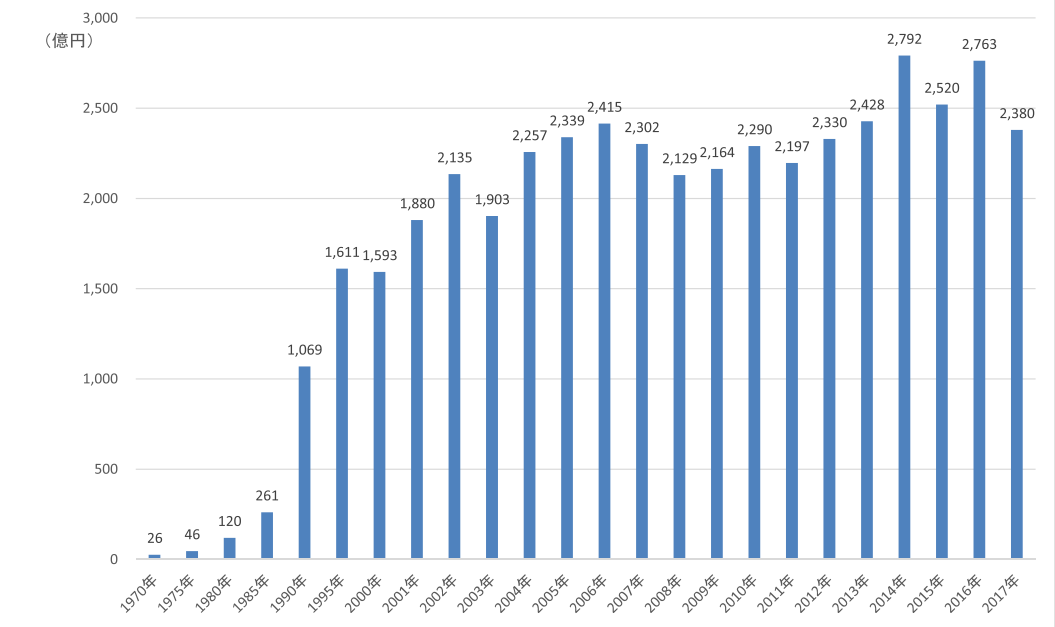

（株）メディア開発綜研発表資料より文化庁作成
※2017年は推計値

芸術専攻学科学生数

「短期大学・本科」の学生数は1995年以降減少傾向，「大学・学部」及び「大学院・修士課程」の学生数は増加傾向で推移している。

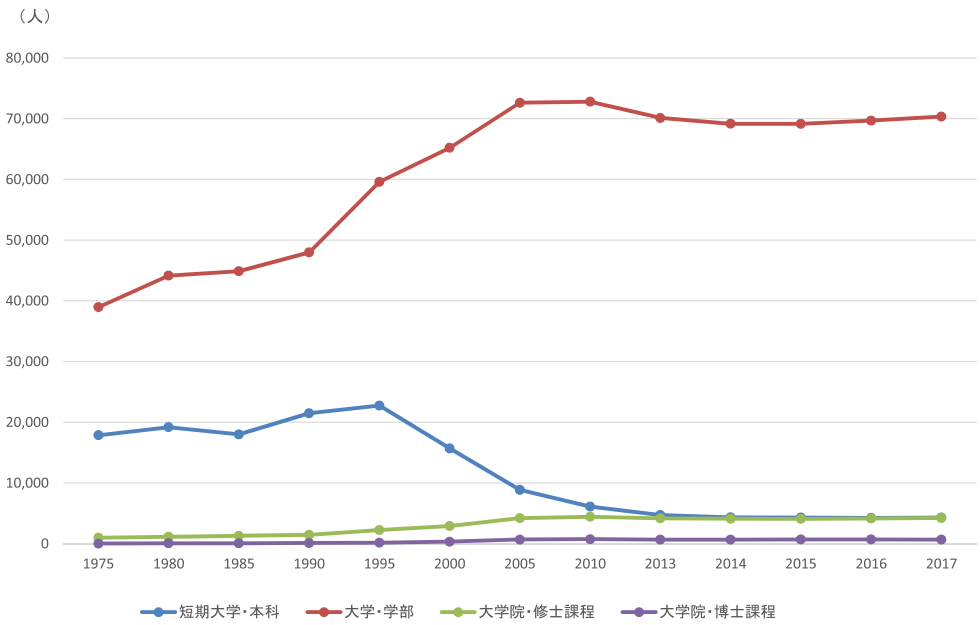

文部科学省「学校基本調査」より文化庁作成

企業メセナ活動

メセナ活動総額は回答数の変化などにより経年比較には注意を要するが，地道なメセナ活動は継続されている。

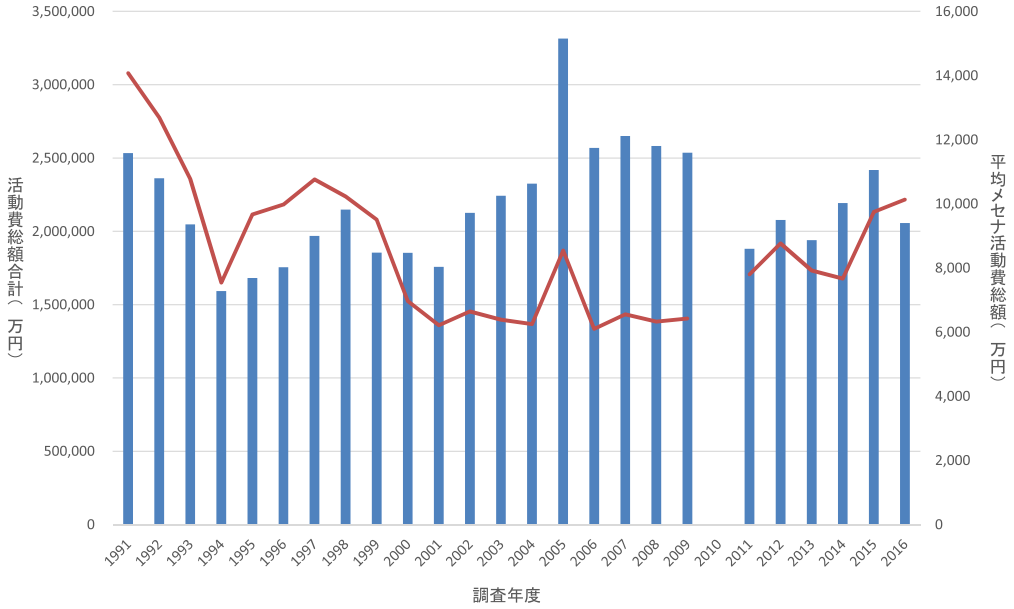

公益社団法人企業メセナ協議会「2017年度メセナ活動実態調査 報告書」より文化庁作成
※2001年度，2014年度調査に調査対象母数の大幅な変更を行ったため，データの時系列比較には留意が必要である
※1994年度，回答のあった211社分の1社平均は1億3,868万円，グラフは施設建設費といった単年度費用が不明確なものを除き作成
※2005年度活動費総額が大幅に伸びた主な理由は，回答企業のうち2社から活動費として約100億円が計上されたことによる
※2010年度分は調査未実施

※P70以降のデータについては，調査によっては，設問や選択肢が異なっており，経年比較には注意を要する。

文化行政 150 年の概括

（1）戦前の文化行政

文化に関する行政で，明治の初期から我が国の歴史的・伝統的文化遺産の保存への取組が始まり，また，美術を中心とする芸術に関する行政も始まるなど，それぞれの課題に対応する形で，今日に至る文化行政の萌芽（ほう）が見られた。

■ 文化財保護制度の誕生

明治維新により，古い寺院等の仏像や古文化財が多数廃棄されるなど文化財の危機に直面し，政府は，明治４年（1871）４月，太政官布告「古器旧物保存方」を発し，全国に，古器旧物の品目と所蔵者のリストの作成と提出を命じた（これは，同年４月，大学（当時の教育行政組織であり，文部省の前身）が，太政官に古器物の保護令を出すことを献言したことに起因する。

同年７月，文部省が設置され，翌明治５年（1872）３月，文部省博物局が，湯島聖堂で博覧会を開催し，15 万人が観覧する（これが東京国立博物館の起源であり，その後，明治 15 年（1882），上野に博物館が開館された）。

博覧会の翌年の明治６年（1873）のウィーン万博に日本政府が参加し，陶器・七宝・漆器・織物等の伝統的工芸品や，金鯱（しゃち），五重塔の模型などが展示され，好評を得る。

翌明治７年（1874）には，政府主導による美術品輸出商社である「起立（きりう）工商会社」が発足し，金工，陶磁器，漆工などを輸出産業にすることを目指した。

■ 芸術の教育機関の整備

明治９年（1876），工部省により「工部大学校」の附属学校として，西洋画を教授する目的をもつ「工部美術学校」が設立された（明治 16 年（1883）まで続いた）。

明治 13 年（1880），京都府が「京都府画学校」を開設（現在の京都市立芸術大学）し，明治 20 年（1887）には，文部省が，東京美術学校と東京音楽学校（現在の東京藝術大学）を開校し，近代日本の芸術を牽引（けんいん）する人材を輩出した。

■ 古社寺保存法と国宝保存法の制定

内務省は明治 13 年（1880）頃から主要な古社寺に保存金を交布して文化財の維持保存に努め，文部省も，明治 17 年（1884）頃から古美術の保存状況調査に着手した。日清戦争後の国家意識の勃興を背景に，明治 30 年（1897）に「古社寺保存法」が制定され，古社寺の建造物「特別保護建造物」と宝物類「国宝」の指定が始まった。この法律は，内務省が所管した（当時，内務省に「神社局」と「宗教局」があった）が，大正２年（1913）の官制改正により文部省の所管となった（「神社局」は内務省，「宗教局」は文部省の分担）。

さらに，昭和４年（1929）には，国宝保存法が制定され，古社寺だけでなく，個人所有の文化財も保存の対象になった。

■ 更なる文化財行政の進展

明治末期には鉄道・道路の建設などの国土開発の進行に伴い，史跡名勝などの保存が課題として意識され，大正８年（1919），史蹟名勝天然紀念物保存法が施行された。内務大臣に指定された史跡等への現状変更や保存に影響を及ぼす行為には地方長官の許可を要することとし，国はその管理費に補助できることとなった（この法律の所管は，昭和３年（1928）に文部省となった）。

また，昭和初期の日本の経済状態の悪化で，未指定の古美術品等の美術品の海外流出が急増し，「吉備大臣入唐絵詞」が売りに出され，昭和７年（1932）にボストン美術館が入手したことを契機として，昭和８年（1933），重要美術品等保存法が制定され，国宝以外の重要美術品の輸出にも制約が課せられた。

■ 宗教行政

明治初期以来，宗教行政上には数多くの法規が存在し，それらの総合的な整備と，宗教団体への監督と指導のため，宗教法立法化の動向が内務省所管の時代から存在した。大正２年（1913），内務省の宗教局が廃止され，宗教行政一般が文部省に移管された。文部省は，大正 15 年（1926），宗教制度調査会を設置して宗教法案の調査審議を進め，昭和 14 年（1939），宗教団体法が公布を見た 。明治以来の宗教上の諸法規を整理し，宗教団体に対する保護と監督を強化しようと図ったものであった。

■ 芸術文化行政のはじまり

美術について，文部省が，芸術の振興を目指して最初に試みた事業は美術展覧会であった。明治 40 年（1907），美術審査委員会を設立し，第一回文部省美術展覧会（文展）を東京上野で開催した（大正８年（1919）には帝国美術院による「帝展」となり，昭和 13 年（1938）から「新文展」となった）。昭和 12 年（1937），美術のみならず文芸・音楽などの分野を含む総合的な機関の設立が構想され，帝国芸術院が設置された。昭和 12 年（1937），文化振興の奨励措置として文化勲章制度が創設された。

■ 通俗教育・社会教育の進展を通じた文化政策

明治 44 年（1911），文部省は通俗教育調査委員会を設け，国民への娯楽指導の立場から，映画，レコード等に対する政策を行い，その後，健全な図書，映画，レコード等の推薦等に着手した。大正７年 (1918)，内閣直属の諮問機関「臨時教育会議」が「通俗教育の改善」を答申した（文化政策に関わりが深いものとして，博物館の発達／活動写真の取締／健全な和洋音楽の奨励／劇場の改善など）。

我が国が戦時体制となり，政府は，健全な国民娯楽の育成という立場から，演劇・映画・音楽等が国民の生活に密接な関係をもっていることに着目し，芸術の「醇（じゅん）化発達」を図ることで国民生活を刷新し，国民精神を高揚しようとして，芸術文化の指導統制を強化した。昭和 14 年（1939）には映画法が制定された（昭和 20 年（1945）12 月に廃止）。

■ 著作権の保護

我が国の著作権法の萌芽（ほう）は，明治２年（1869）の出版条例であり，出版の免許によって出版者に「専売ノ利」を取得させる旨の保護を定めた。その後，明 20 年（1887）の改正で，版権保護の部分を出版条例から切り離して，版権条例とした。

この版権条例は，文書図画を出版して利益を専有する権利を版権と称し，その版権の保護を得るためには版権登録しなければならないこと，版権は著作者に属することなどを規定しており，明治 26 年（1893）の改正を経て版権法となった。この版権法は，明治 32 年（1899）に至って，明治 20 年（1887）に定められた脚本楽譜条例，写真版権条例とともに著作権法に統合整理された。

明治 32 年（1899）の著作権法は，従来の版権に代えて著作権の語を用い，著作権の国際的保護を図るベルヌ条約の保護の水準を満たすように制定され，優れて近代的な著作権保護法として国際的にも注目されるものとなった。

■ 国語改革

国語改革は，明治維新当初から国民文化の改革と普及のための重要課題として意識されてきた。文部省は，明治 35 年（1902）に国語調査委員会を設置。同委員会では，漢字の整理，字音仮名遣の改定等の検討を開始し，常用漢字表，仮名遣改定案，字体整理案などを作成した。昭和９年 (1934) には国語審議会を設置し，漢字字体整理，標準漢字表，新字音仮名遣，国語の横書き等，戦前における国語改革問題を総括するような審議を行った。

（2）戦後の文化行政

芸術文化に関し，初めて国による積極的な助長政策が採られ，文化財の保護についても文化財保護法が制定され，国語の改善，著作権制度の改正，宗教法人法の制定など戦後それぞれ画期的な動きを見せた。

■ 芸術祭の始まりと芸術に関する施策

昭和 20 年（1945）10 月，文部省に設置された「社会教育局」に「文化課」が設けられ，さらに，12 月に「芸術課」が設けられた。翌昭和 21 年（1946）には，文部省により「第 1 回芸術祭」が開催された。敗戦で自信を喪失した国民に，日本の優れた芸能を示すことで，新日本文化再生に寄与するとともに，国境を越えて日本の精華を海外に宣揚することが期待された。また，戦時中疎開して芸能から遠ざかっていた芸術家に再び舞台に戻って腕を発揮してもらうため，関係者が，手弁当で，かつての舞台人を探し訪ね，舞台人は涙を流して時節到来を喜んだという。

戦前からの帝国芸術院は，昭和 22 年（1947）に日本芸術院と名称を改めた。文部省展覧会（文展）は戦後廃止され，昭和 21 年（1946）に日展（日本美術展覧会）となった。昭和 25 年度（1950）には，芸術選奨（昭和 29 年度（1954）までは芸能選奨）が優れた業績によって芸術の各分野に新生面を開いたものを選奨するものとして始まった。このほか，芸術家在外研修制度や芸術文化団体に対する国庫補助，地方の芸術文化活動の振興のための施策が種々講じられた。

昭和 26 年（1951），文化功労者年金法が制定され，文化功労者が毎年選考されて，年金が支給されることとなった。

■ 文化財保護法の制定

戦時中に停止された重要美術品の認定等の事務は昭和 20 年（1945）10 月に再開された。文化財の損害状況の調査を行い，国宝 293 件，史跡名勝天然紀念物 44 件，重要美術品 134 件が戦災により失われたと判明する。昭和 23 年度（1948）を初年度とする国宝建造物の「応急修理 5 カ年計画」を開始した。

昭和 24 年（1949）1 月 26 日，法隆寺金堂壁画が焼損し，国会において新たな文化財制度の創設が議論され，議員立法により文化財保護法が制定公布された。それまでの国宝保存法，史蹟名勝天然紀念物保存法，重要美術品等の保存に関する法律の三法律が一つに集大成され，新たに無形文化財や埋蔵文化財等も含めて「文化財」という概念を用いて包括した。

昭和 25 年（1950）5 月 25 日，文化財保護法により，文部省の外局として，文化財保護委員会が設置された。

■ 宗教行政

昭和 20 年（1945）12 月，宗教団体法等が廃止され，宗教法人令が公布，施行され，宗教団体法の認可主義（設立に際し主務官庁の認可が必要で，主務官庁の監督権限が強い）を準則主義（設立時は，所轄庁に登記後に届出を提出するのみ。所轄庁に一般的な監督命令権・調査権なし）に改めた。さらに昭和 26 年（1951），宗教法人法が施行され，準則主義を廃して所轄庁により規則等の認証を受ける認証主義（設立に際し，所轄庁は法律上の要件を備えているかを審査。認可主義と準則主義の中間と言える）を採り入れた。

■ 国立の文化施設の整備

・博物館

宮内省所管であった帝国博物館（のち帝室博物館に改称）が昭和 22 年（1947）に国立博物館と改称され，文部省の所轄に移り，昭和 25 年（1950），文化財保護委員会の附属機関となった。昭和 27 年（1952），上野の国立博物館を東京国立博物館，奈良分館を奈良国立博物館に改称し，下賜されていた恩賜京都博物館が京都国立博物館となった。

・文化財研究所

昭和 27 年（1952），奈良文化財研究所が設置され，国立博物館の附属であった美術研究所は東京文化財研究所として独立した。

・近代美術館

昭和 27 年（1952），京橋に国立近代美術館が，旧・日活本社ビルを改装して開設された。昭和 42 年（1967），東京国立近代美術館に名称変更し，あわせて，京都国立近代美術館が開設された。

・西洋美術館

昭和 34 年（1959），国立西洋美術館が開館した。「松方コレク

ション」（松方幸次郎氏が大正５年（1916）～昭和３年（1928）頃に収集したもの）のうちフランスに残された約370点が，平和条約調印後，フランスに処分権が与えられ，外交交渉の結果，フランス政府から寄贈された。

・国立劇場

昭和41年（1966），我が国古来の伝統的な芸能の公開，伝承者の養成等を行う目的で国立劇場が開場された。歌舞伎・文楽・邦楽・その他の古典芸能を上演し，我が国の無形文化財の保存と普及に大きく貢献している。

■ 国語施策の進展

国語審議会は，戦後，漢字・仮名遣いの整理をめぐって機能を再開し，その後，国語表記の改善にその調査・審議活動の重点を置いた。この審議会の答申や建議に基づき内閣告示・訓令として，「当用漢字表」，「現代かなづかい」（いずれも昭和21年（1946)），「当用漢字別表」，「当用漢字音訓表」（いずれも23年（1948)），「当用漢字字体表」（24年（1949)），「人名用漢字別表」（26年（1951)），「ローマ字のつづり方」（29年（1954)）及び「送りがなのつけ方」（34年（1959））が実施された。

■ 著作権制度の改善

昭和27年（1952），平和条約の発効により，我が国は戦前どおりベルヌ同盟国の地位を回復し，国際著作権体制へ復帰し，昭和31年（1956）には「万国著作権条約」に加入した。

一方，国際著作権体制をめぐる状況の変化や技術革新に伴う著作物利用の発達等に伴い，内外にわたって明治32年（1899）制定の著作権法について改正の機運が熟してきた。昭和38年（1963），著作権制度審議会が設置され，著作権法の改正作業が着手され，昭和45年（1970）「著作権法案」が国会で可決され，実に70年余年振りに著作権法制が全面改正を遂げることになった。

■ 東京オリンピック芸術展示

「オリンピック東京大会組織委員会」の「芸術展示特別委員会」の「芸術展示に関する答申」に基づき，昭和39年（1964），美術部門４種目・芸能部門６種目が開催された。

美術部門	
古美術	東京国立博物館
近代美術	国立近代美術館
写真	松屋（銀座）
スポーツ郵便切手	通信総合博物館
芸能部門	
歌舞伎	歌舞伎座
人形浄瑠璃	芸術座
雅楽	虎の門ホール
能楽	水道橋能楽堂
	観世会館
古典舞踊邦楽	新橋演舞場
民俗芸能	東京文化会館

（3）文化庁発足から現代①（昭和43年～63年）

昭和43年の文化庁の設置により，文化行政の様々な施策を総合的・一体的に進めるための組織的枠組みが整備され，地域における文化振興，新たな著作権法の制定，文化財保護法の改正，国語政策の充実をはじめとする政策が進展した。

■ 文化庁の発足

昭和43年(1968)6月15日，政府全体の行政機構の改革を機に，文化庁が，文部省の文化局と文化財保護委員会を統合して創設された。文化庁の任務は「文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用を図るとともに，宗教に関する国の行政事務を行うこと」(旧・文部省設置法)と規定され，伝統的な文化を継承しつつ新しい文化を創造するための文部行政が一体的に推進されることとなった。

■ 基本となる政策の検討とその実現

文化庁の基本となる政策は，中央教育審議会(中教審)や各種懇談会での検討を経て示された。こうした提言に沿って，文化庁は，様々な施策の展開と内容の逐年充実を図った。

- 昭和49年(1974)　中教審「教育・学術・文化における国際交流について」答申
- 昭和52年（1977）　文化行政長期総合計画懇談会「文化行政の長期的総合計画について」まとめ
- 昭和54年（1979）　中教審「地域社会と文化について」答申
- 昭和55年（1980）　大平総理大臣の政策研究会であった文化の時代研究グループ「文化の時代」報告書
- 昭和61年（1986）　民間芸術活動の振興に関する検討会議「芸術活動振興のための新たな方途」まとめ

■ 地域における文化の振興

国民の間の文化志向の高まりと広がりを見て，昭和54年（1979），大平総理大臣は国会の施政方針演説において「文化の時代」の到来を宣言した。この「文化の時代」はまた「地方の時代」とも言われ，この「地方の時代」の名の下に各地方でも伝統地方文化の発掘，継承をはじめ，様々な文化活動が活発となった。

文化庁が設置された昭和43年

(1968) には，7 都道府県しかなかった独立の文化行政担当課（文化課，文化財保護課等）は，昭和 54 年 (1979) までに全ての都道府県に設置されるに至る。公立文化会館や公立美術館，公立歴史民俗資料館の建設も盛んに行われた。

昭和 58 年（1983）からは，多年にわたり地域の文化振興に功績のあった個人及び団体に対してその功績をたたえるための地域文化功労者表彰制度が始められた。

■ 全国高等学校総合文化祭

昭和 52 年（1977），全国都道府県代表の高等学校の生徒による芸術文化活動の発表会を総合的に開催し，創造活動の向上を図るため「全国高等学校総合文化祭」を開始した。また，平成 2 年（1990）から毎年，東京の国立劇場（千代田区隼町）で優秀校東京公演を行っている。

■ 国民文化祭

昭和 61 年（1986），地方公共団体による連携に配慮しながら，全国的な観点から文化活動への参加の機運を醸成し，その奨励を図るため「国民文化祭」を開始した。

■ 新・著作権法の制定

昭和 45 年（1970），明治 32 年 (1899) に制定された旧著作権法を全面改正する形で現行の著作権法が制定された。この新しい著作権法は，著作権の原則的保護期間を国際的水準である著作者の死後 50 年までに延長するなど著作者の権利の保護を強化するとともに，著作権者等の利益と公共の利益との調整を図りつつ，著作物の円滑公正な利用を期するため一定の場合には著作権を制限し著作物を自由に利用できることとする措置を整備した。また，実演家，レコード製作者及び放送事業者に著作権に準じた一定の保護を与える著作隣接権制度を新たに設けるなど，我が国の著作権制度を先進国の水準に引き上げる画期的な内容のものであった。

■ 国立文化施設の整備など芸術に親しむ機会の充実

昭和 44 年（1969），東京国立近代美術館の新館が建設（ブリヂストン石橋正二郎会長からの寄贈）され，京橋から北の丸に移転した。また，京橋の旧館は，昭和 45 年（1970），東京国立近代美術館フィルムセンターとして発足した。昭和 52 年 (1977)，旧近衛師団司令部庁舎を活用し，工芸館として開館した。

昭和 42 年（1967），京都国立近代美術館が，国立近代美術館から独立した。

昭和 49 年（1974）には，文化庁主催のモナ・リザ展が東京国立博物館で開催され入場者が 150 万人に達した。

第四の国立美術館として，昭和 52 年（1977），大阪に国立国際美術館が開館した。

国立劇場は，施設の拡充を進め，昭和 54 年 (1979) に国立演芸資料館，昭和 58 年 (1983) に国立能楽堂，昭和 59 年 (1984) には，大阪に国立文楽劇場をそれぞれ開場し，技の錬磨と伝承者養成，鑑賞機会の提供を図った。

■ 文化財保護法の改正

文化財保護法は，昭和 25 年 (1950) の制定後，昭和 29 年 (1954) に改正されたが，その後，都市の膨張，産業構造の高度化，生活様式の変化などを通じて，各地に残る伝統的な建造物や町並みの変貌，埋蔵文化財の保存に危機をもたらしたことを受けて，昭和 50 年（1975），文化財の保護体制を強化する観点から，埋蔵文化財の制度充実，民俗文化財の制度整備，伝統的建造物群保存地区（伝建群）の創設などの改正がなされた。

■ 国語政策の充実

昭和 41 年（1966），文部大臣から国語審議会に「国語施策の改善の具体策について」諮問があり，昭和 47 年（1972）に，「当用漢字改定音訓表」「改定送り仮名の付け方」，昭和 56 年 (1981) に「常用漢字表」，昭和 61 年（1986）に「改定現代仮名遣い」を答申した。これらは，それぞれ内閣告示・訓令として実施された。

（4）文化庁発足から現代②（平成元年～ 12 年）

平成元年，文化庁に「文化政策推進会議」が設置され，平成 10 年の「文化振興マスタープラン」をはじめ文化振興のための総合的な施策が提起される枠組みが整えられた。芸術文化や文化財保護をはじめ各分野における政策の充実が進んだ。

■ 文化政策推進会議の設置

社会における文化の役割が増大する中で，文化施策を格段に強化する必要があることから，平成元年（1989），文化庁に文化政策推進会議が発足し，文化振興のための総合的な施策の在り方について審議を行う体制が設けられた。

- 平成 3 年（1991） 緊急提言「「文化の時代」に対処する我が国文化振興の当面の重点方策」
- 平成 6 年（1994） 提言「「文化発信社会」の基盤の構築に向けた文化振興のための当面の重点方策について
- 平成 6 年（1994） 報告「21 世紀に向けた文化政策の推進について」
- 平成 7 年（1995） 報告「新しい文化立国をめざして - 文化振興のための当面の重点施策について -」
- 平成 8 年（1996） 文化庁提言「文化立国 21 プラン」
- 平成 9 年（1997） 緊急提言「文化振興マスタープラン 文化立国に向けての緊急提言」
- 平成 10 年（1998） 提言「文化振興マスタープラン - 文化立国の実現に向けて -」

平成 10 年（1998）の提言を踏まえ，文化庁において「文化振興マスタープラン」策定し，文化立国の実現を進めた。

また，平成 2 年（1990），先進七か国の高級文化行政官が参加した「文化政策国際会議」を開催し，各国の文化行政機関の間の連携・協力強化に貢献した。

平成元年（1989）からは文化活動に優れた成果を示し，我が国文化の振興に貢献した人に対してその功績をたたえる文化庁長官表彰制度が始まり，年々各地域，各分野から多彩な被表彰者を見ている。

■ 芸術文化振興基金の創設と民間による文化芸術支援の進展

文化振興に対する要請が高まる中で，政府と民間の出資による基金を設け，安定的･継続的な財源の下に，多様な芸術文化活動に対し柔軟な助成を行うことへの期待が高まった。このような中で，平成元年度補正予算による政府出資金 500 億円及び基金の趣旨に賛同する 134 の企業から 112 億円を超える拠出の意思表示を得て，平成 2 年（1990）に「芸術文化振興基金」が創設された 。

また，民間企業による芸術文化支援活動や，助成財団による活動が広く行われるようになった。平成 2 年（1990）には，芸術文化支援を行う企業の連携を図ることを目的に「企業メセナ協議会」が設立された（現在正会員：136 社・団体）。

■ メディア芸術祭

平成 9 年度（1997）から，高い芸術性と創造性を持つ優れたメディア芸術作品を顕彰するとともに，受賞作品の鑑賞機会を提供する「文化庁メディア芸術祭」を実施し，現在はアート，エンターテインメント，アニメーション，マンガの 4 部門ごとに大賞･優秀賞･新人賞，そしてメディア芸術の分野において貢献のあった方に対して功労賞を授与している。

■ アーツプラン 21

平成 8 年（1996）には，従来の支援施策を再構築した「アーツプラン 21」を新たに創設し，芸術創造活動の支援の抜本的拡充を図り，従前の 5 割増の芸術活動支援予算の拡充が実現し，その後も拡充が行われた。

■ 新国立劇場の開場

昭和 41 年（1966）に伝統芸能の拠点として国立劇場が設置された際に，現代舞台芸術振興の拠点となる劇場を設置する旨の附帯決議がなされた。その後，基本構想の取りまとめ，建設用地の決定，建設工事を経て，平成 9 年（1997）に，オペラ，バレエ，現代舞踊，演劇等，我が国の現代舞台芸術振興の拠点となる新国立劇場が開場した。

■ 世界遺産条約の批准

平成４年（1992），我が国が，世界遺産条約を批准し，人類が責任を持って保護すべき顕著な普遍的価値をもつ文化遺産と自然遺産を認定する枠組みに参画した。現在までに，文化遺産 18 件，自然遺産４件が，我が国から登録されている。

■ 文化財保護法の改正

平成７年（1995）の文化政策推進会議の報告において，文化財の保護を含む文化振興施策が具体的・体系的に示された。こうしたことを受けて，平成８年（1996）には，文化財保護法改正により，建造物に関する文化財登録制度が創設された（「指定」よりも緩やかな「登録」を制度化）。

また，平成 11 年（1999）の文化財保護法の改正では機関委任事務の廃止など地方分権の観点から地方公共団体への権限委譲が進んだ。

■ 阪神淡路大震災からの復興

平成７年（1995）１月 17 日午前５時 46 分，淡路島北部を震源とする「兵庫県南部地震」が発生し，多大なる人的被害とともに，重要文化財の被害も 172 件に上った。文化庁では，可能な限り迅速な復興を進めるため，復旧・復興事業に係る埋蔵文化財の発掘に関する調査を弾力的に取り扱うとともに，平成７年度第１次補正予算から必要な予算を計上し，埋蔵文化財専門職員の兵庫県への派遣について，全国に協力を要請した。文化財建造物については，文化財レスキュー隊を設置し，緊急に被災した仏像など美術品 16 件の搬出・保管を行った。これを契機に，文化財に関する防災対策の指針を策定した。

■ 宗教法人法改正

昭和 26 年（1951）の制定以来，実質的な改正は行われなかったが，戦後の経済発展とともに社会状況が大きく変化し，宗教法人の実態等も変化し，宗教法人制度において実情が合わない面が生じた。そのため，平成７年（1995），所轄庁の変更，事務所備付け書類の見直しなどについて改正された（平成８年（1996）に全面的に施行）。

■ アイヌ文化の振興

平成９年（1997），アイヌ文化振興法（アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律）が施行され，アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及啓発を図るための施策を推進することが明確化された。

その後，平成 26 年（2014）に「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」の閣議決定がなされ，平成 32 年（2020）４月の開館を目指して，国立アイヌ民族博物館の建物工事，展示工事及び運営準備等が進められている。

■ 国語施策

平成３年（1991）に国語審議会が「外来語の表記」を答申し，内閣告示・訓令として実施された。これにより，戦後国語表記施策の改善に関する四半世紀に及ぶ一連の審議に区切りを付けた。

平成５年（1993），文部大臣から国語審議会に「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」諮問があり，平成 12 年（2000）に「現代社会における敬意表現」，「表外漢字字体表」，「国際社会に対応する日本語の在り方」を答申した。

（5）文化庁発足から現代③（平成 13 年～ 28 年）

平成 13 年の「文化芸術振興基本法」の制定と翌年の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の策定により，政府全体として文化振興を推進する枠組みが設けられた。文化審議会の設置や独立行政法人制度の導入など文化行政の枠組みにも新たな展開が見られた。

■ 文化芸術振興基本法の制定と基本的な方針の策定

平成 13 年（2001），中央省庁等の再編により，文部科学省が設置され，文化庁の任務として「文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに，宗教に関する国の行政事務を行うこと」とされ，新たに国際文化交流の振興が明記された。また，新たに文化審議会が設置された（従来の国語審議会，著作権審議会，文化財保護審議会等の機能を整理・統合）。

平成 13 年（2001），議員立法により「文化芸術振興基本法」が成立した。この法律は，文化芸術の振興に関する基本理念を定め，国と地方公共団体の責務を明らかにし，施策の基本となる事項を定めることで，文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進し，文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ろうとするものであった。そして，文化審議会における審議・答申を経て，平成 14 年（2002），基本法に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第１次）が閣議決定され，国と地方公共団体による文化芸術施策が積極的に展開された。基本方針は，その後，平成 19 年（2007）に第２次，平成 23 年（2011）に第３次，平成 27 年（2015）に第４次が策定された。

■ 芸術文化の振興

平成 14 年（2002），「アーツプラン 21」や，芸術家の養成事業，「こどもの文化活動の推進」等を整理統合し，「文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）」を創設した。最高水準の舞台芸術等の支援，「日本映画・映像振興プラン」による日本映画・映像の創造等（平成 16 年（2004）から），人材育成等を総合

的に行うこととした。

平成 15 年（2003），文化交流使事業を開始し，芸術家・文化人・研究者など文化に携わる者を，文化交流使として，海外に派遣するなどして，世界の人々の日本文化への関心の深化につなげている。

平成 21 年（2009），独立行政法人日本芸術文化振興会に，文化庁の文化芸術振興費補助金による事業のうち芸術団体を対象とするもの及び映画製作に関するものが移管され，舞台芸術振興事業と統合し，芸術創造活動特別推進事業と映画創造活動支援事業を開始した。

平成 23 年（2011），独立行政法人日本芸術文化振興会において，文化庁の補助金により文化芸術活動に対する助成システムの機能強化に向けた試行的な取組が開始された（プログラムディレクター，プログラムオフィサーの配置等）。

平成 24 年（2012），「劇場，音楽堂等の活性化に関する法律」が施行された。同法に基づき，平成 25 年（2013），「劇場，音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」を告示し，劇場，音楽堂等の目指すべき方向性，取り組むべき事項について取りまとめた。

■ 独立行政法人制度の導入と国立文化施設の充実

平成 13 年（2001），独立行政法人制度が導入され，国立文化施設等の組織改編がなされた（現在，国立美術館，国立文化財機構，日本芸術文化振興会の 3 法人）。平成 16 年（2004）に国立劇場おきなわ，平成 17 年（2005）に九州国立博物館，平成 18 年（2006）に国立新美術館が開館し，国立の文化施設が大幅に充実した。

■ 文化財制度の充実

平成 14 年（2002）の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」や文化審議会答申等の指摘を踏まえ，平成 16 年（2004），文化財保護法が改正され，文化的景観の保護制度の創設，民俗文化財の保護範囲への民俗技術の追加，登録制度の拡充（建造物以外の有形文化財，有形の民俗文化財，記念物も対象）の改正を行った。

平成 18 年（2006），無形文化遺産条約が発効した。現在，日本から 21 件が代表一覧表に記載されている。平成 23 年（2011）には，国立文化財機構にアジア太平洋無形文化遺産研究センターが開所した。

平成 20 年（2008），地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）が公布され，歴史的風致の維持と向上に当たり，文化財保護行政を担う文化庁とまちづくり行政を担う国土交通省・農林水産省が連携する施策が始まった。

平成 27 年（2015），地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産に認定する仕組みを創設した。

■ 文化力プロジェクトの実施

平成 15 年（2003），「日本の社会を文化で元気にしよう」，「そのために，まず関西からはじめましょう」という趣旨の「関西元気文化圏構想」を発表した。この呼び掛けに，関西とその近隣の 2 府 7 県の圏域において，関西元気文化圏推進協議会が設立され，文化庁や同協議会による各種文化事業が開催された。

同様の「文化力プロジェクト」は，「丸の内」，「九州・沖縄」，「霞ヶ関」といった地域，さらに「修理現場」，「市民」，「発掘現場」，「大学」といったテーマでも行われた。

■ 古墳壁画の保存対策

高松塚古墳は，7 世紀末から 8 世紀初め頃に築造された古墳であり，昭和 47 年（1972），石室内に極彩色の壁画が発見された。保存・管理が文化庁に委ねられたが，カビ処理や漆喰剝落防止などの対処が困難を極め，平成 16 年（2004），検討会を設置し，平成 17 年（2005）には，石室ごと壁画を古墳から取り出して保存処置を施し，将来的にはカビ等の影響を受けない環境を確保し，現地に戻すという保存方針を決定した。平成 19 年（2007）に石室を解体し，壁画・石材は，国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設で保存管理し，壁面の修理を進めてきた。平成 26 年（2014）の検討会では，修理後の当分の間は古墳の外の適切な場所において保存管理・公開を行うことが適切であるとともに，将来的に現地に戻すための検討を続ける必要がある，との方針を決定した。

キトラ古墳は，7 世紀末から 8 世紀初め頃に築造されており，昭和 58 年（1983），石室内の壁画が発見された。平成 16 年（2004），初めて目視により壁画が観察された結果，壁画の保存状況が悪いことが明らかとなり，壁画を取り外して保存処置を行う方針を決定した。平成 22 年（2010）に全ての壁画の取り外しが完了し，平成 28 年（2016），キトラ古墳壁画保存管理施設を開設し，修理の終わった壁画は期間を定めて一般公開している。

■ 文化遺産国際協力コンソーシアム

平成 13 年（2001），タリバン政権によりアフガニスタンのバーミヤン遺跡で東西大仏が破壊されたのを契機として，国として文化遺産国際協力を推進すべきとの問題意識が高まり，平成 16 年（2004），文化庁の「文化財国際協力等推進会議」が報告をまとめた。平成 18 年(2006)には，議員立法により「海外の文化遺産の保護に関する国際的な協力の推進に関する法律」が成立し，これと時を同じくして，大学・研究機関，国際協力機構，国際協力基金，助成団体，NGO 等による「文化遺産国際協力コンソーシアム」が発足した(事務局は，国立文化財機構東京文化財研究所に置かれた)。

■ 東日本大震災からの復興

平成 23 年（2011）3 月 11 日 14 時 46 分，三陸沖を震源地とするマグニチュード 9.0 の「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」が発生し，広範囲で強い揺れを記録した。また，太平洋岸を中心に広範囲で津波が発生し，特に東北地方及び関東地方の太平洋岸では巨大津波により大きな被害が生じた。

文部科学省では，東日本大震災による文化財の被害状況について状況の把握に努めるとともに，被災地からの要請に基づき文化庁の文化財調査官を派遣し，被災した文化財の修理・復旧等について指導・助言を行った。また，美術工芸品等の動産文化財を緊急に保全するため，救出，応急措置，博物館等における一時保管を行う「文化財レスキュー事業」や，不動産の文化財建造物についても，被災状況調査の実施，応急措置，復旧に向けた技術的支援等を行う「文化財ドクター派遣事業」を展開した。復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては，発掘調査の範囲を限定するなど弾力的な取扱いを認めるなどの対応を取った。

■ 熊本地震からの復興

平成 28 年（2016）4 月 14 日 21 時 26 分，熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード 6.5 の地震が発生，その後，4 月 16 日 1 時 25 分，同地方でマグニチュード 7.3 の地震が発生した。これらの地震により，国指定等文化財については，特別史跡熊本城跡の石垣の崩落や，重要文化財阿蘇神社楼門の倒壊など，多くの被害が発生した。

文部科学省では，このような被災文化財を早期に修理・復旧するため，「熊本地震文化財復旧・復興対応プロジェクトチーム」を設置したほか，特に被害の大きい熊本城については「熊本城復旧総合支援室」を設置し，その復旧を支援している。また，被災文化財の修復への寄附を呼び掛ける文化庁長官メッセージを発出するとともに，「文化財レスキュー事業」や「文化財ドクター派遣事業」等による技術的な支援の実施や，全国から埋蔵文化財専門職員の派遣を行い，復旧・復興に伴う発掘・調査等の支援の実施を行っている。

■ 国語施策の充実

平成 14 年（2002），国語審議会の役割を引き継いだ文化審議会（国語分科会）に，文部科学大臣から「これからの時代に求められる国語力について」諮問があり，平成 16 年(2004）に「これからの時代に求められる国語力について」を答申した。また，平成 17 年（2005），文部科学大臣から文化審議会(国語分科会)に「敬語に関する具体的な指針の作成について」，「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」諮問があり，平成 19 年（2007）に「敬語の指針」を，平成 22 年（2010）に「改定常用漢字表」を答申した。「改定常用漢字表」に基づき，「常用漢字表」が内閣告示として実施された。

平成 21 年（2009）に国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が発表した“Atlas of the World’s Languages in Danger”と平成 23 (2011)「東日本大震災からの復興の基本方針」を受け，消滅の危機にある言語・方言（アイヌ語，八丈方言，奄美(あまみ)方言，国頭(くにがみ)方言，沖縄方言，宮古方言，八重山方言，与那国方言，東日本大震災被災地方言）に関する取組を始めた。

■ 外国人に対する日本語教育

外国人の定住化傾向や社会参加の必要性の高まりを前提とした日本語教育の在り方について文化審議会国語分科会で検討を行い，平成 22 年(2010）から 25 年（2013）にかけて「生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等の資料を取りまとめた。平成 25 年（2013）には「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」報告を取りまとめ，日本語教育を推進するにあたっての主な論点を 11 に整理し，それぞれの論点について検討を進めている。

また，平成 24 年（2012）年 1 月，日本語教育機関や関係府省等が情報交換等を行うため，日本語教育推進会議を設置し，以降毎年開催している。

（6）文化庁発足から現代④（平成 29 年～ 30 年）

「文化芸術振興基本法」が，その改正により，「文化芸術基本法」となり，「文化芸術推進基本計画」が設けられるなど，文化行政が一層推進されるとともに，新・文化庁の構築に向けた機能強化と本格移転に向けた取組が開始された。

■ 新・文化芸術基本法の成立と関連施策

平成 29 年（2017）6 月，「文化芸術振興基本法」が改正され，「文化芸術基本法」となった。この改正で，文化芸術そのものの振興に加え，観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等の分野の施策を法律の範囲に取り込むとともに，文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の更なる継承，発展及び創造につなげていく重要性を明らかにした。

基本法を受けて，平成 30 年（2018）3 月，「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」が閣議決定され，今後 5 年間の文化芸術政策の基本的な方向性が示された。

また，平成 29 年（2017）12 月には，政府の文化関連施策を横断的に取り扱っていく観点から，内閣官房と文化庁により「文化経済戦略」が作成された。

■ 新・文化庁の構築に向けた機能強化と本格移転に向けた取組

平成 28 年（2016），まち・ひと・しごと創生本部は「政府関係機関移転基本方針」を決定し，文化庁の機能強化を図りつつ，京都に全面的に移転することとされた。

平成 29 年（2017）4 月，本格移転に先立ち，「地域文化創生本部」を京都に設置した。

同年 7 月の「文化庁移転協議会」において，京都に文化庁本庁を置くこと，移転場所を現京都府警察本部本館とすること，遅くとも平成 33 年度（2021）中の本格移転を目指すこととされた。

平成 30 年（2018）6 月，文部科学省設置法が改正され（同年 10 月施行），新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図り，文化に関する施策を総合的に推進する観点から，文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進していく体制を整備するとともに，芸術に関する教育に関する事務及び博物館に関する事務を文部科学省本省から文化庁に移管するとされた。

■ 文化財保護制度の改革

平成 29 年（2017）5 月，文部科学大臣から文化審議会に，文化財保護制度に関する包括諮問がなされ，12 月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」が答申された。これを受けて，平成 30 年（2018）6 月，文化財保護法が改正され（平成 31 年（2019）4 月施行），地域における文化財の総合的・計画的な保存活用の仕組みなどが制度化された。

また，平成 30 年（2018）7 月，国立文化財機構に「文化財活用センター」が設置された。

■ 芸術文化の振興

従来の芸術文化施策を強化しつつ，平成 30 年度（2018），国際文化芸術発信拠点形成事業を開始し，地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成に着手した。同年 6 月には，議員立法により「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が成立しており，国際文化交流の祭典の一層の推進が期待されている。また，同年 6 月には，議員立法により「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が成立しており，障害者の文化芸術活動の充実に向けた一層の支援が期待されている。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムを推進する観点から，平成 29 年（2017）から総合ポータルサイト「Culture NIPPON」を構築・運用するなど施策の強化を進めている。

平成 30 年（2018）4 月，「国立映画アーカイブ」が，我が国唯一の国立の映画専門機関として開館した（東京国立近代美術館から独立）。

■ 新しい時代に対応した著作権施策の展開

著作権法については，著作物の利用方法の変化や社会状況の変化，政府の知的財産戦略等を踏まえ，権利保護と利用の円滑化とのバランスを取りつつ，適宜，必要な制度の見直しが行われてきた。平成 30 年（2018）には，情報通信技術の一層の進展に伴う著作物等の利用をめぐる環境の変化を踏まえ，情報通信関連事業，教育，障害者福祉又は美術館等に関わる著作物等の利用に係る社会の要請に対応し，著作物等の利用の円滑化を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため，「著作権法の一部を改正する法律」が成立した。

■ 日中韓文化大臣会合の開催

平成 19 年（2007）の日中韓首脳会議において，同年が日中韓文化交流年と位置付けられたことを受けて，第 1 回会合が中国で開催された。平成 29 年（2017）8 月には京都府京都市で第 9 回会合が開催され，「2017 京都宣言」を採択し，これまでの 3 か国の取組を総括し，未来志向の三国間関係を構築することが必要との認識を共有した。

【備考】

平成30年は,昭和43年6月15日に文化庁が発足して50年目に当たることから,文化庁における施策の展開を概括することとした。また，文化行政は，文化庁の発足前から継続性を持って存在しており，特に，平成30年は，明治150年にも当たることから，明治維新から文化庁設置までの100年の施策も概括することとした。

文化行政の対象は，極めて多岐にわたり，その歴史の全体を記述するには限りがあるため，それぞれの時期における主要トピックに絞って紹介している。記述及び写真等は，以下の年史又は白書によることを原則とした。

・文部省年史

「学制五十年史」大正11年,「学制七十年史」昭和17年,「学制八十年史」昭和29年,「学制九十年史」昭和39年,「学制百年史」昭和47年,「学制百二十年史」平成4年

・文化庁年史

「文化行政の歩み　文化庁創設10周年にあたって」昭和53年,「我が国の文化と文化行政」昭和63年,「新しい文化立国の創造をめざして　文化庁30年史」平成11年,「文化芸術立国の実現を目指して　文化庁40年史」平成21年

・文部科学白書

平成13年から平成30年度までの各年度版

年表　昭和 43 年～平成 30 年

1968 年　昭和 43 年

6月15日　文化庁発足
「文化財保護審議会令」公布
7月 5日　「第 1 回文化財保護審議会」開催
9月15日　「文化庁月報」創刊
10月 1日　「明治百年記念芸術祭祝典」開催
11月19日　「文化財の保存に関するユネスコ勧告」採択
12月12日　川端康成氏　ノーベル文学賞受賞

1969 年　昭和 44 年

6月11日　「東京国立近代美術館新館」開館
6月13日　「第 1 回地方芸術文化振興会議」開催（～ 7 月 6 日）

1970 年　昭和 45 年

3月31日　「明治以降宗教制度百年史」刊行
4月15日　奈良国立文化財研究所に「平城宮跡資料館」開館
5月 6日　「著作権法」制定（明治 32 年制定の旧法を全面改正）
5月27日　「東京国立近代美術館フィルムセンター」開館
6月17日　「教育的，科学的及び文化的資材の輸入に関する協定」（フローレンス協定）に加入
11月 5日　「文化財保護法 20 周年記念式典」開催
11月14日　ユネスコ総会で「文化財の不法な輸入，輸出及び所有譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約」採択
12月18日　「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」閣議決定

1971 年　昭和 46 年

4月28日　「財団法人ユネスコ・アジア文化センター」設立
10月22日　「万国著作権条約パリ改正条約」に署名
10月29日　「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」作成

1972 年　昭和 47 年

1月25日　「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約」署名
3月21日　奈良県明日香村の高松塚古墳で壁画発見
4月21日　「レコード保護条約」署名
5月15日　沖縄復帰，首里城跡など 55 件を文化財に指定
6月28日　国語審議会「国語の教育の振興について」建議
6月29日　「芸術文化懇談会」設置
7月 2日　テレビ番組「美をもとめて」開始
7月20日　「優秀映画製作奨励金制度」開始
10月 2日　外務省所管の特殊法人として「国際交流基金」が設立

1973 年　昭和 48 年

6月18日　「当用漢字音訓表」「送り仮名付け方」内閣告示・訓令（昭和 47 年 6 月 28 日，国語審議会「当用漢字改定音訓表」「改定送り仮名の付け方」答申を受けて）
7月31日　「文化庁のあゆみ」刊行（5 年間のあゆみを顧みる）

1974 年　昭和 49 年

4月20日　「モナ・リザ展」（～ 6 月 10 日）

5月27日　中教審「教育・学術・文化における国際交流について」答申
6月15日　「文部省設置法」一部改正（長官官房国際文化課，学術国際局へ移管）
6月20日　「ベルヌ条約ブラッセル改正条約」公布
8月　「こども芸術劇場」開始
9月 3日　第1回芸術家在外研究員2年派遣

1975年　昭和50年

3月 6日　「ベルヌ条約パリ改正条約」公布，「世界的所有権機関（WIPO）設立条約」公布
3月15日　奈良国立文化財研究所に「飛鳥資料館」開館
7月 1日　「文化財保護法」改正（埋蔵文化財，伝統的建造物群保存地区等）

1976年　昭和51年

3月　「日本語教育研究協議会」開催開始
5月 4日　選定保存技術第1回選定及び認定を告示
7月30日　「人名用漢字追加表」内閣告示・訓令
10月 1日　国立国語研究所日本語教育部を「日本語教育センター」に改編

1977年　昭和52年

3月23日　「文化行政長期総合計画について」（文化行政長期総合計画懇談会まとめ）公表
4月18日　「第1回こども向けテレビ用優秀映画表彰式」開催
6月 7日　「芸術家国内研修員制度」発足（平成3年度から「芸術インターンシップ」）
7月31日　「全国高等学校総合文化祭」創設（第1回千葉県）
8月 3日　「万国著作権条約パリ改正条約」公布
10月15日　「国立国際美術館」開館
11月25日　「国立民族学博物館」開館
11月25日　「東京国立近代美術館工芸館」開館

1978年　昭和53年

「舞台芸術創作奨励特別賞」創設
「民間芸術等振興費補助金」創設
この年度までに，全ての都道府県に，文化課又は文化財保護課が置かれる
5月18日　「著作権法」一部改正（レコード保護関係）
5月26日　「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」策定
6月15日　「文化行政の歩み　文化庁創設10周年にあたって」刊行
6月27日　「文化庁創設10周年記念功労者表彰式」開催
9月19日　埼玉県の稲荷山古墳から出土した鉄剣の金象嵌銘文を解読
10月11日　「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」公布

1979年　昭和54年

3月22日　国立劇場に「国立演芸資料館」開場
6月 8日　中教審「地域社会と文化について」答申
9月 3日　大平総理が，第88回国会における所信表明演説で「現代は，文化の時代であります」と言及

1980年　昭和55年

4月 5日　奈良国立博物館に「仏教美術資料研究センター」設置
7月 1日　京都国立博物館に「文化財保存修理所」設置
7月11日　「文化の時代研究グループ報告書」政策研究会文化の時代研究グループ報告公表

1981年　昭和56年

4月 3日　京都国立博物館に「京都文化資料研究センター」設置

4月14日　大学共同利用機関として「国立歴史民俗博物館」設置
10月 1日　「常用漢字表」内閣告示・訓令（昭和 56 年 3 月 23 日，国語審議会「常用漢字表」答申を受けて）

1982 年　昭和 57 年

近現代美術に関する研修会を，文化庁と国立美術館の共催で開催

1983 年　昭和 58 年

「地域文化功労者表彰」発足
9月15日　「国立能楽堂」開場
12月 2日　「商業用レコードの講習への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法」公布

1984 年　昭和 59 年

公私立美術館の学芸員を国立美術館に受け入れる研修制度が開始
2月 1日　東京国立博物館に「資料館」設置
3月20日　「国立文楽劇場」開場
5月　「中学校芸術鑑賞教室」開始
5月25日　「著作権法」一部改正（貸レコード規制。暫定措置法は廃止）
6月28日　長官官房に総務課，文化財保護部に伝統文化課を設置

1985 年　昭和 60 年

「第 40 回記念芸術祭」開催
5月10日　「芸術作品賞」創設
6月14日　「著作権法」一部改正（コンピュータプログラム）

1986 年　昭和 61 年

中国敦煌莫高窟の壁画・仏像等の保存修復のための日中共同研究開始
「日米舞台芸術交流事業」開始
1月31日　「フィルムセンター相模原分館」新設
5月23日　「著作権法」一部改正（データベースの著作権保護等），「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」公布
7月 1日　「現代仮名遣い」内閣告示・訓令（昭和 61 年 3 月 6 日，国語審議会「改定現代仮名遣い」答申を受けて）
7月28日　「芸術活動振興のための新たな方途」民間芸術活動の振興に関する検討会議まとめ
9月26日　「第 1 回芸術祭国際公演」開催
10月26日　「京都国立近代美術館新館」建設
11月22日　「第 1 回国民文化祭」開催（第 1 回東京都）

1987 年　昭和 62 年

4月 2日　「優秀舞台芸術公演奨励」開始

1988 年　昭和 63 年

「芸術活動特別推進事業」開始
3月31日　宗教法人の設立及び規則変更等の認証事務の一層の適正化を各都道府県知事に通達
6月10日　創立 20 周年，文化白書ともいうべき「我が国の文化と文化行政」刊行
11月 1日　「著作権法」一部改正（ビデオ海賊版の取締）

1989 年　平成元年

「ふるさと歴史の広場」による史跡等の整備開始
「文化庁長官表彰」発足
2月22日　佐賀県で吉野ヶ里遺跡を発見
3月31日　「国立劇場法の一部を改正する法律」成立，国立劇場が第二国立劇場の設置主体となることが決定
5月29日　文化普及課に「地域文化振興室」設置

6月28日　「著作権法」一部改正（実演家等保護条約締結関係）
7月19日　「文化政策推進会議」発足
7月26日　「国民文化国際交流事業」を創設し，ソウル特別視現代高校合唱団招へい
10月 1日　「優秀映画鑑賞推進事業」開始
10月26日　「実演家，レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（実演家等保護条約）」加入

1990年　平成2年

「地域文化振興特別推進事業」開始
2月14日　「社団法人企業メセナ協議会」設立
2月20日　文化政策国際会議（西側先進七カ国の高級文化行政官が参加）
3月30日　「国立劇場法」一部改正，「芸術文化振興基金」創設，「特殊法人国立劇場」から「特殊法人日本芸術文化振興会」に名称変更
6月 7日　「優秀映画作品賞」創設
6月28日　「海外芸術家招へい研修制度」創設

1991年　平成3年

「地域中核史跡等整備特別事業」創設
「芸術インターンシップ制度」創設
5月 2日　「著作権法」一部改正（レコード保護強化等）
6月28日　「外来語の表記」内閣告示・訓令（平成3年2月7日，国語審議会「外来語の表記」答申を受けて）
7月31日　文化政策推進会議「「文化の時代」に対処する我が国文化振興の当面の重点方策について」報告
9月30日　「日本複写権センター」発足

1992年　平成4年

5月27日　「社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟」設立
6月19日　「文化政策推進会議審議状況について」報告
6月26日　「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」公布
9月30日　「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」発効
10月 1日　法隆寺地域の仏教建造物，姫路城，屋久島，白神山地を世界遺産候補に推薦
12月16日　「著作権法」一部改正（私的録音録画関係）

1993年　平成5年

4月16日　「財団法人第二国立劇場運営財団」設立
11月24日　国語審議会に「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」諮問

1994年　平成6年

1月11日　文化政策推進会議「『文化発信社会』の基盤の構築に向けた文化振興のための当面の重点方策について」提言
4月　「地域日本語教育推進事業」開始（2000年度まで）
6月10日　芸術祭懇話会「平成7年度（第50回）以降の芸術祭の在り方について」報告
6月27日　文化政策推進会議「21世紀に向けた文化政策の推進について」報告
7月 1日　「文部省組織令の一部を改正する政令」公布（文化普及課と芸術課の改組による芸術文化課と地域文化振興課の新設）
7月15日　文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」報告
11月 1日　「世界文化遺産奈良コンファレンス」開催（奈良文書が採択）
11月25日　「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」公布
12月 7日　大江健三郎氏　ノーベル文学賞受賞

12月14日　「著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律」公布

1995年　平成7年

3月 6日　「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」一部改正
4月　「国語に関する世論調査」開始
4月 1日　第二国立劇場（仮称）の正式名称を新国立劇場に決定，第二国立劇場運営財団が新国立劇場運営財団に名称変更
4月21日　「奈良国立博物館開館100周年記念式典」開催
6月30日　「宗教法人に関する事務の執行について」（通達）
7月26日　文化政策推進会議「新しい文化立国を目指して　文化振興のための当面の重点施策について」報告
9月29日　宗教法人審議会報告「宗教法人制度の改正について」
10月 1日　「第50回記念芸術祭祝典」開催
12月 8日　「接収刀剣類の処理に関する法律」公布
12月15日　「宗教法人法」一部改正

1996年　平成8年

「アーツプラン21」創設（民間芸術等振興費補助金，日米舞台芸術交流事業，優秀舞台芸術公演奨励事業，芸術活動特別推進事業を組替え）
6月12日　「文化財保護法」一部改正（文化財登録制度の導入等）
7月19日　文化財保護審議会答申（登録有形文化財登録基準の制定，国宝及び重要文化財指定基準（歴史資料の文化財）の一部改正）
7月30日　文化政策推進会議の議論を踏まえ，「文化立国21プラン」を提言
7月30日　「21世紀を目指した美術館・博物館の振興方策」（ミュージアム・プラン）取りまとめ
8月 1日　「文化庁・建設省連携推進会議」発足
8月30日　「登録有形文化財登録基準」（文部省告示）公布
9月30日　「埋蔵文化財調査の適正かつ迅速な進め方に関する文化庁・建設省連絡協議会」発足
10月 8日　「文化遺産を生かした街づくりに関する協議会」（文化庁・建設省）発足
10月28日　「国宝及び重要文化財指定基準」（歴史資料の部）一部改正
11月 5日　「世界遺産フォーラム」開催（姫路市）
12月26日　「著作権法」一部改正（著作隣接権の保護対象の遡及的拡大等）

1997年　平成9年

3月27日　各都道府県の区域内に所在する文化財につき文化庁長官の権限を各都道府県，指定都市及び中核市の教育委員会へ委任（文化庁告示）
5月14日　「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」公布
6月18日　「著作権法」一部改正（ネットワークの発達に対応するための改正）
7月30日　文化政策推進会議「文化振興マスタープラン・文化立国に向けての緊急提言」提出
10月10日　「新国立劇場」開場
10月20日　「京都国立博物館開館100周年記念式典」開催
10月29日　「国立国際美術館開館20周年記念式典」開催

1998年　平成10年

1月27日　新進芸術家海外研修の成果発表として「DOMANI・明日展」開始
2月 2日　「第1回文化庁メディア芸術祭受賞作品展」開催
2月 4日　平城宮跡朱雀門竣工式
3月25日　文化政策推進会議「文化振興マスタープラン―文化立国の実現に向けて―」報告
3月31日　文化庁「文化振興マスタープラン」策定

4月24日　奈良国立博物館に「東新館」開館
6月10日　「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」公布
7月 1日　長官官房に審議会を設置，会計課を総務課に統合，著作権課を文化部から長官官房に移管，国際著作権課を設置
9月21日　「地域こども文化プラン」策定
11月27日　「登録美術品登録基準」（文部省告示）公布
11月30日　「第 22 回世界遺産委員会」開催（京都市）

1999 年　平成 11 年

3月25日　「新しい文化立国の創造をめざして　文化庁 30 年史」刊行
7月16日　「中央省庁等改革のための国の行政組織関係の法律の整備等に関する法律」及び「文部科学省設置法」公布（文部省と科学技術庁の統合）
7月20日　東京国立博物館に「法隆寺宝物館」開館
7月22日　「著作権法 100 年記念式典」開催
10月12日　東京国立博物館に「平成館」開館

2000 年　平成 12 年

5月11日　東京国立文化財研究所に「新館」開所
5月12日　「著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律」一部改正（障害者の著作物利用の権利制限規定の拡充等）
10月30日　「文化財保護法 50 年記念式典」開催
11月29日　「著作権等管理事業法」公布
12 月 8 日　国語審議会「現代社会における敬意表現」,「表外漢字字体表」,「国際社会に対応する日本語の在り方」答申

2001 年　平成 13 年

1月 6日　文部科学省発足（引き続き外局として文化庁が置かれる）
総務課を政策課に，国際著作権課を国際課に，美術工芸課を美術学芸課に，文化財保護部を文化財部に改組し，地域文化振興課を芸術文化課に統合
1月 6日　「文化審議会」発足（国語審議会，著作権審議会，文化財保護審議会，文化功労者選考審査会の機能を整理・統合）
4月 1日　独立行政法人国立美術館，国立博物館，文化財研究所，国立国語研究所設立
4月16日　文化審議会「文化を大切にする社会の構築について」諮問
4月25日　「財団法人国立組踊劇場支援財団（仮称）」設立
12月 7日　「文化芸術振興基本法」公布

2002 年　平成 14 年

2月20日　文化審議会に「これからの時代に求められる国語力について」諮問
3月25日　国立組踊劇場（仮称）の正式名称を国立劇場おきなわに決定，国立組踊劇場支援財団が国立劇場おきなわ運営財団に名称変更
4月24日　文化審議会「文化を大切にする社会の構築について」答申
6月 5日　文化審議会「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」諮問
6月19日　「著作権法」一部改正（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）締結等に伴う放送事業者等の送信可能化権の創設等）
7月 3日　「知的財産戦略大綱」（知的財産戦略会議決定）
7月 3日　「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」公布
7月 9日　「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」締結

12月 3日　文化庁ロゴマークの作成
12月 4日　「知的財産基本法」公布
12月10日　「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 1 次基本方針）」閣議決定
12月13日　「独立行政法人日本芸術文化振興会法」公布

2003 年　平成 15 年

3月12日　「国宝高松塚古墳壁画緊急保存対策検討会」発足
3月19日　国立劇場に「伝統芸能情報館」開館
3月24日　国際文化交流懇談会「今後の国際交流の推進について」報告
4月24日　映画振興に関する懇談会提言
6月18日　「著作権法」一部改正（映画の著作物の保護期間延長，教育目的の権利制限規制の整備，損害賠償額の算定に関する規定等の整備）
8月 6日　「関西元気文化圏推進協議会」設立総会を開催し，「関西元気文化圏」始動
10月 1日　「特殊法人日本芸術文化振興会」から「独立行政法人日本芸術文化振興会」に移行
11月10日　第 1 回文化庁国際文化フォーラム（～ 11 月 30 日）

2004 年　平成 16 年

1月18日　「国立劇場おきなわ」開場
2月 3日　文化審議会「これからの時代に求められる国語力について」答申
2月 3日　文化審議会「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について」提言
3月30日　第 1 回文化庁映画賞贈呈式
4月27日　文化遺産オンライン（施行版）をインターネットで公開開始
5月28日　「文化財保護法」一部改正（文化的景観の保護制度創設，民俗技術の保護対象化，文化財登録の拡充等）
6月 4日　「国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会」発足
9月14日　特別史跡キトラ古墳の保存・活用等に関する調査研究委員会が，特別史跡キトラ古墳壁画の全面はぎ取りを決定

2005 年　平成 17 年

2月 1日　「お雑煮 100 選」選定
2月 2日　文化審議会文化政策部会「地域文化で日本を元気にしよう！」報告
3月30日　文化審議会「敬語に関する具体的な指針の作成」及び「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」諮問
3月31日　「国語施策百年史」刊行
7月29日　「文字・活字文化振興法」公布
9月24日　豊岡市でコウノトリの試験放鳥開始（秋篠宮同妃両殿下御臨席）
10月16日　「九州国立博物館」開館
10月27日　「わたしの旅 100 選」選定

2006 年　平成 18 年

6月 1日　「文化遺産国際協力コンソーシアム」発足
6月23日　「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」公布
6月30日　「分かりやすく伝える　外来語言い換え手引き」（国立国語研究所「外来語」委員会編）刊行
10月 6日　「登録有形文化財建造物 5000 件記念シンポジウム（東京都）」開催
12月22日　「著作権法」一部改正（IP マルチキャスト放送による放送の同時再送信の円滑化等）

2007 年　平成 19 年

1月14日　「日本の歌 100 選」選定
1月21日　「国立新美術館」開館

1月26日　「関西元気文化圏・連携支援室」設置
2月 2日　文化審議会「敬語の指針」答申
2月 9日　「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第２次基本方針）」閣議決定
4月　「生活者としての外国人」のための日本語教育事業開始
4月 1日　「独立行政法人国立文化財機構」設立
4月 5日　高松塚古墳石室の取り出し作業開始（～８月21日）
4月27日　「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」公布
5月30日　「映画の盗撮の防止に関する法律」公布
7月25日　「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会」設置
10月 2日　旧文部省庁舎を登録有形文化財（建造物）に登録

2008年　平成20年

1月 5日　文化庁が中央合同庁舎第７号館に移転し，業務開始
5月23日　「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」公布
9月26日　文化審議会文化財分科会世界遺産特別委員会「我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について」報告

2009年　平成21年

3月30日　文化発信戦略に関する懇談会「日本文化への理解と関心を高めるための文化発信の取組について」報告
3月31日　「文化芸術立国の実現を目指して　文化庁40年史」刊行
6月19日　「著作権法」一部改正（インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置等）
10月 1日　大学共同利用機関法人人間文化研究機構に「国立国語研究所」を移管

2010年　平成22年

4月23日　「平成宮跡第一次大極殿完成記念式典」開催（奈良県）
7月20日　「危機的な状況にある言語・方言」に関する取組を開始
11月30日　「常用漢字表」内閣告示及び「公用文における漢字使用等について」内閣訓令（平成22年６月７日，文化審議会「改定常用漢字表」答申を受けて）

2011年　平成23年

1月18日　「第３回日中韓文化大臣フォーラム」開催（奈良）（～１月19日）
2月 8日　「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第３次基本方針）」閣議決定
4月 1日　「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」公布
4月 4日　「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」公布
10月 1日　国立文化財機構に「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」設置

2012年　平成24年

1月23日　「日本語教育推進会議」開催開始
6月27日　「劇場，音楽堂等の活性化に関する法律」公布
6月27日　「著作権法」一部改正（いわゆる「写り込み」等に係る規定等の整備）
9月 5日　「古典の日に関する法律」公布
11月 6日　「世界遺産条約採択40周年記念最終会合」開催（京都）（11月５日：富山県・兵庫県）

2013年　平成25年

5月 8日　「国立近現代建築資料館」開館
11月20日　「文化庁及び観光庁の包括的連携協定」締結

2014年　平成26年

3月28日　「文化芸術立国中期プラン」策定
5月14日　「著作権法」一部改正（電子書籍に対応した出版権の整備等）
9月13日　京都国立博物館に「平成知新館」開館
11月30日　「第6回日中韓文化大臣会合」開催（横浜）

2015年　平成27年

4月24日　日本遺産を初めて18件認定
5月22日　「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」閣議決定
7月17日　「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想～2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術立国の実現のために」発表

2016年　平成28年

3月 7日　「スポーツ庁，文化庁及び観光庁の包括的連携協定」締結
3月22日　まち・ひと・しごと創生本部決定「政府関係機関移転基本方針」において文化庁の京都移転が決定
4月26日　「文化庁移転協議会」設置
4月26日　「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」公表
9月23日　「スポーツ文化ツーリズムアワード2016」10選発表
9月28日　「国立劇場開場50周年記念式典」開催
10月19日　スポーツ・文化・ワールド・フォーラム（～10月22日）
11月17日　文化審議会「文化芸術立国の実現を加速する文化政策」答申
12月16日　「著作権法」一部改正（TPP協定の締結に伴う制度整備）

2017年　平成29年

1月17日　「新進芸術家海外研修制度発足50周年記念国際シンポジウム」開催
3月 1日　「文化経済戦略特別チーム」発足
3月 9日　「Arts in Bunkacho」開催
4月 1日　「文化庁地域文化創生本部」設置
5月 8日　「京都国立博物館開館120周年記念式典」開催
6月23日　「文化芸術基本法」公布（「文化芸術振興基本法」一部改正）
7月25日　文化庁移転協議会において組織の大枠，本格移転場所，移転時期の決定
8月26日　「第9回日中韓文化大臣会合」開催（京都）
11月10日　関係省庁による「文化芸術推進会議」が発足
12月27日　「文化経済戦略」策定

2018年　平成30年

1月 8日　「新国立劇場開場20周年記念式典」開催
3月 6日　「文化芸術推進基本計画（第1期）」閣議決定
4月 1日　「国立映画アーカイブ」開館
5月25日　「著作権法」一部改正（デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備等）
6月 8日　「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律」一部改正
6月13日　「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」公布
6月13日　「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」公布
6月15日　「文部科学省設置法」一部改正（文化庁の機能強化）
7月 1日　国立文化財機構に「文化財活用センター」設置
9月30日　「文化庁創立50周年記念式典」開催
　　文化庁新ロゴマーク作成